２０２０年度

豊田市子どもの権利擁護委員
・
とよた子どもの権利相談室

活　動　報　告　書

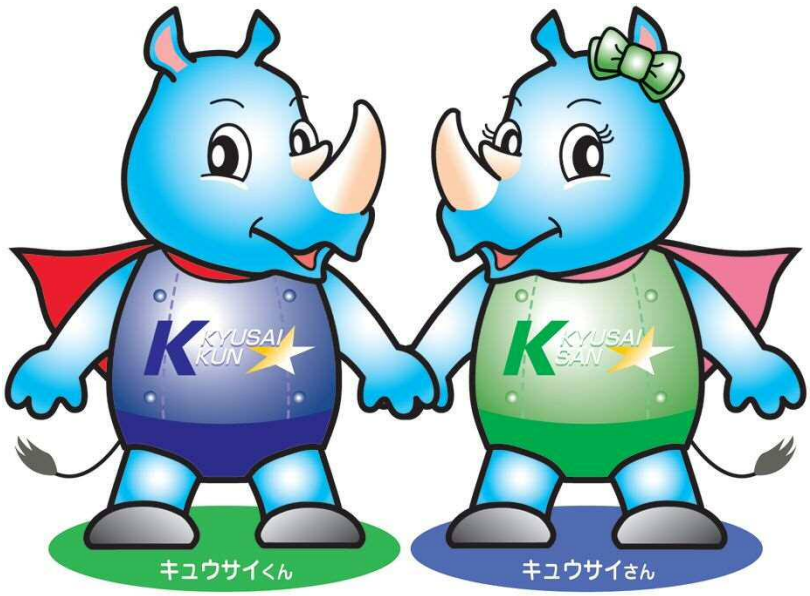

２０２１年6月

こ　こ　と　よ

とよた子どもの権利相談室

はじめに（巻頭言）

コロナ禍の今こそ豊田市子ども条例の出番です
―子どもの「豊かに育つ権利」に寄せて―

豊田市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員　石井　拓児

ここに、2020 年度の活動報告書をとりまとめることができました。コロナ禍のなか、私たちの相談活動も大きな制約を受けることとなりました。市内全ての中学校で子どもの権利について教職員・生徒らとともに学ぶ「中学校での子どもの権利啓発事業」は、昨年度からスタートしていたものですが、2020 年度はいったん中止となりました。

活動報告書をご覧いただきますとわかりますように、一斉休校措置期間中、子どもたちからの相談が激減しました。家族の「目」のあるところでは、なかなか子どもたちも電話がかけにくいとか、だれかに相談するのが難しいとか、ということがあるのではないかと私たちは考えていました。その期間中も、私たち擁護委員と相談員は、共同での研修会を重ね、子どもの権利をめぐってどのような事態が起きているのかをさまざまな観点から想定するなど、できる限りの準備をすすめてきました。

一斉休校が明けてから、６月は相談件数が増えたものの、その後９月以降はほぼ例年並みに戻ったように思います。また、私たちが想定していたように、コロナによる一斉休校措置が子どもたちに与えた影響に関係すると思われるような相談が何件かありました。一斉休校措置や外出自粛要請は、友だちとの遊び方や関わり方を含め、子どもたちのほんらいのあり方を大きく変えてしまうような、たいへん大きな出来事であったとあらためて感じます。

学校再開後、学校関係者のみなさまは、感染防止対策を講じつつ、通常の学校教育活動を取り戻そうと、懸命な努力を続けられたことと存じます。全国を見渡しても、学校内で発生したと思われるクラスターは、きわめてわずかでありました。大きく成長発達していく「子ども時代」に、可能な限りさまざまな経験が必要であることは言うまでもありません（豊田市子ども条例は、子どもの「豊かに育つ権利」を定めています）。修学旅行等、貴重な機会を逸した子どもも決して少なくはありませんが、多くの学校では、規模や人数を縮小したり制限したりして学校行事を開催されました。多くのみなさんのご尽力に、心より敬意を表したいと思います。

それでも、学校再開後、すべての子どもの日常が取り戻せているわけではありません。コロナ感染にリスクをもともと抱えている重いぜんそくや小児成人病の子どもたちは、学校への登校を控えざるをえない状況が続いています。感

染対策の緊張感は、大きなストレスを毎日のように子どもたちに与えているということも忘れてはならないでしょう。また、「遅れた勉強」を取り戻そうとするあまり、ひとりひとりの成長発達の多様性や個性が押しつぶされてしまってはいないでしょうか。

この巻頭言を執筆している３月末時点では、第４波とされる新たな感染拡大が大阪府や宮城県を中心に広がってきていることが報じられています。世界を見渡してみても、「学校は最後まで閉鎖しない」という方針だったフランス政府が、ついに休校措置に踏み切るようだとも伝えられています。まだもう少し、子どもたちとともに私たちも我慢・辛抱の時を過ごさねばならないようです。学校で何がどこまでできるのか、家庭の中ではどのようにして過ごすことができるのか、いま、どんな体験が必要なのかを、子どもたちとともに、子どもたちの声を出発点にしながら、考えていきましょう。

本報告書の後半には、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室（こことよ）が、名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室と共同で行った「子どもの権利に関する高校生意識調査報告書」を付しています。これまで、豊田市役所が市民アンケートを通じて高校生を対象として条例の普及度などを調査したものはありましたが、今回の調査では、条例の普及度・認知度というにとどまらず、条例に示された各条項に関わって「守られていないと感じている権利はどれか」「どの権利が大事だと思うか」といったことを調査しています。また、子どもの権利条約を含めて子どもの権利一般についても質問しているほか、自由記述欄を設け、高校生の「子どもの権利」に関する意見や主張も聞いています。ご協力いただきました高校関係者のみなさん、そして高校生のみなさんに、心より感謝を申し上げます。

市民のみなさま、それから、全国各地で子どもの権利擁護・相談に取り組まれているみなさまにも、本報告書のご一読をぜひお願いいたします。お気づきの点などあればご指摘の上、ご批判ご批正賜りますようお願い申し上げます。

も　く　じ

はじめに（巻頭言）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

コロナ禍の今こそ豊田市子ども条例の出番です
―子どもの「豊かに育つ権利」に寄せて―

豊田市子どもの権利擁護委員　代表擁護委員　石井　拓児

1　豊田市子どもの権利擁護委員制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

2　相談の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（１）2020 年度の概況
（２）相談状況の統計
（３）相談の特徴と傾向
（４）相談事例

3　調査・調整活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

（１）申立案件
（２）発意案件
（３）その他の調査・調整

4　発意に基づく支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

5　広報・啓発活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

6　研究・研修・会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

7　擁護委員からのメッセージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

コロナ禍の子ども・若者の生活をどうみるか
―子どもの自殺急増の背景を探る―

石井　拓児

児童虐待を考える―その 5
ネグレクトや心理的虐待環境で育った子どもたち
―児童相談所・一時保護所職員のインタビューから
その状態像を紹介します―

山田　麻紗子

子どもの権利擁護委員に就任して

山谷　奈津子

８　その他の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62

第１回　子どもの権利に関する高校生意識調査報告書

＜参考資料＞

豊田市子ども条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　113
豊田市子ども規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　124
２０２０年度擁護委員・相談員・室長　名簿　・・・・・・・・・・・・・　132

あとがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　133

1　豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を図るために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。

●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第１条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

●豊田市子どもの権利擁護委員の設置

（豊田市子ども条例第 21 条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例第 22 条）

①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などをすること。

②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整をすること。

③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第 15 条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員　３名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2020 年度は、弁護士、大学院教授及び臨床心理士が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員　５名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。相談室には常時 2～5 名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員）　３名

子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長（事務局職員）　１名

相談室の事務担当として、次世代育成課職員が務めています。相談や調査・調整活動は担当しません。

＜相談の主な流れ＞

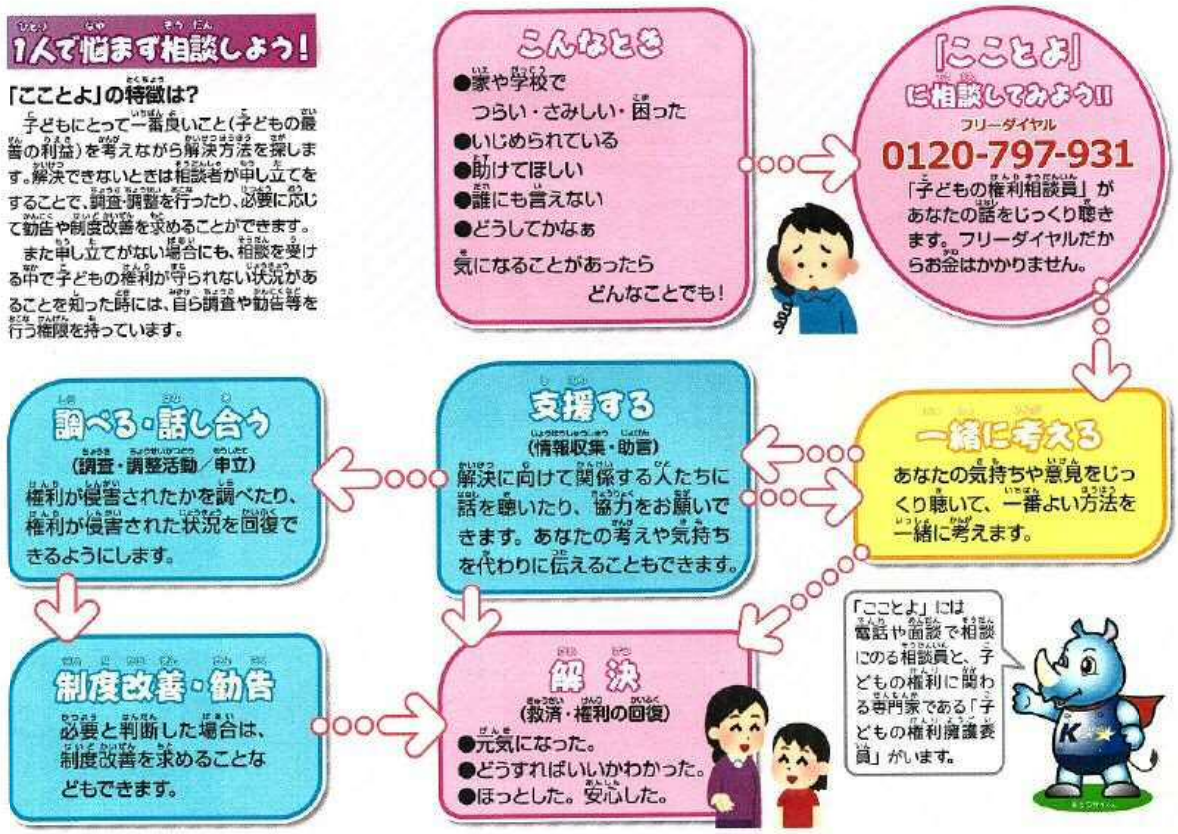

＊リーフレットより＊

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

秘密は守ります。お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話をききます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談の受付は、ＦＡＸ・手紙・メールでもしています。

※相談電話番号　　０１２０－７９７－９３１

（水～日、午後１時～午後６時（金は午後８時まで））

※ＦＡＸ番号　　０５６５－３３－９３１４

※手紙宛先（住所）

〒４７１－００３４

豊田市小坂本町１丁目２５番地　豊田産業文化センター４階

こことよ　又は　とよた子どもの権利相談室

※メールアドレス

ｋｏｄｏｍｏ-ｓｏｕｄａｎ@ｃｉｔｙ．ｔｏｙｏｔａ．ａｉｃｈｉ．ｊｐ

＜子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み＞

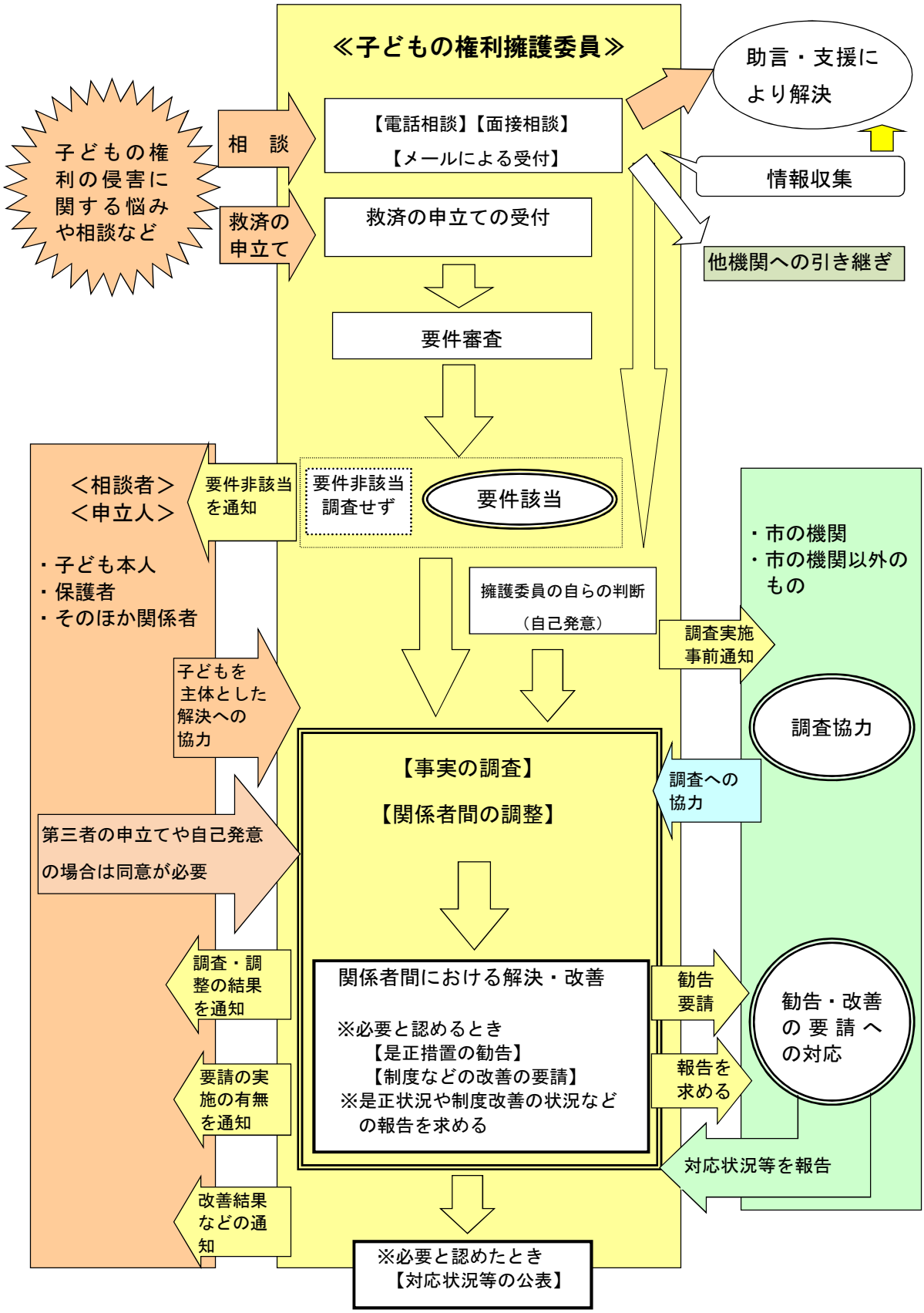

２　相談の状況

（１）2020 年度の概況

2020 年度に受け付けた新規（＊注 1）の相談案件は 91 件でした。

2019 年度と比較すると 20 件減少しています。また、91 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 25 件で全体の 27%、親からの相談は 49 件で全体の 54%でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数（＊注 2）としています。

2020 年度の延べ回数は 569 回でした。2019 年度と比較すると、30%の減少となりました。

2020 年度は相談者からの「申立案件」、擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」はありませんでした。「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 8 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。

電話がつながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

＊注 1「新規」・・・・初回の相談のこと
＊注 2「延べ回数」・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む（例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする。）。

（２）相談状況の統計

とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2020 年度のものを掲載しました。

ア　月別相談件数（新規・延べ）

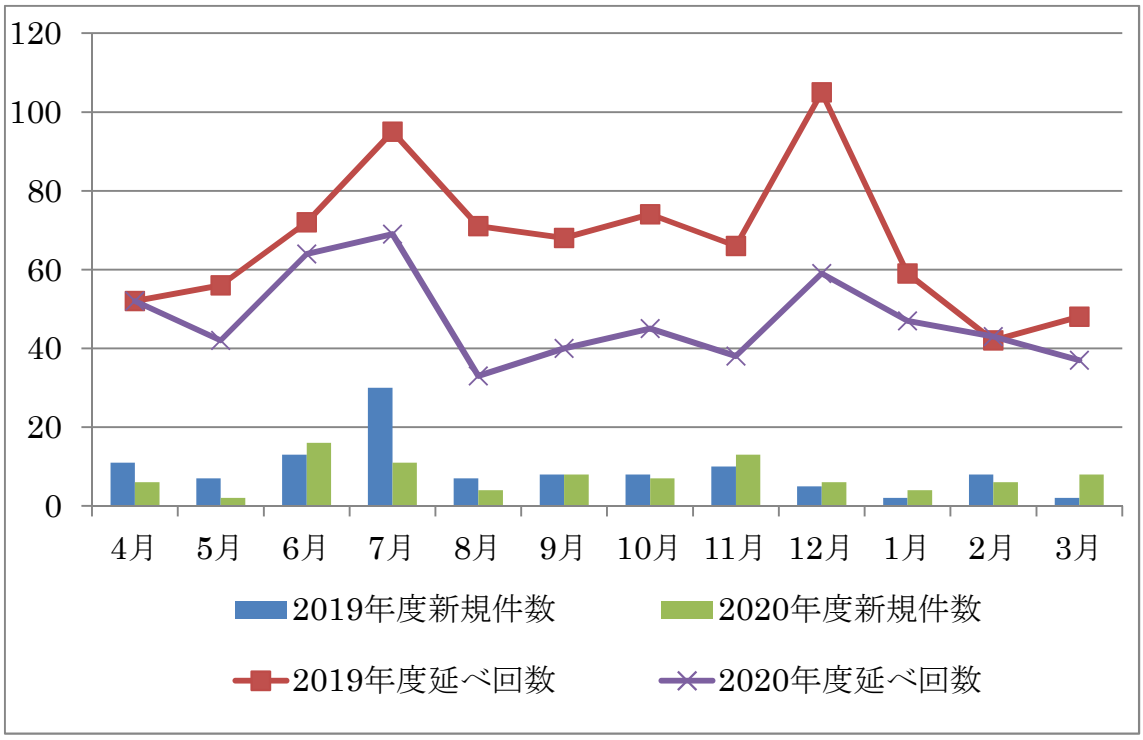

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総計
2019 年度新規件数	11	7	13	30	7	8	8	10	5	2	8	2	111
2020 年度新規件数	6	2	16	11	4	8	7	13	6	4	6	8	91
2019 年度延べ回数	52	56	72	95	71	68	74	66	105	59	42	48	808
2020 年度延べ回数	52	42	64	69	33	40	45	38	59	47	43	37	569

（2019 年度活動報告書において、2019 年度 11 月の延べ回数を誤って「65」と記しましたので、「66」に訂正しました。）

2020 年度の新規相談件数が多い月は 6 月（16 件）で、少ない月は 5 月（2 件）でした。延べ相談回数では 7 月（69 回）が多くなっています。

新規件数の総計は、2019 年度と比較して 20 件減少しました。延べ回数でも 239 回の減少となりました。

イ　相談者別（新規）　　～初回相談をしてきた人～

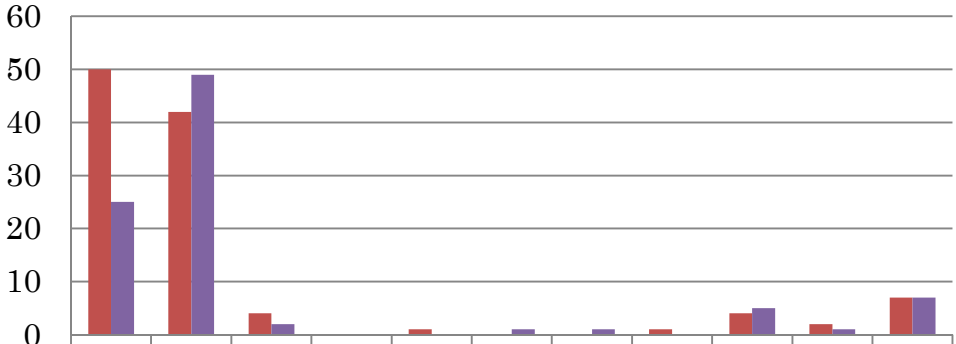

	子ども	親	祖父母	きょうだい	教員	施設	行政	市民	その他	対象外	不明
2019年度	50	42	4	0	1	0	0	1	4	2	7
2020年度	25	49	2	0	0	1	1	0	5	1	7

相談者別では、子ども本人からの相談が 25 件（27%）ありました。親からの相談は 49 件（54%）でした。

ウ　相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）

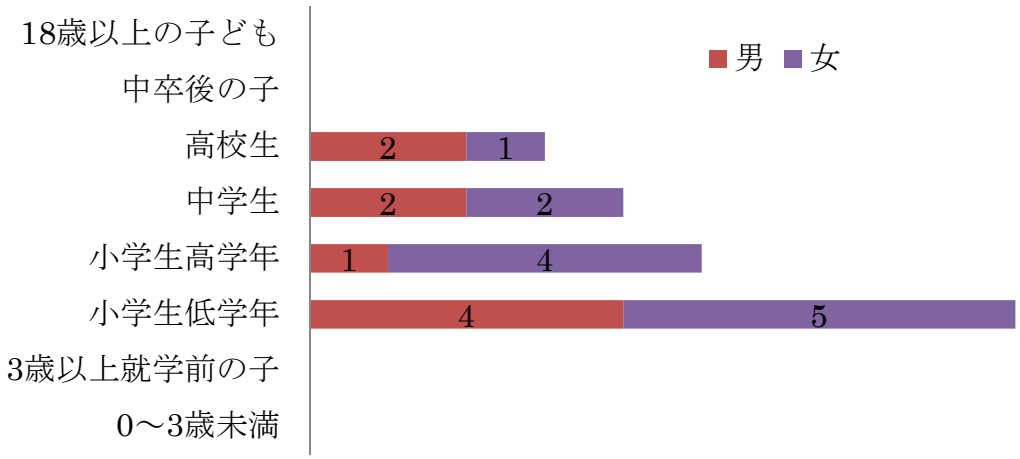

男子 9 件、女子 12 件で、性別又は学齢が不明のものが 5 件でした。
小学生低学年からの相談が多く、9 件となっています。

エ　相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）

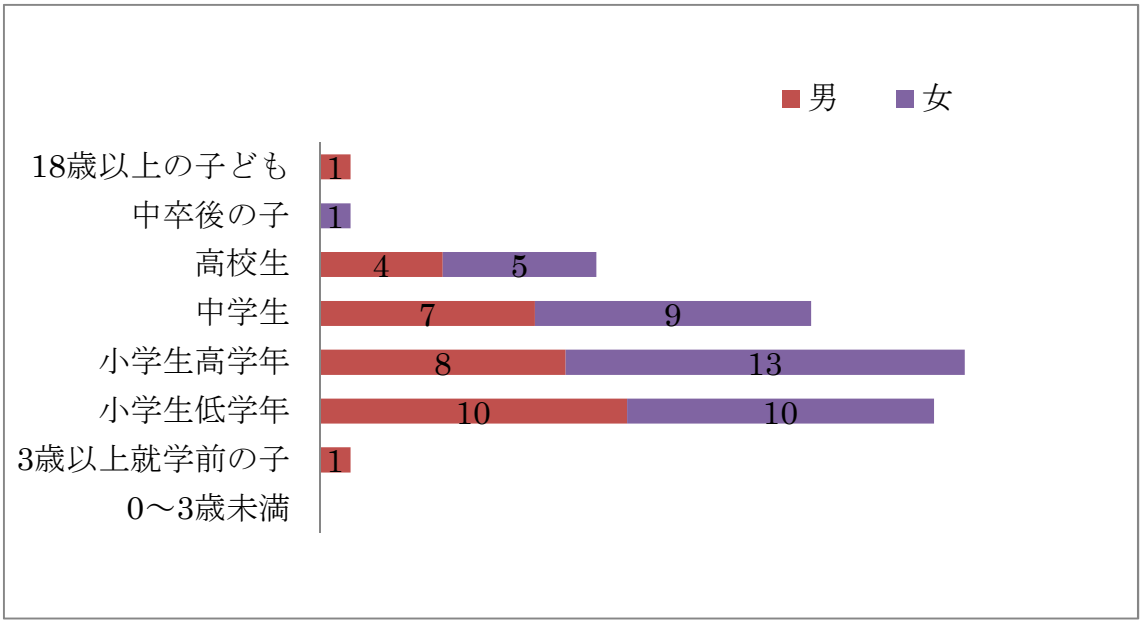

男子 31 件、女子 38 件でした。

小学生を対象とした相談が多くなっています。

オ　相談の継続回数

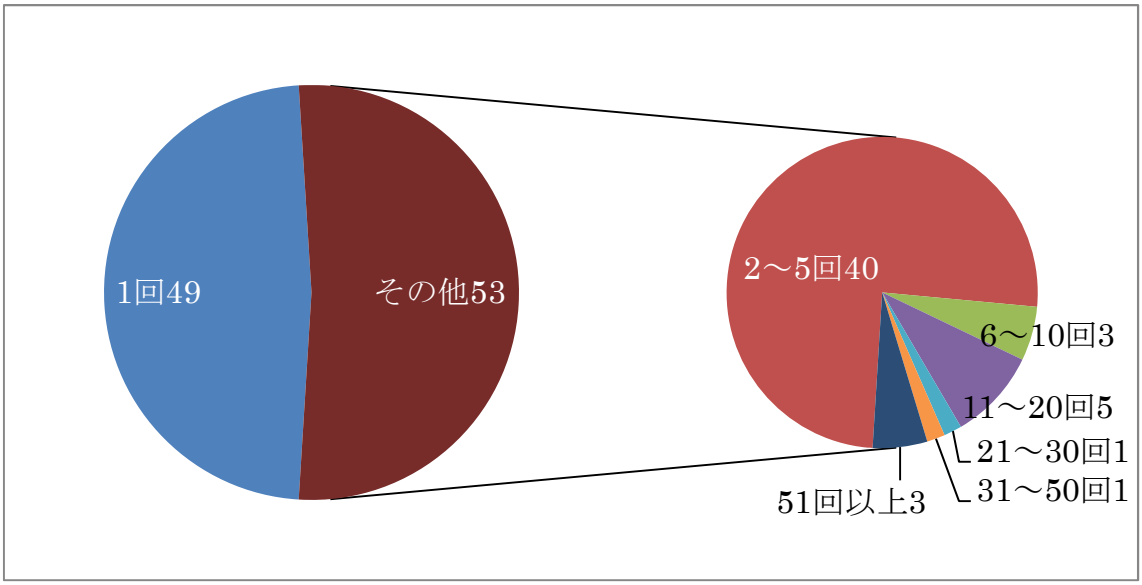

1 回の電話で終わった相談は 49 件（48%）でした。継続した場合、2～5 回の相談が 40 件（39%）、11～20 回の相談が 5 件（5%）などでした。

カ　相談の主訴（新規）

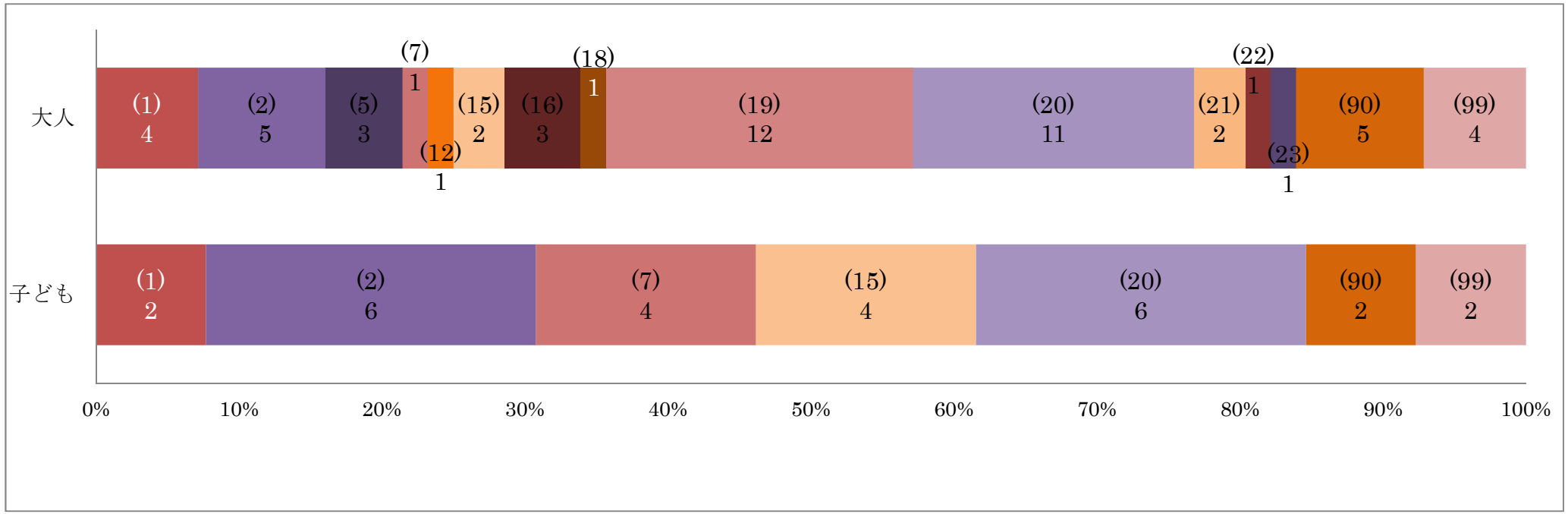

	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(10)	(12)	(13)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	
主訴	いじめ	交友関係の悩み（いじめ除く）	子ども同士の暴力（いじめ除く）	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等（保育師等含む）の暴力・暴言や威嚇	校則など学校のルール	学級崩壊	教職員等（保育師含む）のその他指導上の問題	学校・こども園等の対応の問題	行政機関の対応の問題	その他関係機関の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	4	5	0	3	0	1	0	0	1	0	2	3	0	1	12	11	2	1	1	5	4	56
子ども	2	6	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	2	2	26
計	**6**	**11**	**0**	**3**	**0**	**5**	**0**	**0**	**1**	**0**	**6**	**3**	**0**	**1**	**12**	**17**	**2**	**1**	**1**	**7**	**6**	**82**
2019 計	14	27	4	4	0	1	2	2	0	0	12	3	1	2	8	7	4	1	0	7	7	106

※相談者が特定できないもの４件、対象外５件を除く。

キ　主訴別延べ回数

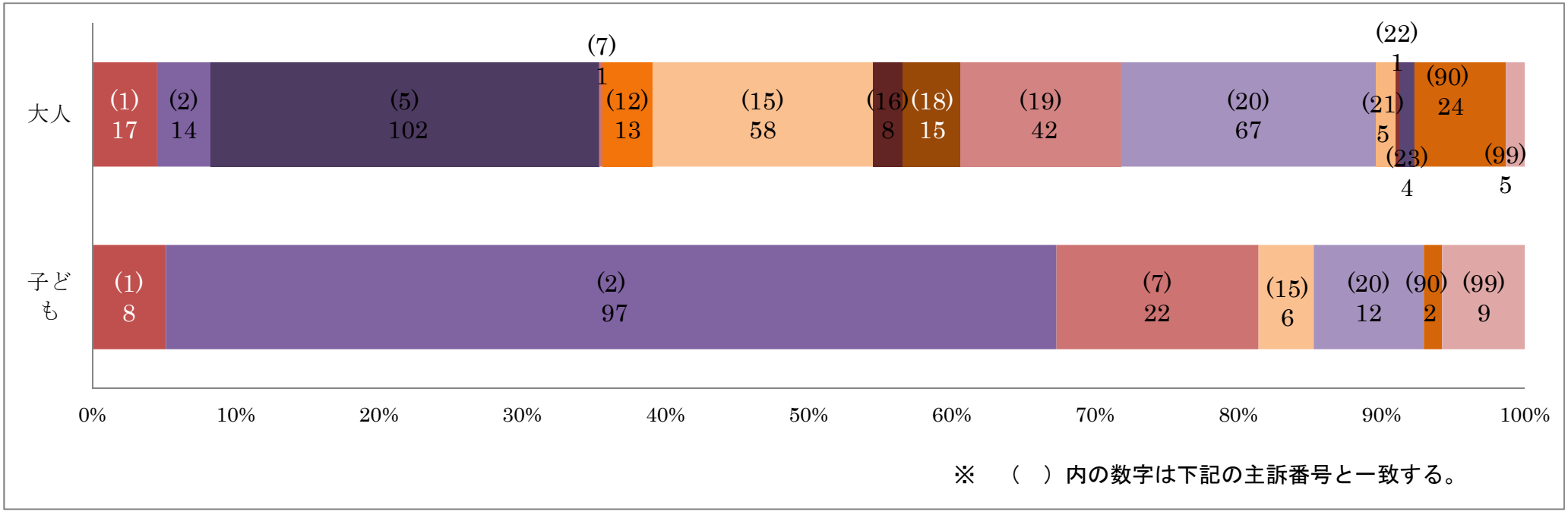

	(1)	(2)	(3)	(5)	(7)	(8)	(10)	(12)	(13)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	
主訴	いじめ	交友関係の悩み（いじめ除く）	子ども同士の暴力（いじめ除く）	不登校	心身の悩み	性の悩み	教職員等（保育師等含む）の暴力・暴言や威嚇	校則など学校のルール	学級崩壊	教職員等のその他指導上の問題	学校・こども園等の対応の問題	行政機関の対応の問題	その他関係機関の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	17	14	0	102	1	0	0	13	0	58	8	0	15	42	67	5	1	4	24	5	376
子ども	8	97	0	0	22	0	0	0	0	6	0	0	0	0	12	0	0	0	2	9	156
計	**25**	**111**	**0**	**102**	**23**	**0**	**0**	**13**	**0**	**64**	**8**	**0**	**15**	**42**	**79**	**5**	**1**	**4**	**26**	**14**	**532**

※相談者が特定できないもの 31 回、対象外 6 回を除く。

ク　相談の曜日（新規・継続）

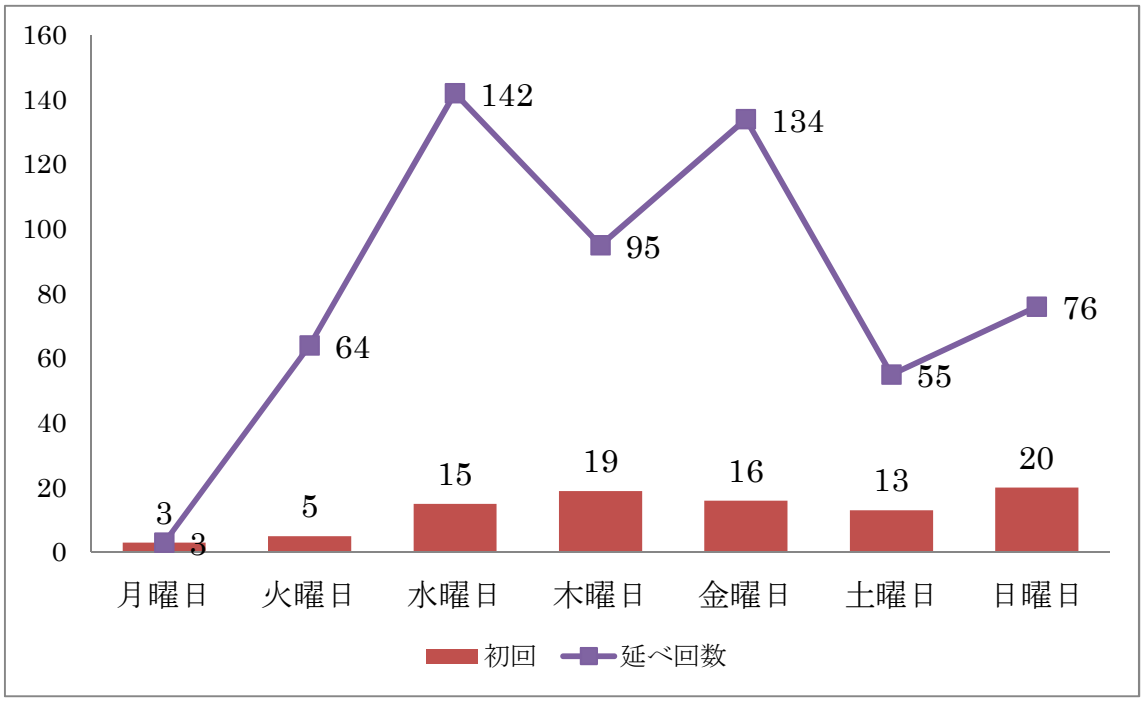

ケ　相談の時間帯（新規）

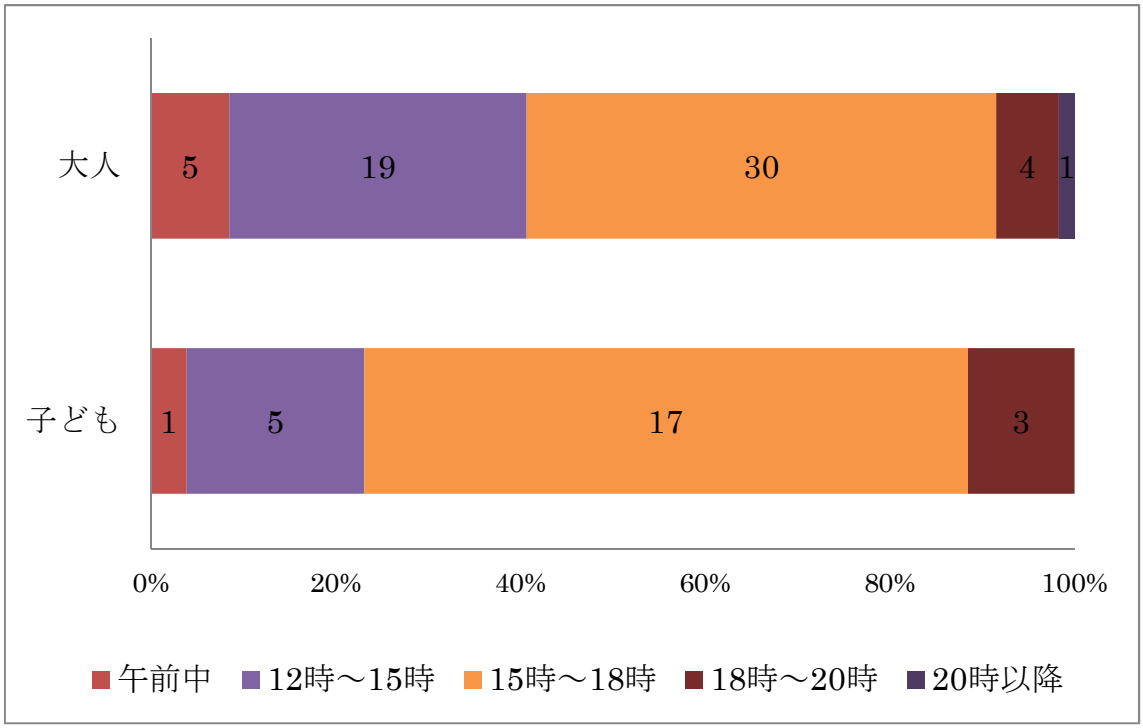

コ　相談の所要時間（新規）

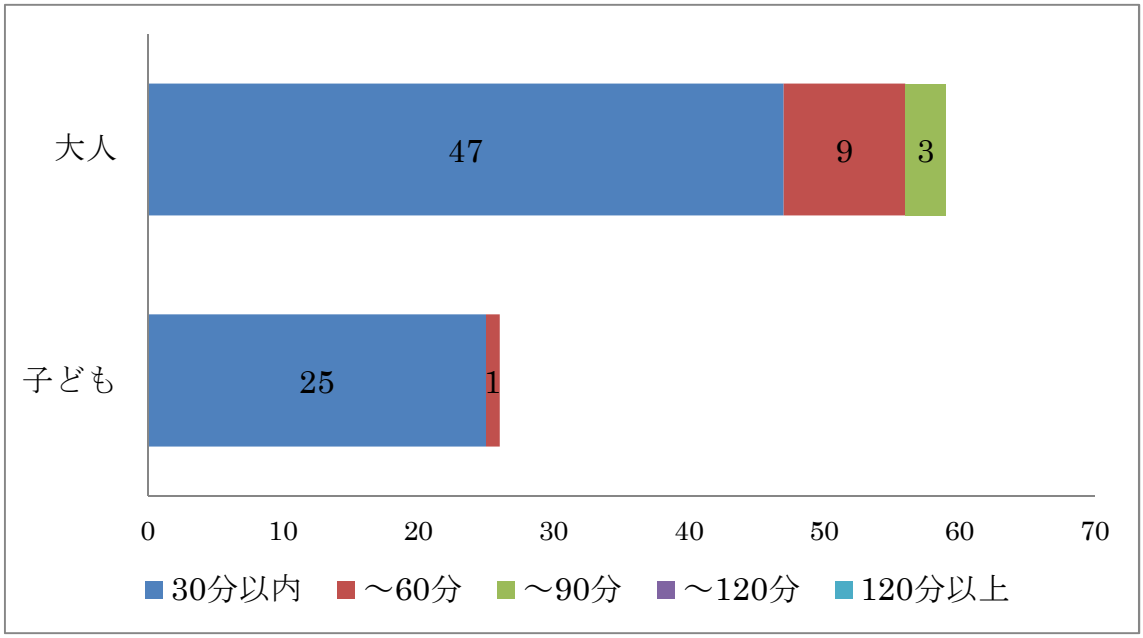

サ　相談の方法（新規）

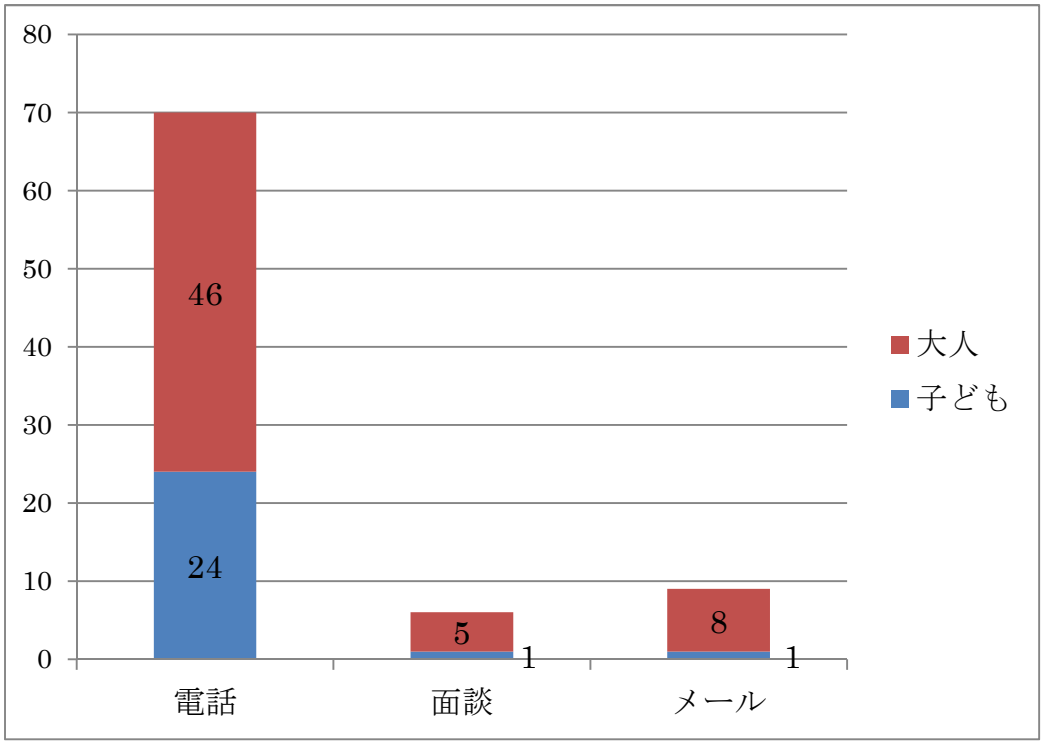

（３）相談の特徴と傾向

相談件数

2019 年度と比較して、新規件数は 111 件から 91 件へと 20 件減少しました。また延べ回数では 808 回から 569 回と 239 回減少しています。新型コロナウイルス感染症への対応により、学校や家庭の環境が変化したことによる影響を受けていると思われます。

2020 年度では、子ども本人から新規で直接相談があったのは、2019 年度の 50 件から減少し 25 件でした。これは相談全体の 27%で、2019 年度と比較すると大きな減少となりました。

子ども以外の新規相談では、親からの相談 49 件、祖父母からの相談 2 件などがありました。これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが 12 件ありました。子ども本人からの新規相談 25 件と合わせると 37 件（41%）となりました。

学校でカードやリーフレットを配布したり、相談室だよりを発行したりした他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的なＰＲに務めてきましたが、愛称「こことよ」を覚えてもらうとともに、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫が引き続き求められます。

参考グラフ：ア　月別相談件数（新規・延べ）
イ　相談者別（新規）

子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生低学年 9 件、小学生高学年 5 件、中学生 4 件、高校生 3 件となっています。

2019 年度と比較して、特に小学生からの相談が減少し、小学生低学年からの相談は 4 件、小学生高学年からでは 12 件のそれぞれ減少となっています。

子どもからの相談では、「いじめ」も含むと「交友関係の悩み」が 31%と多くなっています。「不登校」や「教職員等の暴力・暴言や威嚇」については当事者である子どもからの相談はなく、子どもが声を上げにくい状況であると考えられます。

また、「家族関係の悩み」を 2019 年度と比較すると、大人からの相談は 6 件から 11 件、子どもからの相談は 1 件から 6 件と、それぞれ増加しているのは心配になるところです。

参考グラフ：ウ　相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）
カ　相談の主訴（新規）

大人からの相談も含めた子どもが対象となる相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小中学生が大半を占めています。小学生低学年 20 件、小学生高学年 21 件、中学生 16 件の相談がありました。高校生の相談は 9 件ありました。

大人からの相談では「子育ての悩み」「家族関係の悩み」が多くなっています。どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室がつながるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ　相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）
カ　相談の主訴（新規）

継続相談

1 回の電話で終わる相談は全体の 48%ですが、繰り返し電話で相談を受けたり、面談して話を聴いたり、必要があれば学校や関係機関に出向いて話を聴いたりすることもあります。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめ、交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聴き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、申立、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。

参考グラフ：オ　相談の継続回数　　キ　主訴別延べ回数

相談の曜日や時間・相談方法

新規の相談では日曜日が 20 件、木曜日が 19 件と多くなっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聴き取りを行ったり、調査・調整等のための時間にしたりしています。

相談は午後の時間帯に集中し、大人も子どもも 15 時から 18 時の時間が多くなっています。また、大人からは 12 時から 15 時の時間も多いようです。

相談の所要時間は、子どもの場合は 30 分以内が多くなっています。大人の場合もほとんどが 60 分以内で終了しています。

初回相談は電話がほとんどですが、直接来室し面談したものが 6 件ありました。メールでの相談受付は、大人から 8 件、子どもから 1 件ありました。

参考グラフ：ク　相談の曜日（新規・継続）　ケ　相談の時間帯（新規）
コ　相談の所要時間（新規）　サ　相談の方法（新規）

（４）相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談内容及び対応の概要
事例① 本人 中学生　女子 教師の 　不適切な指導 面談、電話	【相談内容】 　部活の顧問の先生の指導が厳しいと感じています。顧問の先生に言われる言葉が辛いです。自分の気持ちを自分から先生に直接は言い辛いです。部活を移りたくない気持ちはあるのですが、どうしたらいいですか。 【相談室から】 　最初は部活の指導に関しての相談でした。初回面談時は母親に連れてこられたこともあり、なかなか自分の気持ちを話すことが難しい様子でしたが、電話や面談を重ねていく中で、自分の思いを話してくれることが増えていきました。 　部活のことだけではなく、漠然とした学校への行きづらさを感じている様子から、時間をかけて本人の思いを傾聴し、その不安な気持ちについて受け止め、一緒に整理をしていきました。 　部活については、「顧問の先生に話を聞いてきてほしい」「部活で言われて嫌だったことを伝えて欲しい」という本人の要望から、擁護委員が学校に出向き、その思いを伝えました。 　学校側に伝わっていなかった本人の気持ちを相談室が伝えることで、顧問の先生にも、本人との認識の違いや、個別の配慮が必要な点について理解していただきました。 　しばらくは、他の生徒たちが帰った後の夕方登校が続いていましたが、自分が没頭できる趣味を見つけたことや、友達と楽しい時間を過ごしたことなどがきっかけとなり、自分でペースをつかみながら、再度登校へつながることができました。
事例② 母親 小学生　男児 行き渋り 電話、面談	【相談内容】 　子どもが、学校に行った日の夜に体調を崩してしまいます。子ども自身は、何が原因かはわかっていないようです。でも、子どもの話を聞いていくと、どうやら先生を怖がっているようで、どう学校に話をすればいいかと思案しています。 【相談室から】 　子どもの様子を心配した母親からの相談でした。面談にて、

	これまでの経緯を確認・整理しながら気持ちを傾聴し、子ども本人からも話が聞きたいことを伝えました。 　ゆっくりと学校生活に慣れる期間であるはずの４月と５月がコロナのために休校になったことや、梅雨で体調が不安定になりやすい時に新しい学校生活が始まったことなどが、もともと繊細な面のある子ども本人には、より負担になったようでした。 　担任の先生が原因であると断定した伝え方ではなく、子どもからの話と今の状況を伝えながら相談することで、学校から協力を得ていくという方法を母親に提案しました。 　後日確認したところ、母親が学校に協力をお願いし、子ども本人は、その後安心して登校できるようになったとのことでした。
事例③ 父親 高校生　女子 部活・SNS・ 　　仲間はずれ 電話、面談	【相談内容】 　子どもが部活のＳＮＳグループに入れてもらえません。先生にもグループに入れてもらえるよう相談しましたが、対応してもらえませんでした。その結果、子どもは日程や試合などを知らされず、部活動に参加できませんでした。内部で孤立していき、部活に参加しにくくなってしまいました。学校には誠実な対応をしてほしいと思います。 【相談室から】 　最初は父親からの相談でした。その後、本人からも詳しい話を聞くことができました。本人は、先生の対応に傷ついて部活を辞めてしまっていました。本人は、すでに学校と話し合いの場を持ち、先生から謝罪されていましたが、学校側の対応に納得いかず「今回の経緯と今後の対応について他の生徒の前で話してほしい」と要望しました。 　こことよが学校に出向き、調整をすることになりました。本人の要望をどのように学校に伝えるかを話し合う際、両親と本人の意向が違っていましたが、こことよは子どもの考えや気持ちを優先することを両親に理解してもらい、本人の希望を大切にしながら話し合いを重ねるうちに、本人の「また元気に学校に通いたい。」という意向が明確になっていきました。本人の気持ちを整理し、その意向を学校へ伝えると、学校も納得し、その意向に応える形で話し合いを持つことができました。 　その後、こことよから本人の様子を確認すると、楽しく学校に行けているという返事が返ってきました。

事例④ 本人 小学生　男児 虐待 電話	【相談内容】 　僕が、家でいうことを聞かないから、お父さんに叱られます。怒鳴られたり叩かれたりします。あざもできています。お母さんはかばってくれるけど、お父さんが怒ったり、叩いたりするのはなくならないです。学校に行っている間に、お母さんがいなくなっていたら、と思うと不安で、学校に行きたくないです。 【相談室から】 　父親の暴力についてや、怪我があるかなど具体的な状況を聞きました。相談してきた本人に「あなたを助けてくれるところに連絡をしていいか」と話をして、関係機関へ虐待通告をしました。 　その後、関係機関と連絡を取り合う中で、相談者とその家族に面接を行ったこと、学校に見守りをしてもらっていること、母親が他の機関につながることで新しい支援を受けられるなど、詳しい状況を知ることができました。

３　調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合とがあります（豊田市子ども条例第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

（１）申立案件

2020 年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立てはありませんでした。

（２）発意案件

2020 年度、擁護委員による発意案件はありませんでした。

＜発意案件Ｈ7－19＞については、2021 年 3 月末現在、調査中です。

（３）その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合もあります。

2020 年度に申立て・発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は 8 件でした。

当該子ども	調査・調整の内容
小学生	次世代育成課と連携
小２男児	学校、学校教育課からの情報収集と連携
小３女児	学校と連携
小５女児	学校、学校教育課、保健給食課、学校づくり推進課からの情報収集と連携
小６男児	パルクからの情報収集
中１女子	子ども家庭課との連携
高３男子	学校からの情報収集と連携
17 歳女子	子ども家庭課、次世代育成課、若サポからの情報収集と連携

※内容の欄において、各機関の名称を略称にしています。

・次世代育成課　…　豊田市役所次世代育成課
・子ども家庭課　…　豊田市役所子ども家庭課
・学校教育課　…　豊田市教育委員会学校教育課
・保健給食課　…　豊田市教育委員会保健給食課
・学校づくり推進課　…　豊田市教育委員会学校づくり推進課
・パルク　…　パルクとよた　豊田市青少年相談センター
・若サポ　…　豊田市若者サポートステーション

４　発意に基づく支援活動

2010 年の発意案件では、放課後児童クラブの制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課から５年間、対応状況の報告を受けました。2015 年 3 月 30 日の報告確認書において、子どもの権利擁護の観点から、その後も各種研修やクラブ訪問の継続に取り組んでいただくことを要望しています。

次世代育成課が行う支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても協力や参加をしています。

（１） 支援員研修

2020 年度は集合しての研修は行われなかったため、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

日程	研修内容
5 月	支援員研修資料 「子どもの権利と放課後児童クラブ」　間宮擁護委員
11 月	支援員研修資料（音声付き DVD） 「子どもの権利と放課後児童クラブ」　山田擁護委員

（２）支援訪問

日程	会場	事業者	クラブ名	参加者
9 月 25 日（金）	加納小	振興会	なかま学級	相談員
10 月 15 日（木）	高嶺小	大和学園	わいわいクラブ	相談員
10 月 22 日（木）	駒場小	大和学園	ちえのわクラブ	山谷擁護委員
10 月 30 日（金）	朝日小	振興会	いちご	石井擁護委員

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

・振興会　　…　社会福祉法人　大和社会福祉事業振興会
・大和学園　　…　学校法人　大和学園

5　広報・啓発活動

相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること」が定められています（豊田市子ども規則第 15 条第 2 項第 4 号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

（1）子どもへの広報・啓発活動

ア　カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらえるように、下表のとおり配布しました。カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒に配布しました。

〔カード〕

〔リーフレット〕

※印の学年については、リーフレットも全児童･生徒対象に配布しました。

配布対象	配布物
市内小学校 1 年生※	リーフレット・カード（黄色）
市内小学校 2 年生～6 年生	カード（黄色）
市内中学校 1 年生 ※	リーフレット・カード（白色）
市内中学校 2 年生・3 年生	カード（白色）
豊田特別支援学校小学部※	リーフレット・カード（黄色）
豊田特別支援学校中等部・高等部※	リーフレット・カード（白色）
市内県立高等学校	リーフレット・カード（白色）
市内私立高等学校	リーフレット・カード（白色）
県立豊田高等特別支援学校	リーフレット・カード（白色）

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点から CAP プログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※CAP＝Child Assault Prevention「子どもへの暴力防止」

イ　愛称決定

2018 年 12 月に行われた「子どもシンポジウム 2018」に参加した子どもたちから,「子どもが気軽に相談できる窓口になるために、親しみやすい名前にしたほうが良い」という意見が出されました。この意見を参考に愛称を募集する取り組みを行いました。

2019 年 11 月 1 日から 12 月 27 日までの募集期間に 171 件の応募がありました。審査では、豊田市子ども会議の子ども委員からの意見ももらい、愛称を**「こことよ」**に決定しました。

この愛称は、「子どもの心を豊かに」という意味を込めて、市内在住小学校６年生の女の子が考えてくれました。審査の過程で、子ども会議の子ども委員が「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を加えてくれました。

2020 年 5 月 1 日から「こことよ」の使用を開始しています。多くの方に早く覚えてもらえるよう、次世代育成課の協力により報道機関にとりあげてもらったり、権利学習等で学校に出向いた際に子どもたちへ説明したりしました。

ウ　相談室だより

2020 年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるようお便りの名称を、新しく決定した愛称「こことよ」に変更しました。

小学校低学年向け「こことよ」と、高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小・中学校に例年通りの 6 月、10 月、2 月の年 3 回に加え、5 月に臨時号を配布しました。

2018 年度から、相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談室に相談してからの流れを毎号に載せています。

相談室だよりは相談室からのお知らせのほかに、擁護委員から子どもたちへのメッセージなどを掲載しています。毎号掲載されるクイズ（答えは、子どもの権利に関する言葉）が、子どもたちには好評なようです。

一人で悩まず、相談しよう

秘密は守ります

たとえば、こんなとき…

学校で
- 一人ぼっちな気がする
- 授業や給食の時間のこと

自分のこと
- 将来への不安
- 自分の性格

生活の場で
- みんなに話せないこと
- つらいこと いやなこと

ネットで
- 仲間はずれ
- 写真や動画の拡散

相談には こんな方法が あるよ。

電話 0120-797-931（ぐーなし ぐーさい）★携帯電話からでもお金はかかりません。

メール kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp メールは相談受付のみ

会って 豊田産業文化センター4階

その他、FAXや手紙も受け付けます。

調べる、話し合う

解決に向けて関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて一番よい方法をいっしょに考えます。

制度改善

必要と判断した場合は、制度改善を求めることもできます。

もうだいじょうぶ。安心できたよ。

困ったことが出てきたらまた相談してください。

ここよ　とよた子どもの権利相談室

相談時間　水・木・土・日：午後1時～午後6時　■祝日もやっています
金　：午後1時～午後8時　■年末年始はお休み

連絡先　〒471-0034　豊田市小坂本町1-25　豊田産業文化センター4階
FAX　0565-33-9314　とよた子どもの権利相談室

ホームページ　とよた子どもの権利相談室　検索

電話に出るのは、私たち相談員です。初めての電話はドキドキするよね。安心してかけてね。「はい、ここよです」

26 号の答えは『チルコ』でした。

2020年6月 第27号

ここよ

～とよた子どもの権利相談室だより～

キュウサイくん　キュウサイさん

こんにちは。とよた子どもの権利相談室『ここよ』です。

昨年、みなさんが応募してくれた愛称の中から『ここよ』に決まりました。

新しくなった『ここよ』をよろしくお願いします。

新しい学年が始まって2か月。新型コロナの影響もあるし、毎日の生活に疲れが出てきたり、「ちょっとしんどいな」「いつもの自分の調子と違うぞ」と思うのは、当たり前。『ここよ』にいつでも気持ちを聞かせてください。

愛称の募集に応募してくれたみんなに参加賞を郵送しました。住所が分からず届けられない人が6人います。連絡待ってます！

とよた子どもの権利相談室のメンバー（子どもの権利擁護委員）を紹介します。

山田 麻紗子 代表擁護委員（臨床心理士）

とよた子どもの権利相談室は、今年から『ここよ』になります。皆さんにとって一番良いことを考える相談室が「ここにあるよ」という意味があります。困ったとき、悲しいとき、怒ったりする出来事があったとき、『ここよ』に相談してください。皆さんからの電話を待っています。

間宮 静香 擁護委員（弁護士）

突然の休校でゆっくり卒業や入学を味わえなかった人も多いと思います。ずっと家にいて息苦しくなった人もいるでしょう。そういうときは、ぜひ『ここよ』にあなたの気持ちを教えてください。私たちはあなたの味方です。

石井 拓児 擁護委員（大学の先生）

人間には、「尊厳（そんげん）」があります。あなたがあなたらしく生きることは、すべての人に与えられた権利です。辛いことや悲しいことがあったら、それはあなたの「尊厳」が傷つけられているのかもしれません。そんなときはいつでも私たちにご相談ください。

クロスワード

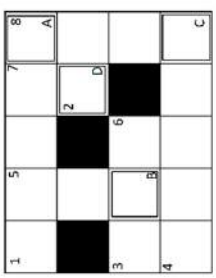

クロスワードを解いて、□の文字をA～Dの順番に並べてみよう。どんな言葉になるかな？

横のカギ
1. スーパーで買い物したらここに入れて保存しましょう。
2. 何事も前もって備えておけると安心するね。
3. カボチャ豆からできている粉末。ミルクに溶かして飲むとおいしいね。
4. 咳をするとき、気をつけたいね。咳○○○○。

縦のカギ
3. みんなに会って味りあって、大きな○○を出したい。
5. 安心できる場所にいると感じる気分。○○○○がいい。
6. 新型コロナが大変、でも、○○ない夜はない。
7. 悩んだり、気持ちが晴れたり、○○曲折な春時代。
8. WHOが決めた新型コロナの正式名称は○○○○19。

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより　第２８号＞

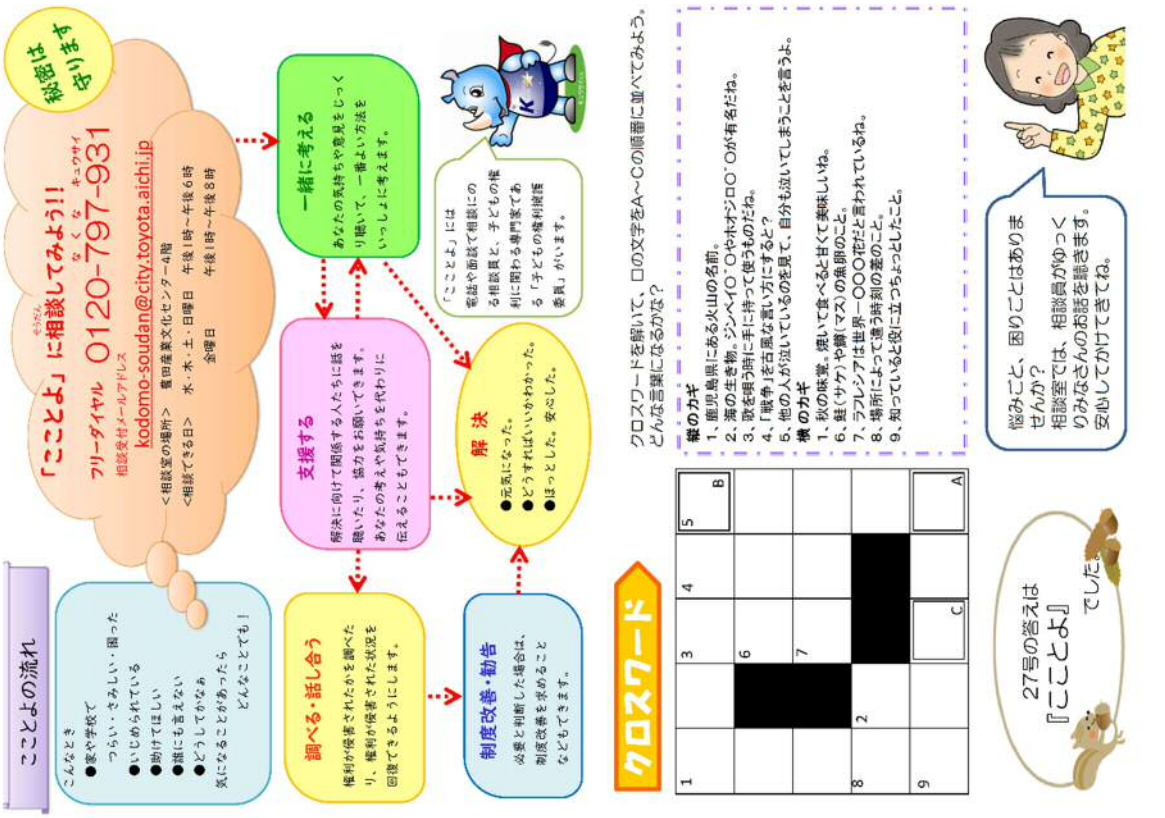

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより　第２９号＞

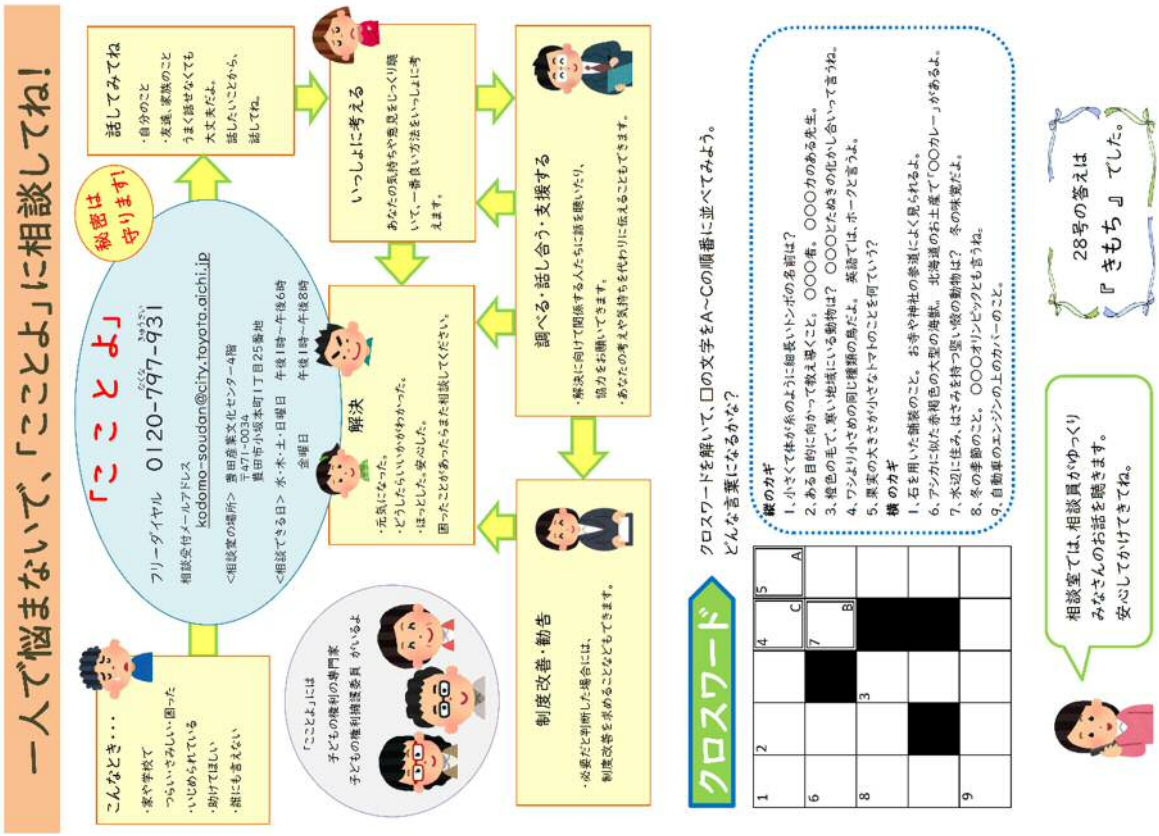

＜小学校低学年向け相談室だより　第２０号＞

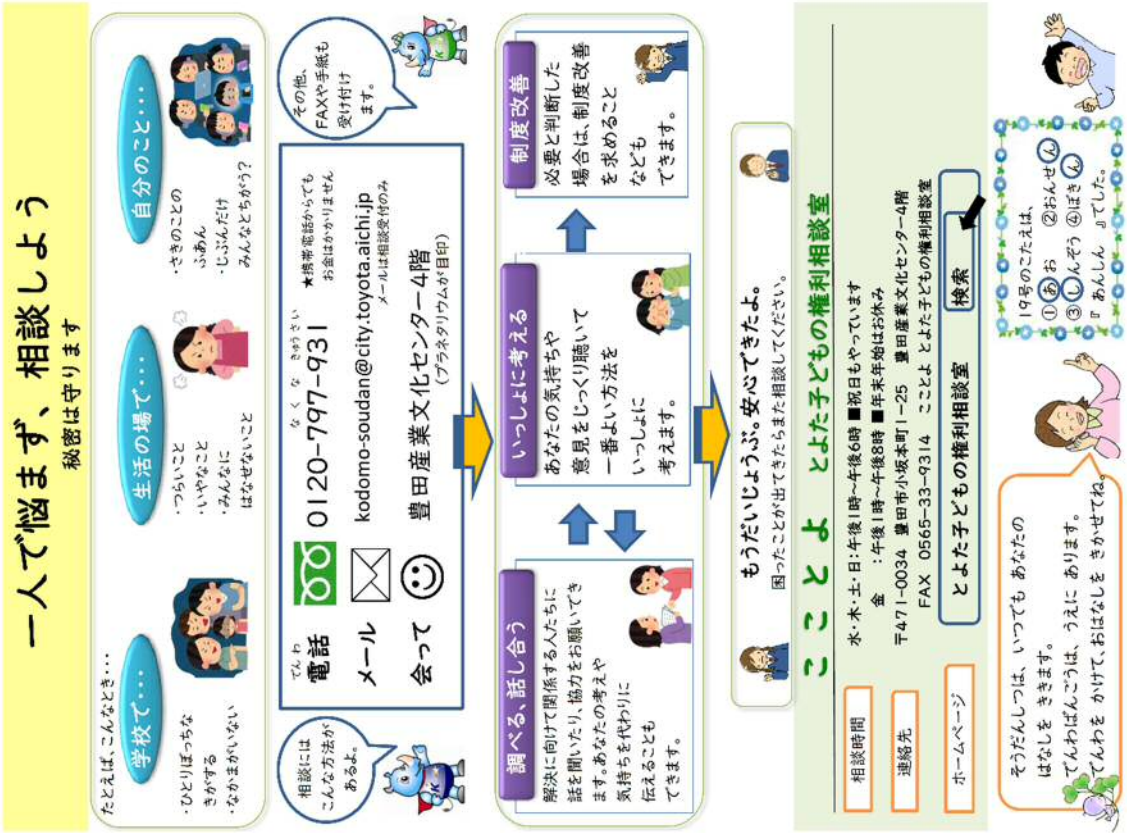

＜小学校低学年向け相談室だより　第２１号＞

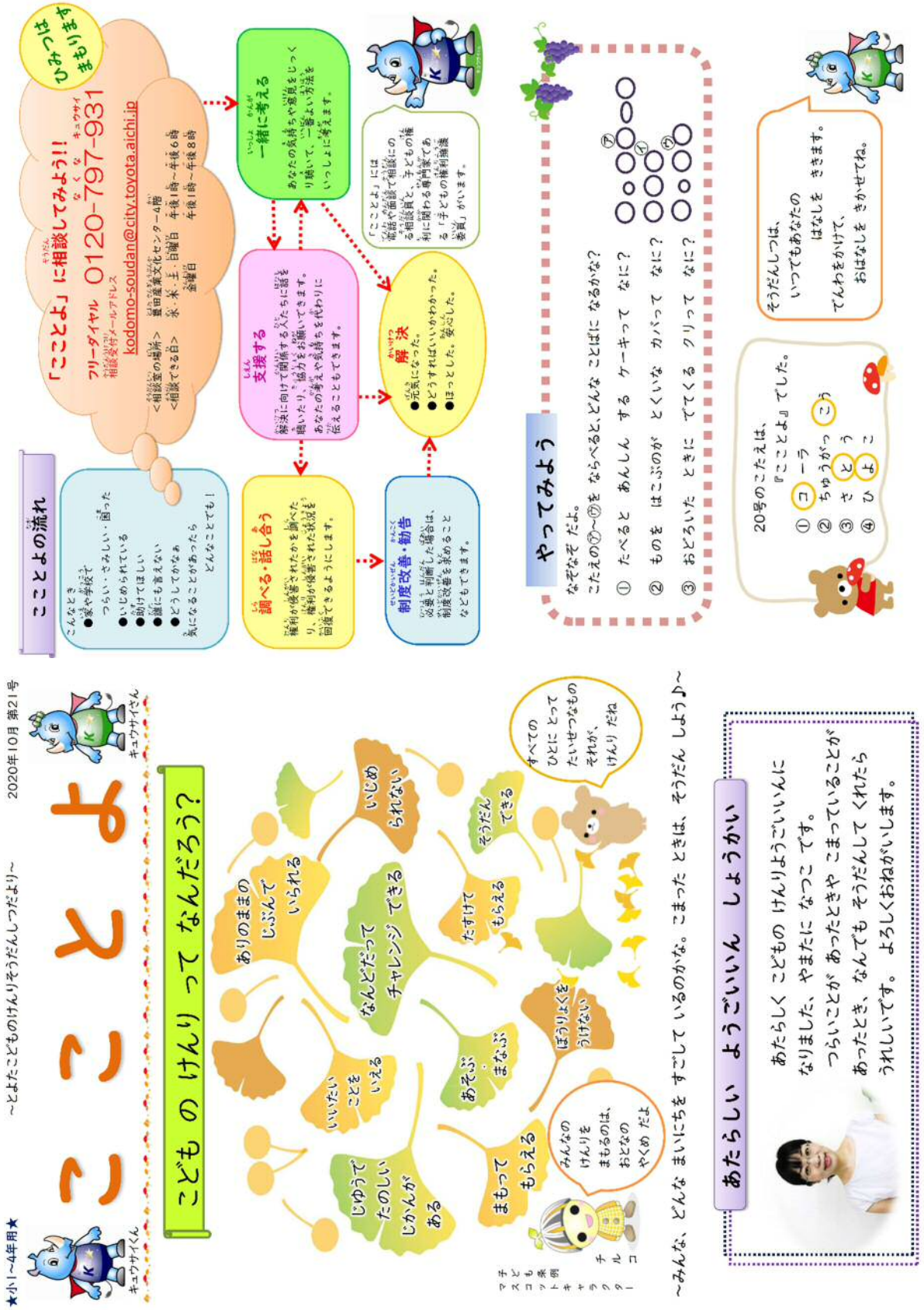

＜小学校低学年向け相談室だより　第２２号＞

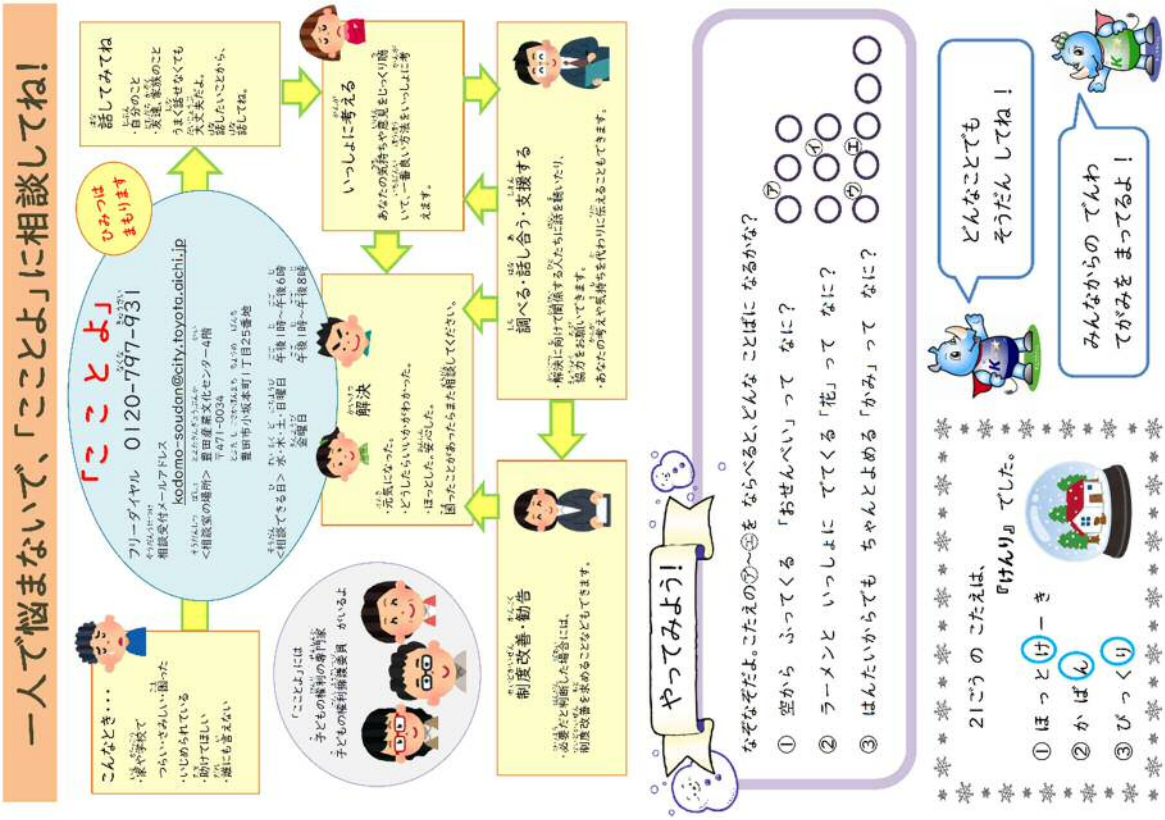

２０２０年５月　臨時号

～とよた子どもの権利相談室だより～

キュウサイくん

こことよ

キュウサイさん

子どもの権利相談室からのお知らせ

こんにちは。

とよた子どもの権利相談室『こことよ』です。広報とよた５月号にも載りましたが、昨年末、皆さんが応募してくれた中から相談室の新しいニックネームは『こことよ』に決まりました。新しくなった『こことよ』をよろしくお願いします。

子どもの権利擁護委員からのメッセージ

休校中、期間限定でメール相談を受け付けます

３月２日に一斉に休校になってから、２ヶ月以上経ちました。いつもと違う毎日に「学校はいつから行けるの？」「いつになったら前のように生活できるの？」「友達に会いたい！」「自由に安心して遊びたい！」などいつもと違う毎日に不安や不自由さを感じる日が続いていると思います。

新型コロナウイルスの話を聞いて不安になっている人もいるかもしれませんね。子どもは、このウイルスにかかっても軽くすむことが多いと聞きます。でも、みなさんが家にいてくれることで、亡くなる人や感染する人が少なくなります。みんなの命を守るために協力をしてくれて、ありがとう。

家にずっといることになって、いろいろな気持ちがでてきていると思います。家が安心できない人は苦しい日が続いていると思います。仲の良い家族でも、きょうだいゲンカが増えた人もいるかもしれません。家族から怒られて嫌な気持ちになっている人もいるかもしれません。ひとりぼっちでさみしい人や友達に会えなくてつまらない人もいると思います。ごはんを食べられていない人もいるかもしれません。逆に、学校がなくなって嬉しい人もいるかもしれませんね。

今、あなたが不安になっていたり、イライラしたりすることは当たり前の気持ちです。そんな気持ちをひとりで抱えずに、ぜひ私たちとよた子どもの権利相談室『こことよ』で話してください。電話で相談することが難しい人は、メールでも手紙でも大丈夫です。話をするだけで、気持ちが少し楽になるかもしれません。何か困ったことがあるときは、一緒に解決方法を考えます。もちろん、秘密は守ります。

あなたには「安心して生きる権利」があります。あなたには「相談する権利」もあります。ひとりで抱え込まず、相談してくださいね。待っています。

一人で悩まず、相談しよう

秘密は守ります

たとえば、こんなとき・・・

学校で
- 一人ぼっちな気がする
- 授業や給食の時間のこと

自分のこと
- 将来への不安
- 自分の性格

生活の場で
- みんなに話せないこと
- つらいこと いやなこと

ネットで
- 仲間はずれ
- 写真や動画の拡散

相談にはこんな方法があるよ。

電話　0120-797-931　★携帯電話からでもお金はかかりません。

メール　kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp　メールは相談受付のみ

会って　豊田産業文化センター4階

その他、FAXや手紙も受け付けます。

調べる、話し合う

解決に向けて関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて一番よい方法をいっしょに考えます。

制度改善

必要と判断した場合は、制度改善を求めることなどもできます。

もうだいじょうぶ。安心できたよ。

困ったことが出てきたらまた相談してください。

とよた子どもの権利相談室　こ こ と よ

相談時間	水・木・土・日：午後１時～午後６時　■祝日もやっています 金　：午後１時～午後８時　■年末年始はお休み
連絡先	〒471-0034　豊田市小坂本町１－25　豊田産業文化センター４階 FAX　0565-33-9314　　とよた子どもの権利相談室
ホームページ	とよた子どもの権利相談室　検索

（２）次世代育成課事業への協力

豊田市次世代育成課が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

ア　「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。

2010 年度に 5 分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で 1 コマを受けもつことが増え、2017 年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。2020 年度は新型コロナウイルス感染防止対策が徹底されている中で、17 校 59 クラスの権利学習に参加することができました。たくさんの子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。

中学校では、「みんなが幸せになる約束」をテーマに、自分たちで条例を考えるグループワークが行われます。残念ながら 2020 年度は相談室の参加はありませんでした。

小学 1 年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができるところがあることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。

小学 3 年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられます。

また複式学級では、その身近にある権利について、大事だと思うものに手持ちのボールを振り分けるというワークショップ形式で行いました。

自分たちにどんな権利があるかを知り、それぞれ大切なものが違うこと、その違いを大事にしていくことが大切であることを伝えました。

（小学３年生の授業の様子）

小学５年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な４つの権利について、身近な出来事を交えて説明したあと、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。

さらに複式学級では、身近な出来事を各自で４つの権利に分類してみるワークショップを行いました。身近な出来事それぞれに、いろいろな権利が含まれていることを知る機会になりました。

（小学５年生の授業の様子）

＜2020 年度　権利学習への参加実績＞

学校名	学年(クラス数)	相談室参加者
朝日小	3 年生（3 クラス）	石井擁護委員、間宮擁護委員、山田擁護委員 相談員 2 名
石畳小	3 年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
稲武小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
梅坪小	5 年生（3 クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
追分小	1・2 年生（複式）	相談員 1 名
	3・4 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
	5・6 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
小渡小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3・4 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
	5・6 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
加納小	1 年生（2 クラス）	相談員 2 名
	3 年生（2 クラス）	間宮専門員、相談員 1 名
幸海小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	間宮専門員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	間宮専門員、相談員 1 名
衣丘小	3 年生（3 クラス）	間宮専門員、相談員 2 名
佐切小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	山田擁護委員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	山田擁護委員、相談員 1 名
寿恵野小	3 年生（3 クラス）	石井擁護委員、山谷擁護委員、相談員 2 名
中金小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
中山小	1 年生（3 クラス）	相談員 2 名
	3 年生（4 クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、山谷擁護委員 間宮専門員、相談員 2 名
	5 年生（3 クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、山谷擁護委員 相談員 2 名
冷田小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
東広瀬小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
美山小	5 年生（4 クラス）	山谷擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名

平井小	1年生（2クラス）	相談員2名
	3年生（2クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、相談員2名
	5年生（2クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、相談員2名

イ　中学校での子どもの権利啓発事業

2019年度からの新規事業として、子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。3年間ですべての中学校を対象に、教員向け事前事業、全校講演会、権利学習の授業を実施するものです。

2020年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施することを延期しました。感染防止対策の状況下でも工夫して実施できる方法を模索しています。

ウ　子ども会議

2020年度、活動への参加はありませんでした。

（３）市民・大人への広報・啓発活動

ア　擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校･特別支援学校･子ども園･幼稚園の教職員、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。

イ　掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市こころの健康相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳、豊田市子育て応援ハンドブック、豊田市家庭教育手帳（親ノート）に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

ウ　その他

（ア）講師派遣活動

2020 年度の活動はありませんでした。

（イ）ホームページ

相談室の説明や擁護委員の紹介、相談室からのお知らせなどを掲載しています。擁護委員の写真も載せています。

また、相談室だよりのバックナンバーも見ることができるようになっています。

活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、随時、更新しています。

ホームページをご覧の際は、「とよた子どもの権利相談室」又は「ことよ」で検索してください。

（ウ）視察・取材

市内の各機関等から視察を受けました。意見交換等も行うことができました。

機関等	件数
行政機関	2 件
大学生	2 件
	計 4 件

リーフレット・カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度も、リーフレット・・・小学１年生と中学１年生
　　カード　　・・・小・中・高、特別支援学校児童生徒
を送付させていただきます。配布をお願いします。

昨年度、とよた子どもの権利相談室の愛称を募集しました。たくさんの子ども達から応募があり、「こことよ」に決定しました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

愛称の決定に伴い、リーフレットとカードをリニューアルしていますので、どのような内容のものか、子ども達と一緒にお読みいただければと思います。

≪配布する際に伝えてほしいこと≫

- 一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- 保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- 秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

とよた子どもの権利相談室　マスコットキャラクター
キュウサイさん・キュウサイくん

豊田市子どもの権利擁護委員
山田　麻紗子
間宮　静香
石井　拓児

発　行

とよた子どもの権利相談室
〒471－0034
豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター4階

子どもの権利
擁護委員だより

コロナウイルス感染拡大により政府から突然の休校要請後、学校現場や子ども達、ご家庭等の混乱や不安は、言葉にすることのできないものがあろうかと思います。2月28日には、何人かの子ども達が泣いてクラスメートや先生との別れを悲しんでいる光景を目にし、胸が熱くなりました。卒業式も入学式も経験できないままの子ども達も少なくなく、彼らは驚きと喪失感を味わっていることでしょう。
引き続きの感染拡大により休校措置が長期化している現在、子ども達は今まで経験したことのない環境に身を置かざるを得ないでしょう。例えば、家族間に争いのあるご家庭では一層紛争が激化する場合もあるでしょう。今後登校が開始された場合にも、休校の間の子ども一人ひとりの体験や思いは異なり、先生方も対応に苦慮されることも出て来るだろうと思います。

子ども一人ひとりを尊重する「豊田市子ども条例」に則り、子どもの権利擁護委員と相談室は、先生方や子ども達、ご家庭等からの子どもに関する幅広い相談を受け付けています。相談室ではそれらを真摯に受け止め、解決に向けて一緒に考えますので、困った時には是非、お電話あるいは開室していることをご確認の上相談室をお尋ねください。

代表擁護委員　山田　麻紗子
（臨床心理士・公認心理師）

新型コロナウイルスの感染拡大による休校の影響で教員のみなさんは疲弊されていることと思います。
「三密」が起こりえない学校など想像できず、休校になってほっとされた方も多いのではないでしょうか。
子ども達には、安心して生きる権利があります。4月に行われた休校決定は、子どもの安全のために必要な措置だと思います。しかし、休校は子ども達の様々な権利を侵害することと同義です。大人の1年と子どもの1年の重みが全く異なることは、教員のみなさまが一番ご存じでしょう。
必要性があってやむなく権利を侵害する場合、権利侵害の程度をできるだけ少なくしなくてはならない、というのがルールです。感染防止の必要性があって、今、子ども達は学ぶ権利だけではなく、豊かに生きる権利（遊ぶこと、学ぶこと、友だちを作ること、様々な世代の人々とふれあえること、地域や社会の活動に参加すること、芸術、文化、スポーツなどに親しむこと等）や、参加する権利（必要な情報を大人や社会に求め集まること、自分の気持ちや考えを表明すること、年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること等）も侵害されています。また、ごはんを十分に食べられない子や、親と関係性の悪い中で虐待の危険にさらされている子もいるはずです。できる限り子ども達の権利が保障されるよう考えていくことが我々大人の責務です。

擁護委員　間宮　静香
（弁護士）

各地で校則を見直す動きがでてきています。最近注目されているのは、東京都千代田区の麹町中学校の学校改革です。工藤勇一校長は、『学校の「当たり前」をやめた。』（時事通信社、2018年）のなかで、宿題や定期テストをなくしたり、クラス担任制を廃止したりする取組を紹介しています。世田谷区立桜丘中学校も、校則や制服を廃止し（もちろん制服を着てもよい）、タブレット端末や携帯電話の学校への持ち込みを許可する学校改革をすすめています。西郷孝彦校長は、子どもを大事にすることで生徒の反発が少なくなったと言います（朝日新聞2018年12月2日付）。2019年12月28日に配信されたNHKニュースでは、愛知県内でも校則の見直しが報じられました。NHKの調査で、愛知の県立高校の4分の1にあたる学校で、くせ毛や髪の色などの特徴を学校に届け出る決まりがあることがわかりました。愛知県教育委員会は、頭髪に関する校則について、「地毛の届け出の内容や運用が人権に配慮したものとなるよう見直しを指導して参ります」とコメントしています。

どこの学校でも、校則の見直しの検討をお願いします。権利侵害となるおそれのある校則が残されていないかどうか、また、子どもの成長発達あるいは人間尊重の観点からも検討してみてください。
私は、校則の見直しを、子どもや保護者とともにすすめてほしいと思います。制服があったほうがいいと考える人もいれば、制服は嫌だと考える人もいます。多様な意見や考え方があることを知ることもまた、大事な成長発達の課題です。多様な意見に触れることで、子どもも保護者も「互いの多様性を尊重し合う」ことの大事な意味を、深くつかむことができることでしょう。

擁護委員　石井　拓児
（名古屋大学教員）

豊田市の子ども虐待相談を巡って

子ども条例
マスコットキャラクター
チルコ

～「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」対応のため、児童虐待を学びましょう～

2019年度とよた子どもの権利相談室(以下「こことよ」)に寄せられた相談の中で、児童虐待に関わる相談が増えた印象があります。こことよでは子どもが「顔に傷を負った」「殴られる。家に帰りたくない」と訴えた危険度の高い複数の事例もありました。

2018(平成30)年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談対応件数はおよそ16万件でした。児童虐待相談のもう一つの通告窓口である全国の市町村への相談を合わせると、その数はおよそ30万件余と想像されます。2019(令和元)年度の全国の交通死亡事故発生件数がおよそ38万件でしたので、今や児童虐待は、交通事故同様に私たちの身近にあるものと言えるでしょう。

児童虐待は「児童虐待防止法」(通称)によって、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の４つの種別に分かれています。「どこから虐待に相当するのか分からない」など、虐待は曖昧な面が多いと言われています。特にネグレクト、心理的虐待はより気づきが難しく、また命の危険に直結しないと考えられがちですので、発見や支援が遅れて虐待が長期化しやすい傾向があります。取り分けネグレクトは、子どもの将来に甚大な悪影響、例えば日常生活を営む力、認知・行動・感情、対人関係を持つ力などの発達が阻害され、重篤な事例も少なくありません。

学校は児童虐待の通告数が警察の次に多く、重要な役割を果たしています。令和元年５月に文部科学省から**「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」**が配布されたのも、児童虐待の深刻さや学校の果たす役割の重要さがあります。手引には学校の責務として「早期発見に努め、虐待が疑われる子どもを市町村や児童相談所に通告する義務がある」と明記しています。千葉県野田市で起きた「小４女児虐待事件」では、女児が学校で書いたアンケートを父親に渡したとして関係者が厳しくその責任を問われたように、教師には的確な知識と対応が求められてます。そこで、多くの先生方に児童虐待、とりわけネグレクトと心理的虐待の違いを知っていただき、早期発見と子どもと家庭の支援に役立てて欲しいと考えて今回は豊田市における児童虐待の現況とネグレクトと心理的虐待の違いについて取り上げます。

1　豊田市における児童虐待の現況はどうなっているのでしょうか。

愛知県が作成している「令和元年度版　児童・障害者相談センター、児童相談センター　業務概要」によれば、児童虐待受付件数は愛知県全体(名古屋市を除く)では4,774件でしたが、市町村別でみると豊田市は442件でおよそ1割を占め県内では最も多くなっています。他に400件を超えた市は春日井市(406件)、岡崎市(402件)があります。また豊田市が作成した資料によれば、同市の窓口である豊田市家庭児童相談室(子ども家庭課内）が受け付けた平成30年度の児童虐待相談件数は、193件あります。両方を合計するとおよそ640件になり、これが豊田市全体の概数と言えます。

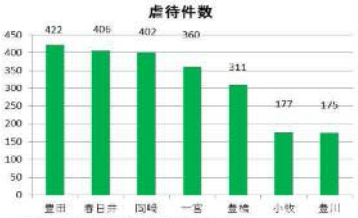

県内(名古屋市除く）の児童虐待受付件数

資料：令和元年度版　児童・障がい者相談センター、児童相談センター業務概要より作成

2　ネグレクトと心理的虐待はどう違うのか、その違いを紹介します。

A児童相談所(以下「A児相」)が、2015(平成27)年～2017(平成29)年の3年間に通告を受けて児童虐待として対応した事例(総件数8,007件)から無作為にネグレクト、心理的虐待合計90件を抽出しました。それらについて、比較検討した結果から5点を紹介します。

（１）まず男女別件数では、ネグレクトでは男児15件、女児12件、心理的虐待では男児26件、女児23件でした。いずれも男児が多いのですが、大きな差はありません。

（２）主たる虐待者ついてでは、ネグレクトでは実母6割以上と最も多く、次いで祖母、実父の順でそれぞれおよそ2割ずつになります。心理的虐待では、実父が5割以上と最も多く、次いで実母が3割弱、養父が2割弱となっています。ネグレクトでは実母の割合が突出、心理的虐待では実父の割合が高くなっています。

（３）虐待内容では、ネグレクトでは車内放置を含めた放置・放任が3割を超えて最も多く、次いで伯父やきょうだいからの性的虐待放置が2割以上、父の暴力・暴言が1割以上となっています。その他に件数は少ないのですが、母の犯罪行為の手助け・登校させないなどがあり、子どもに深刻な影響を与える内容が6割を超えています。心理的虐待では夫婦喧嘩が4割以上を占める一方で、支配関係のある深刻なDV事例は1割に満たっていません。ネグレクトでは内容は広範囲で複雑かつ深刻な事例が多くなっています。

（４）家族形態では、ネグレクトは父母(再婚含)の揃っている家族が2割に満たず、ひとり親に異父きょうだいが多数、母不明で父死亡し親権者なしの複雑な家庭が4割以上を占めています。またひとり親(母子)家庭が4割に近いなど、家族基盤の脆さ、子どもの保護状況の薄さなどの深刻な課題が窺えます。心理的虐待では再婚家庭が4割近くで最も多く、次いで核家族が3割を超え、父母が揃っている家庭が7割を超えています。複雑な家庭は1割以下です。

（５）経済状況では、ネグレクトは生活保護受給が約2割、生活保護は受給していないが経済的に不安定が予想される家庭は6割を超えています。貧困な家庭層が8割以上を占めています。心理的虐待では生活保護受給家庭は1件のみで、生活保護なしと収入状況から中以上の家庭が5割以上を占めています。

	ネグレクト	心理的虐待
男女別	違いなし	
主たる虐待者	・実母が６割以上	・実父が５割以上
虐待内容	・放置・放任が３割 ・伯父やきょうだいからの性的虐待放置２割以上	・夫婦喧嘩４割以上 ・DV事例は１割以下
家族形態	・複雑な家庭が４割以上 ・ひとり親家庭４割近く	・再婚家庭が４割近く ・核家族３割以上
経済状況	・生活保護受給が約２割 ・経済的不安定６割強	・生活保護無しや中以上の家庭が５割以上

以上から、ネグレクト事例の複雑さや深刻さ、子どもの成長や発達への悪影響をお分かりいただけたでしょうか。児童虐待は最も深刻な人権侵害と言われています。早期発見と対応のために一人ひとりの教師は、その責務を自覚し迷うことなく通告の窓口に声を上げてください。こことよでも引き続き子どもの主体性を尊重し、学校等と協力しながら子どもの安心・安全な生活の実現に向けて取り組んで行きますので、宜しくお願い致します。

心配なお子さんがいたら、
こことよに
おつなぎ
ください。

６　研究・研修・会議

（１）研究

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2020

※新型コロナウイルス問題のため、中止

（２）研修

ア　子どもの権利相談室交流研修

相談員２名が参加しました。

日時：2020 年　7 月 14 日（火）15：00～17：00
　　2020 年　7 月 28 日（火）15：00～17：00

会場：名古屋市子どもの権利相談室

イ　とよた男女共同参画センター　セミナー

相談員１名が参加しました。

日時：2020 年 11 月 7 日（土）13：00～15：00

会場：とよた男女共同参画センター　情報交換室

内容：「身近にあるのに気がつかない　これって DV？」

講師：かけこみ女性センターあいち

ウ　日本福祉大学リカレント教育プログラム　学校福祉 2020

相談員５名が参加しました。

日時：2020 年 12 月 21 日～2021 年 1 月 20 日
　　オンデマンド型研修

①内容：「権利主体としての子どもをどう育てるか
　　～教育福祉論の水脈をたどる～」
　講師：高橋 正教　氏、鈴木 庸裕　氏、山本 敏郎　氏

②内容：「今、どうして学校福祉なのか」
　講師：鈴木 庸裕　氏

③内容：「子どもの生きづらさをとらえる教育観・子ども観」
　講師：山本 敏郎　氏

④内容：「子どもの地域福祉とスクールソーシャルワーク」
　講師：野尻 紀恵　氏

⑤内容：「多職種連携からみたチーム学校」
　講師：藤井 博之　氏

エ　相談室内研修

（ア）擁護委員による相談員研修

①内容：学校の安全と子どもの権利

―新型コロナ感染後の学校再開に向けての課題を中心に―

講師：石井擁護委員

②内容：子どもの権利条約

講師：間宮擁護委員

③内容：ネグレクト・心理的虐待と子どもの調査（アセスメント）

講師：山田擁護委員

④内容：嘱託弁護士の立場から見た児童相談所の業務

講師：山谷擁護委員

（３）会議

ア　擁護委員会議（子ども規則第６条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

	日　　時	主　な　議　題
第 1 回	4月14日(火)	相談全般及び相談員の採用について協議
第 2 回	4月21日(火)	愛称「こことよ」の啓発及び相談室だより臨時号の発行について協議
第 3 回	7月 7日(火)	高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 4 回	7月21日(火)	中学校権利啓発事業実施方法の再検討及び高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 5 回	8月 4日(火)	高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 6 回	8月 6日(木)	市長への 2019 年度活動報告及び意見交換
第 7 回	8月18日(火)	高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 8 回	9月 1日(火)	高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 9 回	9月15日(火)	高校生意識調査アンケートの実施について協議
第 10 回	12月15日(火)	中学校権利啓発事業実施方法について協議
第 11 回	1月19日(火)	中学校権利啓発事業実施方法について協議

イ　ケース検討会議（原則第 1、第 3 火曜日）

擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

ウ　担当者会議（随時）

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

エ　相談員会議（随時）

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

（４）外部委員等

ア　豊田市いじめ防止対策委員会

各回、山田擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2020 年　7 月 30 日（木）14：30～15：30

＜第２回＞

日時：2020 年 10 月 13 日（火）14：30～15：30

＜第３回＞

日時：2021 年　2 月 2 日（火）14：30～15：30

イ　豊田市要保護児童・ＤＶ対策協議会

3 月 3 日付けにて書面開催されました。

ウ　子どもにやさしいまちづくり推進会議

山田擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2020 年 10 月 15 日（木）14：00～

エ　豊田市若者支援地域協議会

各回、主任相談員が参加しました。

＜代表者会議＞

日時：2020 年 10 月 28 日（水）14：00～

＜実務者会議＞

日時：2020 年 11 月 27 日（金）14：00～

７　擁護委員からのメッセージ

コロナ禍の子ども・若者の生活をどうみるか
―子どもの自殺急増の背景を探る―

豊田市子どもの権利擁護委員　石井　拓児

１．小中高生の自殺の急増をどうみればよいか

2021 年 3 月に発表された警察庁の統計によると、2020 年度の小中高生の自殺者数が、統計のある 1980 年以降で過去最多の 499 件にのぼったという報道がありました（中日新聞 2021 年 3 月 17 日朝刊）。自殺の統計は、遺族が自殺として届け出ないものも含まれるため、実際の数は 500 件を超える数字になるとみられます。この数は、決して小さなものではないということをあらためて確認したいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大のもと、私たちの日常生活は大きな変化を余儀なくされました。こうした大きな変化に対応することが難しい子どももいるでしょうし、何よりも、将来の不安を鋭く感じ取った子どもも多くいるのではないかと推察します。あるいは、スポーツや音楽に打ち込んできた子どものなかには、大会やコンテストの中止によって、自分の人生を変えられてしまったと感じた子どももいるのではないでしょうか。また、突然の一斉休校措置・自宅待機措置によって、もともと難しい家庭環境にあった子どもにとっては、いわば居場所を完全に失ってしまうケースもあったであろうと考える必要があります。

学校や地域のなかで、感染防止対策を徹底することはもちろん大事なことではありますが、子どもたちの心配や不安に寄り添いながら、子どもの「生活」はいまどうなっているのか、子どもたちはどんなことで困ったり苦しい思いをしたりしているのかをつかむ必要があります。

そこで以下、まず、コロナ禍の小中高生の自殺に関する主な特徴点について示しつつ、コロナ禍での子どもの生活実態とはどのような状況にあるのかを検討し、最後に、子ども・若者の支援のあり方について考察したいと思います。

２．データでみるコロナ禍の小中高生の自殺に関する特徴

（１）日本における自殺対策と子どもの自殺

日本では、自殺者数の全体は、1990 年代後半以降 2010 年代に入るまで、長く 3 万人を超える時期が続いてきました。そのため 2006 年には、「自殺対策基本法」が制定されるとともに『自殺対策白書』が刊行されるようになり、政府も自殺に関する調査とその対策をすすめました。これによって、2019 年の段階で、自殺者の全体としての数字は 20,169 人となり、これは 1978 年の統計開始以来最

少の数字となっています（厚生労働省『令和２年版自殺対策白書』２頁）。

ところが、全体としての自殺者の数は、３万人を大きく超えていたところからほぼ２万人というところにまで減少してきたにもかかわらず、この間、19 歳以下の子どもの自殺者数は、ほぼ横ばいか、若干の増加傾向にあります。子ども人口そのものが減少傾向にあることをふまえると、自殺する子どもが増えてきていると判断せざるをえないのです。同白書は、「我が国における若い世代の自殺は深刻な状況にある」と危機感を示しています（同９頁）。

つまり、2006 年以降、政府は自殺対策に取り組んできたものの、子どもの自殺に対しては有効な手立てが打てていないということでもあります。まずは、「深刻な状況」にある子どもの自殺について、しっかりと危機感を共有し、社会全体で何ができるかを考えなくてはならない段階にきていると思います。

さらに、冒頭で示したように、コロナ禍で小中高生の自殺は大幅に上昇し、過去最高となりました。このことは、これまで対策が放置されてきたことの延長に、子どもたちの生活に深刻な社会的影響が及んできていることを示唆するものではないでしょうか。

（２）コロナ禍での子どもの自殺の大幅な増加とその特徴

表１

		2019 年	2020 年
小学生	総数	6	14
	男子	3	4
	女子	3	10
中学生	総数	96	136
	男子	59	74
	女子	37	62
高校生	総数	237	329
	男子	170	191
	女子	67	138

※文部科学省「コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について」（第１回児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 2021 年２月 15 日提出資料）より

そこで、コロナ禍での子どもの自殺について、データを確認しておきたいと思います。文部科学省は、2021 年２月３日、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を設置し、その第１回目の会合（2021 年２月 15 日開催）で、「コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について」をまとめています。

この表をみていただきますと、どの学校段階でも自殺者は大幅に増加していることがわかります。数だけでいえば、高校生は 92 人増ということになり、かなり突出して増えているのですが、小学生の場合は２倍増ということになりますので、これも慎重に見ておかなければならない数字です。

また、すでに多くの指摘がありますが、どの学校段階においても、女子の自殺の増加が顕著にみられます。小学生の女子で３倍増、高校生女子で２倍増となっています（表の網掛けの数字をご確認ください）。

また、もうひとつのデータを紹介したいと思います。次の表は、児童生徒の自殺の原因・動機別の件数表です。

これも特徴的な場所に網掛けをしていますが、件数が大きく増加しているも

のを整理すると、第一に、「学業不振」や「その他進路に関する悩み」として、主に学校での勉強や将来の進路についての不安や悩みを要因とするもの、第二に、「親子関係の不和」として家庭内での何らかのトラブルを要因とするもの、第三に、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」と「病気の悩み・影響（うつ病）」を要因とするもの、それぞれが顕著に増加しています。

表 2　児童生徒の自殺の原因・動機別の件数表

	2019年	2020年
学業不振	43	52
その他進路に関する悩み	41	55
親子関係の不和	30	42
家族からのしつけ・叱責	26	26
病気の悩み・影響（その他の精神疾患）	26	40
その他学友との不和	24	26
入試に関する悩み	21	18
病気の悩み・影響（うつ病）	20	33
失恋	16	16
その他交際をめぐる悩み	13	5

※出典は表１に同じ。

これらは、いずれもコロナの感染拡大にともなう大きな社会変化との関係を推察することができます。一斉休校措置や外出自粛措置のもとでは、家庭での学習が十分にできなかった子どもたちも多かったのではないかと思われますし、そのことによって学習への不安が高まった可能性があります。部活動や学校外での活動においても、各種のコンテストや大会の多くが中止せざるをえない状況に追い込まれましたので、こうした大会やコンテストを目標にしてきた子どもたちには、相当なショックを与えたように思います。高校生のなかには、海外留学等、大きな夢を抱いていた人も多くいることでしょう。そうした機会を失ったことの絶望感は、想像するにあまりあるものがあります。コロナの影響によってうつ的な症状を発症したケースも少なくないとみられます。

また、多くの子どもたちが、一斉休校や課外活動の停止等のなか、さらには保護者も休業要請等により制限的な勤務を強いられていたことから、多くの時間を家族と過ごさざるをえなくなりました。家庭内の関係が順調であればそのことがすぐさま問題となるわけではありませんが、家庭環境にめぐまれない子どもの場合には、こうした状況はかなり深刻な事態を引き起こす可能性があります。

困難や生きづらさを抱える 10 代 20 代の女性を支援し、自殺をほのめかす SNS の書き込みがあればすぐに声かけをする「ネットパトロール」等の活動をしている NPO 法人 BOND プロジェクトが、2020 年 6 月に LINE でつながっている支援

者を対象にアンケート調査を実施しています。このアンケート調査では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛や休業要請の影響で困ったこと」として、「家族から暴言を言われる」「イライラをぶつけられる」「お金がない、お金に困った」といった項目で30%前後の高い割合を示しました。

また、「やる気がおきない（72%）」「心配（不安）なことが増えた（74%）」「消えたい、死にたいと思った（70%）」「ひとりぼっち（孤独）だと感じた（58%）」と回答した人の割合も高くなっています。コロナ禍のなか、もともと家庭環境や経済的な困難さを抱えている10代20代の女性のなかに、生きていくことそのものの難しさが集中的にあらわれてきているとみられます。

３．子どもの生活をどうつかみ、どう支援していくのか

（１）子どもの背景にある「生活」を読み解くために

ここまで、小中高生の自殺の増加に関するデータを確かめながら、いろいろと考察してきました。もちろんそれぞれの子どもの自殺には多様な原因が横たわっていて、単純に理解してはなりません。しかし、私が以上の考察を通じてさらに考えてみたいのは、ここに示されているさまざまな「困難さ」や「しんどさ」は、コロナ禍の状況のなかで、すべての子どもたちに多かれ少なかれ共通する「痛みの感覚」なのではないか、ということです。自らの命を絶たざるをえなかった子どもたちは、そのことを私たちに訴えているようにも感じます。子どもの「生活」は、この「痛みの感覚」をとらえることから読み解いていく必要があると私は考えています。

子どもの主たる生活の場は、何よりも家庭もしくは施設です。当たり前のことですが、寝る時間も含めれば、学校で過ごすよりもはるかに長い時間を家庭や施設で過ごしているのです。その家庭・施設での生活がどのような状態にあるのかを絶えず注視しなくてはなりません。コロナ禍のもとでは、そのことが何よりも問われてきているのだろうと思います。

さらに、子どもは、主たる生活の場を、家庭から社会へ次第に移しかえていく存在でもあります。やがて自らの家庭をもち、自立した存在へと移行していきます。そのために、子どもは「子ども期」（ルソー）に固有な生活を過ごすことになります。仲間とともに学び、さまざまな体験をすることを通じて、自立のための基礎的な能力を獲得していきます。

コロナ禍で、このような「子ども期」に固有な学びや体験をすることが、すべての子どもにとって大きく制約されてしまったということを、私たちはいささかも軽視してはならないのではないでしょうか。そのことを、子どもたちは「痛みの感覚」としてとらえ、私たちに告発しているのかもしれません。

（２）子ども期から若者期への移行の全体を支える支援制度の構築を

何よりも問題は、家庭から社会へ旅立つ移行期にある、子ども期から若者期への移行にあたって、私たちの国では特有の「困難さ」があるということです。政府の自殺対策は、「自殺の予防」ばかりに傾注していますが、じつはこのこと

が子どもの自殺対策として有効となりえていない原因でもあるように思います。

私たちの国では、何よりも小学校・中学校・高校時代の学業成績や部活動・課外活動での活躍が、その後の進路に大きな影響を与えます。また、どのような高校や大学に通ったかという「学歴」が、人生を通じた経済的安定性を大きく左右する社会（＝「学歴社会」）を形成してきました。このことが、コロナ禍のなかで、子どもたちに与える重圧はいかばかりのものでしょうか。

進学する子どもだけではありません。就職して社会に出ることを希望していた子どもの場合にも、未曾有の経済危機を目の前にしたとき、また、第２波、第３波、第４波と収束のみえない感染拡大を目の前にしながら、そのたびに絶望的な気持ちと隣り合わせで生きているのではないでしょうか。

子どもへの支援とともに、若者への支援とをあわせ、すべての子どもが家庭から社会へ、自由にそして安心して移行していくことができるような体制を早急に整えなければなりません。先進諸国がどの国でももっている普遍的な現金給付（子ども手当・若者手当）の仕組みを導入することや、無償で住宅・交通・食事を提供する現物給付のしくみも検討する必要があります。こうした制度導入に向けて、行政機関・支援機関・支援団体が協力共同することが求められているのではないでしょうか。

（いしい　たくじ　名古屋大学）

児童虐待を考える―その５
ネグレクトや心理的虐待環境で育った子どもたち
―児童相談所・一時保護所職員のインタビューから
その状態像を紹介します―

豊田市子どもの権利擁護委員　山田　麻紗子

はじめに

今年度「こことよ」に寄せられた相談の中で、児童虐待（疑い含む）に関連するケースは、深刻なものが少なくなく、件数に占める割合も増加している印象を受けます。全国の児童相談所（以下「児相」）が受理する相談・通告ケースは、統計を取り始めた 1990 年以降増加の一途をたどっています。1990 年には 1,101 件だったのですが、およそ 30 年後の 2018 年度には児童虐待相談対応件数が，159,850 件と過去最多でした。その内訳をみると、心理的虐待が 88,389 件（55.3%）、身体的虐待が 40,256 件(25.2%)、ネグレクトが 29,474 件(18.4%)、性的虐待が 1,731 件（1.1%）となっています。ネグレクトと心理的虐待だけで全体の 7 割以上を占めていて、その多さが分かります

そこで今回はネグレクト、心理的虐待の通告により、児相が一時保護した子どもたちの姿を紹介し、その影響の深刻さ、早期発見の大切さを考えたいと思います。

１　ネグレクト・心理的虐待とは

まず、ネグレクト・心理的虐待とは、どんな行為を指すのでしょうか。

児童虐待防止法第 2 条には、虐待の定義と「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレト」「心理的虐待」の 4 つの行為類型が規定されています。（同法第 2 条に記載された内容についてはここでは省略します。）

4 類型の行為の主な具体的内容については、「『子ども虐待対応の手引き』平成 25 年改訂版　厚労省」に次のように例示されています。((____)は、筆者が加筆)

ネグレクト

・　子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。 例えば、

(1)重大な病気になっても病院に連れて行かない、（医療ネグレクト）

(2)乳幼児を家に残したまま外出する、（子どもの放置）

なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件の背景には、ネグレクトが重要な原因となっています。

・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校する

ように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。（教育ネグレクト）
・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。（情緒的ネグレクト）
・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など （怠慢とは）例えば、以下のようなものが該当します。
(1)適切な食事を与えない、
(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、
(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。
・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。（遺棄）
・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

心理的虐待
・ ことばによる脅かし、脅迫など。
・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
・ 子どものきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為を行う。 など

2　ネグレクト・心理的虐待の特徴と悪影響

(1) 特徴

傷や痣等で外から見えやすい身体的虐待や重大な悪影響を理解されやすい性的虐待と比較しますと、ネグレクトや心理的虐待は見えにくい点が第一の特徴です。第二には、親自身に虐待、あるいは不適切な養育（マルトリートメント；maltreatment）という自覚が乏しく、改善が難しいと言われています。第三に、子どもにもそうした認識がなく、児相の一時保護を拒否する場面が珍しくありません。更に、子どもを取り巻く周囲の大人、対応する児相等などにも危機感が乏しいのです。そのため、発見が遅れ虐待が長期化し易く、子どもに取り返しのつかない重大な悪影響を与えてしまうのです。特にネグレクトは、真綿で子どもの首を絞めるように悪影響を与えると言われていますが、こうした特徴からなのです。

(2) 悪影響

内外の研究からこれらの虐待が及ぼす子どもへの悪影響を紹介しましょう。医者である Jenny.C たちの研究では、ネグレクト・心理的虐待を受けた子どもは広範囲で深刻な影響を受けているといいます。それは身体、情緒・感情、認

知等の発達、子どもが示す行動上の問題（例えば、攻撃的、多動で落ち着きがない、他への反発など）など広範囲に及びます。そのため悪影響は、子どもが成長するにつれて様々な形の病理や生きにくさに繋がり、抑うつ症，不安神経症，社会的引きこもりなどを発症したり、自殺が生じる恐れもあるといいます。

社会福祉士であるD.イワニエクは、心理的虐待についてその悪影響を次のように述べています。「心理的虐待とは、子どもの自尊心が傷つけられ、達成感が奪われ、人との一体感が薄れ、健康的で活気にあふれた発達を阻まれ、子どものウェルビーイングが奪われる」と。言い換えますと、子どもの自己肯定感や有能感を下げて自信を奪い、物事をやり遂げるエネルギーや集中力を削ぎ、友だち等と関わる力を育てられない。これらにより子どもはすべての発達が阻害され、普通に健康な生活を営むことができなくなるというのです。以上は、日本の研究者、実践家からも指摘されていて、ネグレクトや心理的虐待の長期化した悪影響の深刻さが憂慮されています。

３　子どもたちが示す状態像（身体、情緒・感情、認知、知能等の発達、行動上の問題、他）

次に、児相の児童虐待対応でネグレクトや心理的虐待を受けた子どもたちの支援に当っている職員（児童福祉司：CW/Child　Worker、児童心理司：CP/Child Phycologist、一時保護所の職員：PS/Temporary Protection office Staff）のインタビューで語られた子どもたちの姿や状態を紹介します。インタビューでは、児童福祉司は緊急に子どもの安全確認、子どもと家庭の社会調査とそれに基づく支援から、児童心理司は心理テストや心理面接から、一時保護所の職員は実際に保護された子どもたちの日常生活の支援とそこでの触れ合いから、個人的な体験に基づいたそれぞれの意見が語られました。それらを子どもの発達への様々な影響、病理や行動上の問題、子どもの生活上の不安定さ、生活する上で必須なスキル・習慣の未獲得など11の項目に分けて、まとめてみました。

以下について、原文は話し言葉であるため用語の統一他、書き言葉に修正してあります。

(1) 身体発達

・　定型発達に達していない全体的に小柄だという子どもが、一時保護所に入るとすごく伸びるという事例が結構ある。家で食事をとっていても、体重や身長の増加につながらず、保護所に来ると重圧から解放されて大きくなるというのがある（CP)。

・　ネグレクトは地域によっては、栄養も足りてないし、養育の手も足りてないので、成長もしてない。本当にないないづくしの幼児が保護される。一方、別の地域では幼児や小学生がお菓子ばかりなどの偏った食生活のために、はち切れんばかりに太っていたりする（PS)。

(2) 情緒・感情の発達

・　心理的虐待で入所に至った子は、覇気がないとか笑顔がない。過去のこと

をちょっと思い出して泣いてしまう子どももしばしば遊戯室でいる（PS)。

・　心理的虐待の影響では、職員から注意されたことに固まって何も言えなくなってしまう子がいる（PS)。

・　心理的虐待の子どもは過度に気遣いをするとか、謝罪をするとか、脅えたような様子だったり、あとはすごく自分を卑下するような言動も多い（CP)。

・　「何も私はできないし」みたいなことを言ってみたり、「全部私が悪い」というような、すごく自責的な発言をする。虐待を「お父さん・お母さんは私のためにやってくれた」と言い、「酷いことをされた」という認知になかなか変わらない（CP)。

・　感情の分化が少ない。例えば、腹立った、大好き以外の感情がない子どもがすごく多い。感情は人との関わりの中で獲得していくもの。人に慰められたり、優しくされて安堵感や嬉しさを味わったり、この人がいるから頑張ろうと思うとか、そういう経験の幼いころからの積み重ねによって感情はできているところがある。ネグレクトや心理的虐待では、関わりがなかったり不適切なかかわりだけであったり、例えば、悪口しか言われないとか無視ばっかりされていると、感情や感情のコントロールが育たずに、快適か不快適かみたいなところの反応しかできない（CP)。

・　安心・安全感がなく、人に対する信頼感とかが育っていない子どもが多い。重篤な愛着障害を抱えている。愛着が育ってないと情緒も全然育っていかない、感情が枝分かれしていかないというところはすごくある（CP)。

(3) 認知の歪み

・　心理的虐待の子どもは、「全部私が悪い」とすごく自責的で、「お父さん・お母さんは私のためにやってくれた」という認知がなかなか変わらない(CP)。

・　快・不快のレベルで、すごく身体感覚の弱い子ども、ネグレクトだと排便の感覚がよく分からなくて、遺糞になっちゃったり遺尿だったりする（CP)。

・　感情や情緒が育っていないと、余計に自分の置かれている状態に違和感を持つこともない。「こんな対応を親がとか、親がこんなふうに自分にやってくるのはおかしいよね」ということさえ気が付かない。ネグレクトや心理的虐待はそれがいつものことだというところもあるし、子どもが一人の人として尊重されるということがどういうものなのか分からないと、なかなか日常生活の異常さに気が付くことも難しいと思う（CP)。

(4) 知能の発達、学力の獲得

・　ネグレクトの幼児に特に多いのが、知的な低さ。やはり保護者の働きかけが少ないということがすごく幼児の発達に影響を及ぼしている。知能検査を取ると、身体面とか認知的なところとかは平均レベルあるけれど、言語だけが障害域の低いレベルという子どもがすごく多い。保護後、半年してもう一回検査を取ると言語がぐっと伸びている（CP)。

・　小学生では知的には平均レベルあるが、その検査結果にばらつきがあって、

授業が理解できずに学校で勉強に身が入らない。知的な問題ではないところで学力を身につけられず、低学力の子どもになっている（CP）。

・　知能検査をすると、人の関係のニュアンスのところが理解できない子どもだったり、対人認知がいいか悪いかで差が出るような検査のところで点数を取れなかったり、逆に人の顔ばかりを見て育っているのでそこだけ点数が高いとか、検査結果にバランスを欠いてしまう子どもが少なくない（CP）。

(5) 病理や行動上の問題

・　年長の子だと、摂食障害がみられることもある（CW）。

・　心理的虐待だと、子どもが死にたいとの発言をするなど、かなり危険が高い（CW）。

・　落ち着きがなくて人の話がなかなか聞けないとか、注意をしたり、「こういうことだよ」と説明をしても、それがすぐ抜けてしまう（CP）。

・　生活リズムの乱れ。夜な夜なゲームをやっていて睡眠不足からうつになっていた（PS）。

・　ゲーム依存やスマホ依存で、１日５、６時間やっていて、親に怒られてたたかれているといったケースが最近ものすごく多い（CP）。

・　心理的虐待の子どもだと問題行動みたいなものがすごく多い。盗み食いだったり金銭の持ち出しだったり、家庭内ですごくいろんな問題行動を起こす。他には、変なものを食べる異食もある（CP）。

・　多子家庭で知的遅れのある子どもが下の子の養育をさせられ、学校には行っていない。その内に友達もいなくなって、非行系の子どもたちとつながってひったくりとかをやり、最終的に児童自立支援施設、その後少年院に行ったというケースも結構ある。子どもは頑張ろうと思っているが、受け皿になる家庭も大人もいない（CP）。

(6) 生活基盤の不安定さ・居場所のなさ

・　転居歴がＡ４、１枚には収まらないぐらい、母がずっと男の人のところを転々としている家庭もある（CW）。

・　心理的虐待のケースだと家族の中で一人だけ孤立をしているとか、家で無視をされているとか、罵倒されているとか、一人だけご飯が食べられていないということが結構多い（CP）。

・　ただでさえ家の中で差別されている子どもは、そこで声をあげたらもう本当に見捨てられるんじゃないかと萎縮し、基本的には声をあげられない（CP）。

・　心理的虐待の子どもの相談で親から多いのが、「家での食事に２時間かかる」という。家が本当に安心できない場所で、絶えず怒られて緊張したり何か言われたらいけないとかの不安、親の前でこのご飯を食べていいのかどうかも分からない。家でゆっくり眠るとか、食事ができなくなっている重篤なケースもある（CP）。

・　親の前でなければ15分ぐらいでできる宿題でも、家で親に「宿題やりなさ

い」と怒られ見張られていると２時間ぐらいかかってしまう子どもも少なくない（CP）。

(7) 生活習慣の未獲得

・　食事、入浴、衣類の管理、その他と言った生活習慣が身に付いていない子どもがネグレクトにはよく見られる（PS）。
・　食事で言えば、箸の持ち方、食事のマナー、食べ進め方だけでなく、食事を与えられていない子どもだと、特に入所時には食事の量が自分の体型、年齢に見合っていない。とにかくたくさん食べたい、おかわりをたくさんしたいという思いが先走り、食事の量の自己管理ができないといった特徴的な動きがある（PS）。
・　ネグレクトの子どもに共通するところは、経験の蓄積が乏しい（PS）。
・　ネグレクトでは年齢相応の知的な知識はあるのに、時間が分からないとか日にちの感覚がないなど、日常的なところをすごく落としている子どもがいる（CP）。
・　ネグレクトでゴミ屋敷などで暮らしている子どもは、本当に汚いとか汚れたという感覚がなかったり、自分のものと人のものの違いが分からなかったりする。本当に雑然とした中で、食器なども犬のもので食べていたりという生活を送っている（CP）。
・　ネグレクトの中学生では、生理のときのきちんとした手当の仕方が分からない、できない子もいる（CP）。

(8) 年齢不相応の役割期待

・　最近は上の子が下の子の面倒を全部見させられていて、親が育児をしていないケースも少なくない（PS）。
・　入所後ある程度時間が経つと、職員・大人に面倒を見てもらう中で、上の子からお兄ちゃん・お姉ちゃんしなきゃという緊張や構えが取れて年齢相応の子どもらしさが出て来る子どももいる（PS）。
・　日記に「保護所に来て下の子の面倒を見なくてもいい、家の家事だとかをしなくてもいいのが、逆になんかこう、しないことで不安になる」というようなことを書く子どももいる（PS）。

(9) 対人関係形成の弱さ

・　親が上の子に面倒を見させていたケースの場合、下の子は自由時間でもなかなか同じ年齢の子たちと遊べない。上の子がいないと他の子と関係が取れない（PS）。

(10) 医療ネグレクト、放置等、高リスク

・　ネグレクトでは、親の心情とか意向で子どもが必要な医療を受けさせてもらっていない（CW）。

・　子どもを日中あるいは夜間放置している（CW)。
・　家庭の中に暴力や暴言などによる支配の関係があって、母親も麻痺している状況で、子どもを守ることができない場合は、子どものリスクがどんどんエスカレートしていく（CW)。

(11)親に褒められた経験なし
・　褒められていない子どもたちは、今すごく多い。小５から中１ぐらいの男児・女児が、顕著に「今まで親に褒められたことがないです」とか、こちらが「ええっ」と思うことを普通に話してくる（PS)。

４　まとめ

職員の語りをお読みいただいて、子どもたちのどの様な姿が連想されるでしょうか。例えば、食事や栄養が十分に与えられず身体の発達が遅れていたり、反対に栄養価の高い食べ物ばかりを与えられて不自然に太っていたりする子、萎縮していて自分ばかりを責める自尊感情の低い子、本来は力を持っているが、周囲から働きかけがなく言葉や知能の発達が遅れ、感情の未分化が顕著な子、排便の感覚が分からずに遺糞や遺尿をする子、長じては本格的な非行行動に走る子などなど、本当に深刻な子どもへの影響が数え切れません。

子どものネグレクトや心理的虐待は、外から分かりにくい、悪影響が曖昧といわれ発見が難しいのは事実だと思います。豊田市子ども条例では、子どもの健やかな育ちとして保障されている「安心・安全」「ありのままでいられる」「自分の意見が言える」「参加する」等の権利が、ネグレクトや心理的虐待、広くマルトリートメントの環境では、ひどく阻害されているのです。

私たち大人は、そうした子どもたちが少しでも早期に発見され、安心・安全な場、子どもが尊重される場に保護されたり、環境が変化するよう適切な働きかけが行われる道筋をつけるため、子ども虐待に関心を持ち、学び、それらについての感度を養わなければならないと思います。医療ネグレクトや子どもだけの放置、暴力や暴言で家族を支配する関係を背景に持つ DV は、子どもの命にかかわる危険性の高いものです。2019 年 1 月に千葉県野田市で起きた小 4 児童の虐待死事件も後者の DV を伴ったものでした。この事件では児童が担任から求められたアンケートに「暴力を振われている」と記載していましたが、そのアンケートの写しを教育委員会が父親に渡しただけでなく、児童の訴えや置かれている状態に関して児童相談所や他の機関に相談することもありませんでした。

児童虐待防止法では、子どもに関わる職業に従事している人に、早期発見に努める努力義務、虐待を受けたと思われる子どもの通告義務などを明示しています。昨年（2020 年）6 月に文部科学省は「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を、前述の野田市の虐待死事件から得られた貴重な教訓を生かすため等から改訂し、教職員や教育委員会などが児童虐待に対し具体的対応ができるよう促しています。

おわりに

児童相談所職員（児童福祉司：CW、児童心理司：CP、一時保護所の職員：PS）のインタビューは、別に助成を受けて進めている JSPS 科研費（基盤 C，課題番号 19K02257　代表：山田麻紗子）の研究の中で実施したものです。調査研究にご協力いただいた職員の皆様の意見は、私たちが被虐待の子どもたちの状態像とその深刻さを理解する上で貴重な手がかりであると思い、研究仲間の了解を得て記載いたしました。

（やまだ　まさこ　臨床心理士）

子どもの権利擁護委員に就任して

豊田市子どもの権利擁護委員　山谷　奈津子

１　はじめに

昨年（２０２０年）の１０月から、子どもの権利擁護委員として活動させていただいています。

普段は弁護士の仕事をしています。子どもの権利擁護委員の仕事ははじめてですので、わからないことばかりですが、子どもたちの最善の利益は何かということを常に頭に置きながら、日々活動しています。

私は、高校生のときから弁護士になりたいと思ってきました。

弁護士になるために勉強する中で、虐待やいじめ、体罰などによって、たくさんの子どもたちが傷ついているという現実を知りました。

また、少年犯罪をする子どもたちも、加害者である反面で、実は家庭で虐待に遭っていたり、学校でいじめに遭っていたりする被害者の側面もあるということに気づきました。

子どもたちは、自分の生活する環境を選べないことがほとんどだと思います。

弁護士になったら、そのような立場の子どもたちに寄り添った仕事がしたいと思い、子どもに関わる分野で活動を始め、現在に至ります。

虐待やいじめに遭った子どもたちは、たくさんの「権利」が侵害されています。

豊田市子ども条例には、大きく分けた４つの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」が規定され、その中で、いじめや暴力を受けないこと、安心して過ごすことができる居場所を持つことなど、たくさんの権利が定められています。

自分にどんな権利があるか知らないという子どもも、まだたくさんいると思います。権利を知らなければ、自分の権利が侵害されていることに気づかず、誰かに相談したり、ＳＯＳを出したりすることもできなくなってしまいます。

そういった意味では、豊田市で行っている権利学習などを通じて、これからも豊田市子ども条例や権利の啓発活動に務め、子どもはもちろんのこと、大人にも権利のことをもっと知っていってもらいたいと思っています。

２　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が与える子どもたちへの影響

私が子どもの権利擁護委員に就任したのは、新型コロナウイルスの影響で学校が全国一斉に休校になってからちょうど半年ほど経ったときでした。

休校中は、外出自粛生活の中で、外出できないストレスや経済的不安が引き金になり、家庭内のドメスティックバイオレンス（ＤＶ）や虐待が生じやすい

と言われていました。そのような状況の中で、外部と連絡を取ること自体難しく、特に親から虐待を受けていたり家庭内でストレスを感じたりしていた子どもたちは、親が常に家にいる中で外部にＳＯＳを出せないという状況に陥っていました。
　実際、休校期間中にとよた子どもの権利相談室（こことよ）に寄せられた新規の相談は、前年度の同じ時期の相談件数から大きく下回っています。

　学校が再開され、子どもたちが外に出られるようになれば、相談件数は増えるかと思っていたのですが、休校期間があけた６月は相談件数が増えたものの、その後は予想に反し例年並みとなり、結果的に２０２０年度の相談件数は前年度を下回りました。
　子どもたちは、学校が再開された後も、行事が軒並み中止になったり、常にマスク着用・手指の消毒が求められたりしています。給食もみんな前を向いて黙って食べる黙食をしている学校が多くあります。
　いつもとは違う学校生活、家庭での生活の中で過ごす子どもたちに負荷がかかっていないわけがありません。
　子ども自身も気づかないうちにストレスが蓄積している状態なのだと思いますが、相談にはつながりませんでした。

　一方、２０２０年に自死した小中高校生は、前年度より大幅に増え、統計をとりはじめた１９８０年以降で最多であるということです。
　すべて原因がコロナウイルスではないのかもしれませんが、厚生労働省自殺対策推進室は、「新型コロナウイルス禍で学校が長期休校したことや、外出自粛により家族で過ごす時間が増えた影響で、学業や進路、家族の不和などに悩む人が増加したとみられる」と指摘します。

　このように、自死の件数は増えているにもかかわらず、相談件数は減少しているという現状について、注意深く原因を検証しなければならないと考えています。
　東日本大震災の際は、すぐにストレスが表面化するのではなく、震災から数年経った後に、心身のバランスを崩した子どもたちも多かったと聞きます。
　今後、コロナウイルスがいつ収束するのか未知数なところがありますが、子どもたちの様子を丁寧に見守り、ストレスサインを見逃さないように周りの大人が長期的なスパンで注意していく必要があると思います。
　そして、こことよの存在について、もっと広く子どもたちに知ってもらい、気軽に相談してもらえる相談室でありたいと思っています。

３　今、最も関心があること～校則問題について

　校則問題については、最近ニュースなどで取り上げられることが多くなってきたように思いますし、こことよにも校則に関する相談が比較的多いように思

います。

先日（２０２１年２月１６日）、大阪地方裁判所において、校則についての判決が出ました。
この裁判は、染髪を禁止している校則に基づき、高校の教員らから頭髪指導として繰り返し頭髪を黒く染めるように強要されたこと等により、不登校になった原告が精神的苦痛を受けたなどとして損害賠償請求を求めたものです。
判決においては、高校の「設置目的を達成するために必要な事項を校則等によって一方的に制定し、これによって生徒を規律する包括的権能を有して」いるとしました。
そして、高校には、校則等の制定について、「上記の包括的権能に基づく裁量が認められ、校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合には、裁量の範囲内のものとして違法とはいえない。」としました。
その上で、本判決においては、染髪を禁止している校則について、生徒に対して学習や運動等に注力させ、非行を防止するという目的は正当であるし、内容も合理的であるとして、裁量の範囲内のものとして違法とはいえないとし、原告の当該請求を認めませんでした。

みなさんは、この判決を読まれて、どう感じましたか？
髪を染めることを禁止する目的が、生徒に対して学習や運動等に力を注がせ、非行を防止するというのは、正当な目的といえるでしょうか？
この判決では、子どもの権利条約に規定されている、様々な子どもたちの権利は尊重されているでしょうか？

私は、この判決においては、子どもの視点が全く欠落していると感じました。
子どもの権利条約には、子どもには自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるという意見表明権が規定され（子どもの権利条約第１２条）、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しなければならないとされています。
豊田市子ども条例においても、子どもたちには、自分の気持ちや考えを表明することや表明した自分の気持ちや考えが尊重されること、年齢や発達に応じて意思決定に参加することが認められています（豊田市子ども条例第８条第１号、同第２号、同第４号）。
子どもたちにまさに関係のある校則について、学校が子どもの意見を聞かず、一方的に校則を定める時代はもう終わったのだと個人的には思います。

全国の弁護士会でも、校則に関する調査や校則の見直しに関する提言をしており、校則問題に関する意識が高まっています（佐賀県弁護士会の「中学校校則の見直しに関する提言」や福岡県弁護士会の「中学校校則の見直しを求める

意見書」については、ＨＰに全文が公開されていますので、ぜひお読みください。)。

また、萩生田光一文部科学大臣は、国会答弁において、「人権、人格を否定するような校則は望ましいものではない」「時代の変化や価値観の変化によって、（校則の）見直しをそれぞれの学校が行っていくことは決して悪いことではない」「一度決めたからと言って、一語一句変えない、というのは今の民主主義に合わないと思います。」と述べています。

さらに、萩生田大臣は、「時代に合っていないおかしな校則を変えようよと、高校生や中学生が声を上げることは私は学校の中で良いことだと思いますので、それを見守りたいと思います。」と述べています。

萩生田大臣が述べたように、今後、不合理な校則について子どもたちが声を上げられるように、大人としても子どもの声にきちんと耳を傾けるようにしていかないといけません。

私も、校則の問題について、しっかりと勉強し、自分に何ができるのかをこれからも考えていきたいと思っています。

（やまたに　なつこ　弁護士）

8　その他の活動

2020 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間で、子どもの権利に関する高校生意識調査を実施しました。その報告書を次頁以降に掲載しましたので、ご高覧ください。

第1回
子どもの権利に関する高校生意識調査

報告書

令和3（2021）年3月

とよた子どもの権利相談室（こことよ）

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

はじめに

2007 年 9 月に豊田市子ども条例が制定されてから13年が経過しました。子どもの権利は条例が制定されたことによって守られるのではありません。本当の意味において市民全体で子どもの権利への理解を深め、子ども自身が権利の主体としてそのことを十分に受け止めることによってこそ守られます。

条例に基づき設置されている子どもの権利に関する相談窓口「こことよ（とよた子どもの権利相談室）」は、これまで、子どもの権利を普及・啓発することを目的に、リーフレットやカードを配布したり、小学生・中学生に向けて子どもの権利学習に取り組んだりしてきました。また、今年度はコロナ感染拡大に伴って中止となりましたが、昨年度からは市内の全中学校を対象として子どもの権利啓発事業を開始しています。

そうしたなか、私たちは、さらに市内に通う高校生たちにも豊田市子ども条例の理念と内容を知ってもらいたいと考えてきました。理由は3つありました。

ひとつめは、豊田市子ども条例が対象としている「子ども」とは、豊田市に在住する子どもたちだけではなく、市外から豊田市内の高校に通う高校生が含まれているからです。市外に住んでいる高校生たちは、小学生・中学生の時期に条例について学ぶ機会はほとんどないと考えられます。また、過去に学んだことのある高校生にも、あらためてこの時期にこそ知ってもらう必要があります。

ふたつめは、何よりも高校生は、概念獲得の顕著な発達段階にありますので、より深く「権利という概念」を理解することのできる力があると考えるからです。高校生には高校生にふさわしく、自己の見解を表明することのできる能力も備わってきます。

この点と関わって、みっつめに、「権利」概念を獲得することが可能な大事な時期にこそ、自らの権利としてさらに発展的に理解してもらえないだろうかと考えたからです。高校生の時代には、進路や自立をめぐって親・保護者と対立する場合もあるかもしれません。異性との交際の場面でも部活動での先輩後輩関係の場面でも、深刻な権利侵害が発生する可能性は存在します。学校での校則や決まりに対し、理不尽な思いを抱えている子どもも決して少なくはないでしょう。

この高校生意識調査は、豊田市内の高校に通う全ての高校生を対象に、子ども条例と子どもの権利条約に関する認知度を問いながら、アンケートに回答していただくことで、子どもの権利にはどのような内容が含まれているのかを具体的に知ることのできるものになっています。また、アンケートを通じて、困りごとがあれば相談できる場所が豊田市にはあることがわかるようになっています。自由記述を通じては、いま、高校生たちが何を求め、何に迷い、何に困っているかがみえてきますし、何よりも、鋭い「権利意識」が着実に芽生えていることを確かめることができるように思います。多くの学校・家庭・地域で、この調査報告書を活用して、子育てや学校教育活動の改善に役立てていただくことができればと思います。

本調査は、こことよ（とよた子どもの権利相談室）と名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室とが共同で企画・立案し、西三北地区公立高等学校長会のご協力のもと、豊田市内に設置されているすべての公立高校（定時制を含む）・私立高校（通信制を含む）・高等専門学校を通じて、全高校生に調査依頼用紙を配布しました。高校生には、調査依頼用紙ないしは豊田市のホームページに掲載されている URLからアンケートに回答していただいています。

西三北地区公立高等学校長会のみなさんには、アンケートの実施方法や質問項目に関わって、事前にたくさんのご助言をいただきました。本報告書の作成にあたりましても、個人情報保護等の観点からご検討をいただいています。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。校長会長の小瀧雄一郎先生（豊田西高校）には、新型コロナウイルス感染対策等できわめてご多忙のなか、本調査に関して、実施時期をはじめ、日本語（漢字）を読むのが難しい生徒向けに「ひらがなバージョン」でのアンケートも作成すべきではないか等、細やかなアドバイスをいただきました。今回、「ひらがなバージョン」では8名の高校生が回答を寄せてくださいました。

この意見交換のなか、小瀧校長先生は、コロナ禍で高校生のおかれているたいへん厳しい学習状況・生活状況についてご教示くださいました。私たちが、この調査を通じて高校生にどのように寄り添っていかなければならないのかをあらためて深く自覚することができたと感じています。

本調査の実施と調査結果の分析にあたっては、名古屋大学教育発達科学研究科教育行政学研究室に全面的にご協力をいただきました。調査と分析の任を中心的に引き受けていただいた大学院生の坂野愛実さんに、記して感謝を申し上げます。この調査は、彼女の協力がなければ実現には至らなかったものと思います。

調査結果にもとづく私たちの所感は、本報告書の最後の章（9）でまとめています。調査結果の概要のみをつかみたいという方は、この章（9）のみをご覧いただいても構いません。高校生の書いた自由記述については、私たちからも誠実に応答しなくてはならないのではないかと考えました。したがって、この章は、自由記述で意見や質問を書き込んでくださった高校生のみなさんへの、私たちからのメッセージも含んでいます。ただし、本報告書においては、個人情報保護の観点から、自由記述の一部について修正したり加工したりしている箇所があります。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

最後に、アンケートに回答してくださった、すべての高校生の皆さんに、心より感謝申し上げます。

2021年3月31日

豊田市子どもの権利擁護委員
石井　拓児（代表）
山田　麻紗子
山谷　奈津子

目次

Ⅰ　調査概要 …… 6
1 調査の目的
2 調査の設計
3 回収結果
4 その他

Ⅱ　回答者の属性 …… 7
1 学年
2 性別
3 居住場所

Ⅲ　アンケート調査の結果 …… 9
1「豊田市子ども条例」の認知度について …… 9
1-1 条例の認知度
1-2 学年別認知度
1-3 居住場所別認知度

2 子どもの権利条約の認知度について …… 12
2-1 条約の認知度
2-2 学年別認知度
2-3 居住場所別認知度

3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について …… 13
3-1 学校における学習機会
3-2 学ぶ意欲

4「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について …… 15
4-1 【安心して生きる権利】第5条
4-2 【自分らしく生きる権利】第6条
4-3 【豊かに育つ権利】第７条
4-4 【参加する権利】第8条

5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5-1 【安心して生きる権利】第5条
5-2 【自分らしく生きる権利】第6条
5-3 【豊かに育つ権利】第７条
5-4 【参加する権利】第8条

6 困りごとや悩みごとを相談する相手について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について ・・・・・・・・・・ 27
7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度
7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール

8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
8-1 内容の分類
8-2 記述内容

9 とよた子どもの権利相談室の所感 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について
9-2 調査結果をふまえた今後の課題

参考資料 ・・・ 38
1 単純集計結果

2 質問項目

3 高校生アンケート協力依頼文書

Ⅰ　調査概要

1　調査の目的

本調査は、子どもの権利の啓発活動や子ども相談活動にいっそう取り組むことを通じ、すべての子どもが自らを権利の主体者として自覚し行動することができるよう支援していきたいという豊田市の理念を実現するため、豊田市内の高校に在籍する高校生を対象に、「豊田市子ども条例」の認知度ならびに「子どもの権利」に関する学習や理解の状況を調査し、子ども条例の普及・啓発活動ならびに子どもの権利相談室の諸事業等、今後の各施策を考える基礎的データを得ることを目的とするものです。

2　調査の設計

(1)調査地域　豊田市内
(2)調査対象　豊田市内の高校に在籍する高校生
(3)対象者数　11,689 人
(4)調査方法　Web 回答(「Google フォーム」を使用)
(5)調査期間　2020 年 10 月 1 日～11 月 30 日
(6)調査票　　日本語(漢字・ひらがな)調査票
(7)調査機関　名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

3　回収結果

・「漢字」調査票・・・・・・・・・217 票
・「ひらがな」調査票・・・・・　　8票
・総計・・・・・・・・・・・・・・・・・225 票

4　その他

本報告書の記載内容に関し、次の 2 点にご注意ください。

① 調査票には「漢字」と「ひらがな」の２種類がありますが、アンケート調査の結果としては、統合したものをまとめています。
② 各集計表・グラフにおける構成比は、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、合計が100.0%とならないことがあります。

Ⅱ　回答者の属性

1　学年

回答者の学年は、「1 年生」が 43.1%と最も多く、次いで「2 年生」が 32.9%、「3 年生」が 21.3%、「4 年生」が 2.2%となっています。

図1 あなたの学年を教えてください。(%)

2　性別

回答者の性別は、「女」が 59.6%、「男」が 39.1%、「その他」が 0.9%となっています。

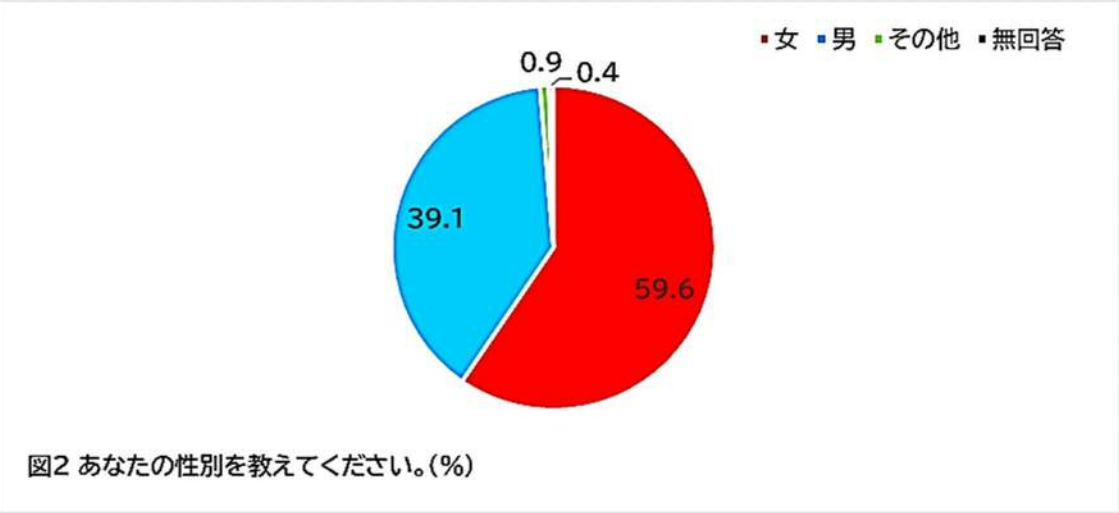

図2 あなたの性別を教えてください。(%)

3 居住場所

回答者の居住場所は、「豊田市内」が 65.8%、「豊田市外」が 33.8%となっています。

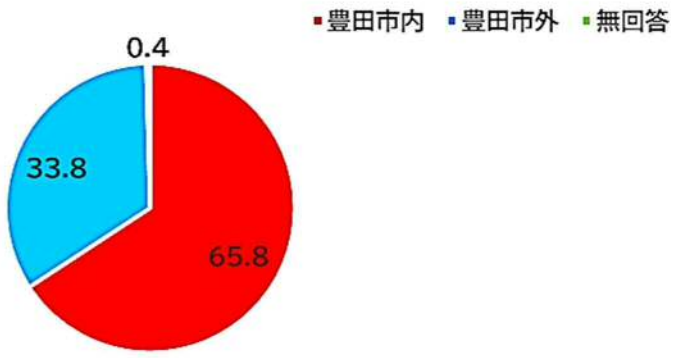

図３ あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。(%)

Ⅲ　アンケート調査の結果

1 「豊田市子ども条例」の認知度について

1-1　条例の認知度

条例の認知度について、図[1-1-1]の条例を知っていますかという質問に対しては、「はい」が 34.2%である一方、「いいえ」が 64.9%と半数を超えています。また、図[1-1-2]の条例を読んだことがありますかという質問に対しては、「はい」が 7.1%、「いいえ」が 92.9%と回答者の高校生のうち、そのほとんどが条例を読んだことがないという結果となっています。

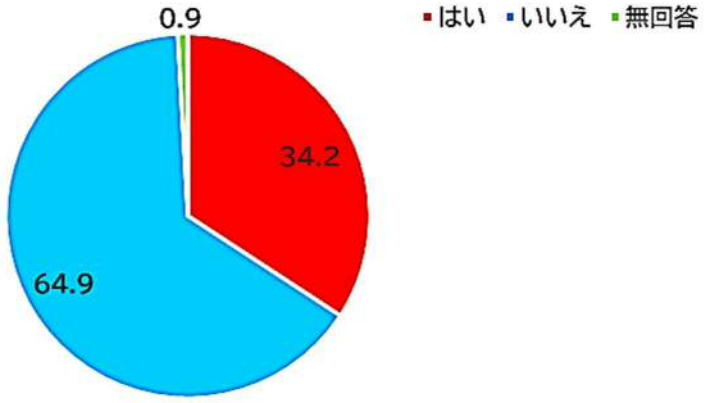

図1-1-1 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。(%)

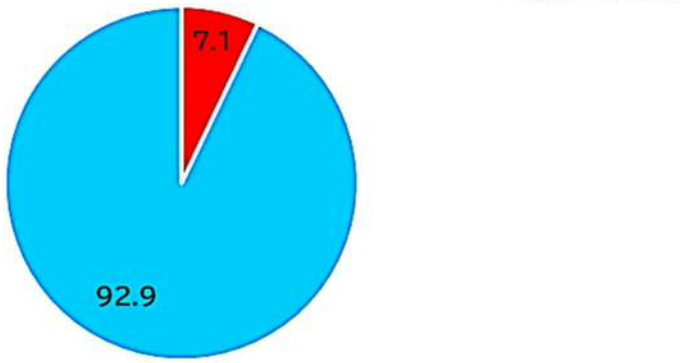

図1-1-2 あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。(%)

1-2 学年別認知度

学年別の条例の認知度について、図[1-2-1]より、条例を知っていると回答した割合は、「1年生」が 42.7%と最も多く、次いで、「3 年生」の 35.4%、「2 年生」の 24.3%、「4 年生」の 20.0%と続きます。3 年生と 2 年生の間には 10 ポイントもの開きがあり、2 年生と 4 年生は特に低い数値であると言えます。さらに、図[1-2-2]より、条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1 年生」が 12.4%と最も多く、次いで、「3 年生」の 4.2%、「2 年生」の 2.7%、「4 年生」の 0.0%と続きます。しかし、1 年生の 1 割台前半は数値として低く、すべての学年において条例がほとんど読まれていないとわかります。

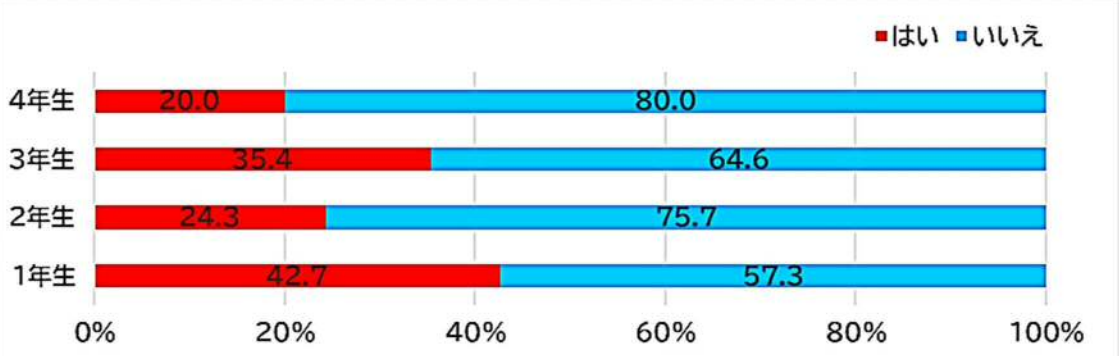

図1-2-1 学年別構成比(%)
あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

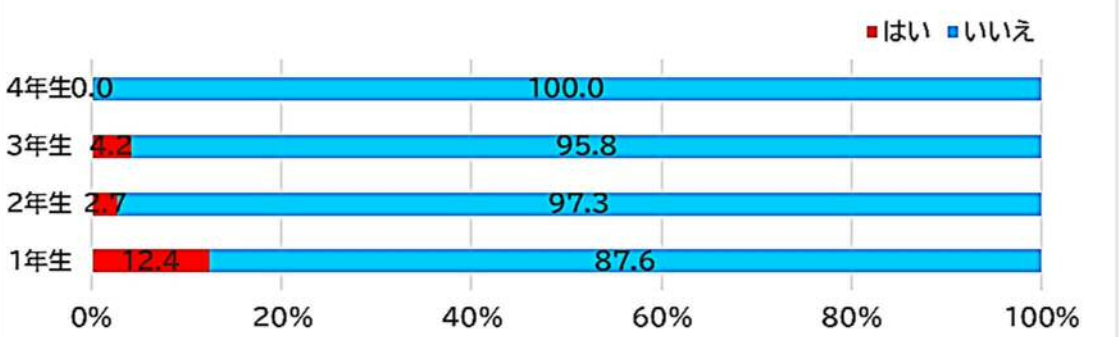

図1-2-2 学年別構成比(%)
あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

1-3 居住場所別認知度

居住場所別の条例の認知度について、知っている（図[1-3-1]の「はい」）と読んだことがある（図[1-3-2]の「はい」）の回答はともに、「豊田市内」（46.9%と 9.5%）が、「豊田市外」（10.5%と 1.3%）より高い割合となっています。

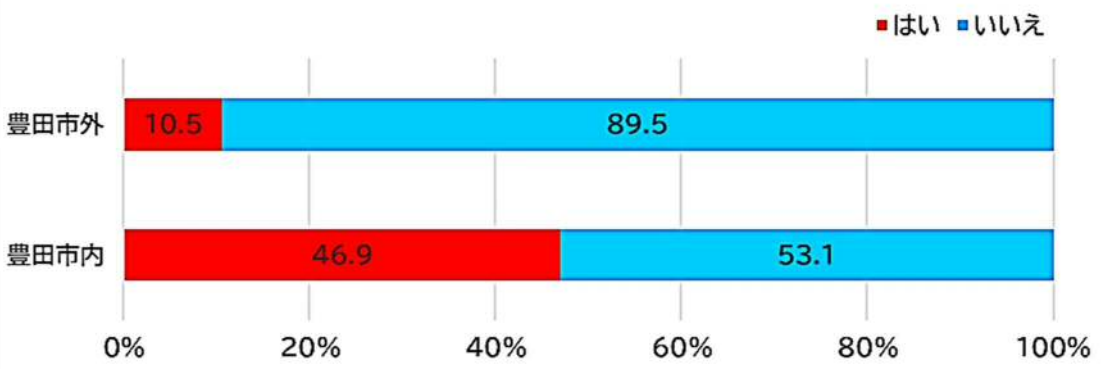

図1-3-1 居住場所別構成比（%）
あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

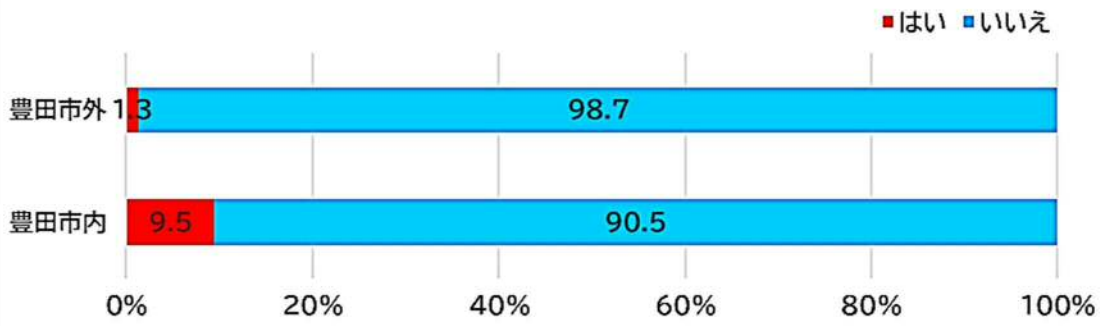

図1-3-2 居住場所別構成比（%）
あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

2 子どもの権利条約の認知度について

2-1 条約の認知度

子どもの権利条約の認知度について、図[2-1]において「はい」が 59.1%、「いいえ」が 40.9%となっており、子どもの権利条約を知っている割合は半数を超え、6 割近くあります。

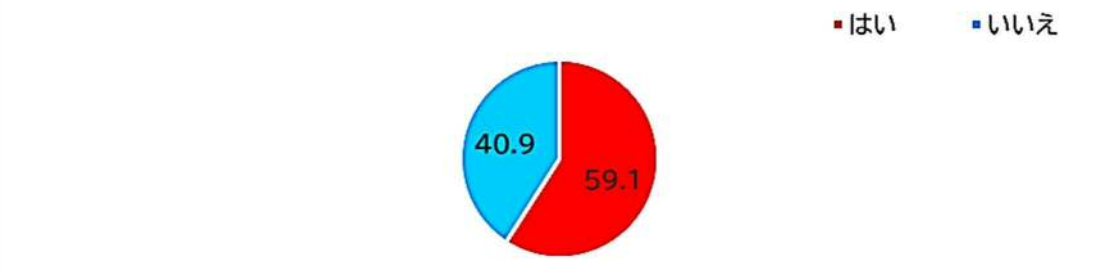

図2-1 あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。(%)

2-2 学年別認知度

学年別の条約の認知度は、図[2-2]より、「はい」と回答した「1 年生」が 66.0%と最も高く、次いで「3 年生」が 64.6%と、ともに 6 割を超えています。一方、「2 年生」と「4 年生」は、それぞれ 50.0%と 40.0%となっており、半数以下にとどまっています。

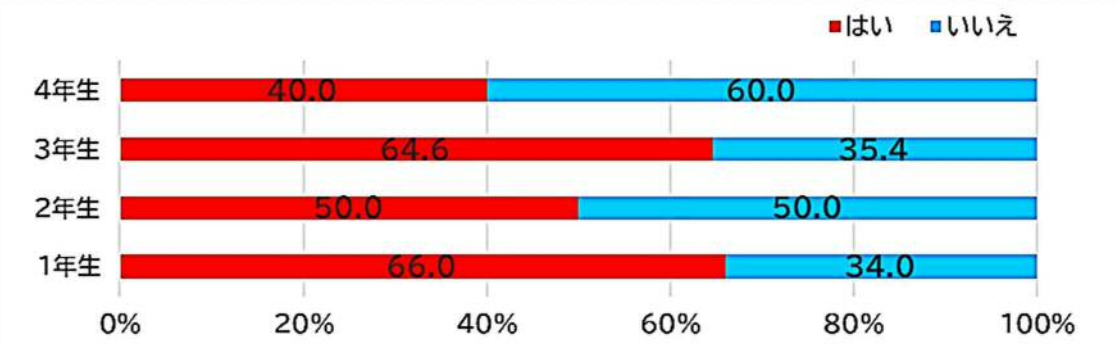

図2-2 学年別構成比(%)
あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

2-3 居住場所別認知度

居住場所別の条約の認知度について、図[2-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が 58.8%、「豊田市外」が 60.5%と居住場所では認知度にそれほど差はありません。

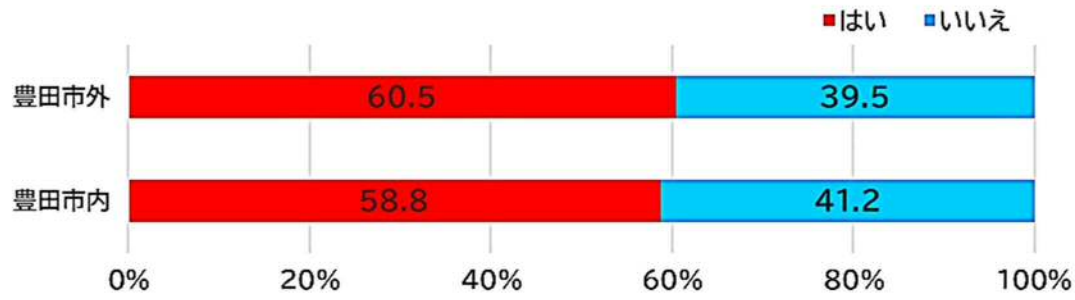

図2-3 居住場所別構成比(%)
あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について

3-1 学校における学習機会

子どもの権利条約を学校で学習する機会に関して、図[3-1-1]より、「はい」と回答した割合は 76.0%と 8 割近くあります。また、図[3-1-2]の学年別構成比では、「1 年生」の 83.3%が最も多く、次いで、「3 年生」の 79.2%、「2 年生」の 67.6%、「4 年生」の 60.0%となっています。3 年生と 2 年生の間には 10 ポイント以上の開きがあり、特に、2 年生と 4 年生の学習機会が少ないと言えます。一方、図[3-1-3]より、居住場所での差は特に見られません。

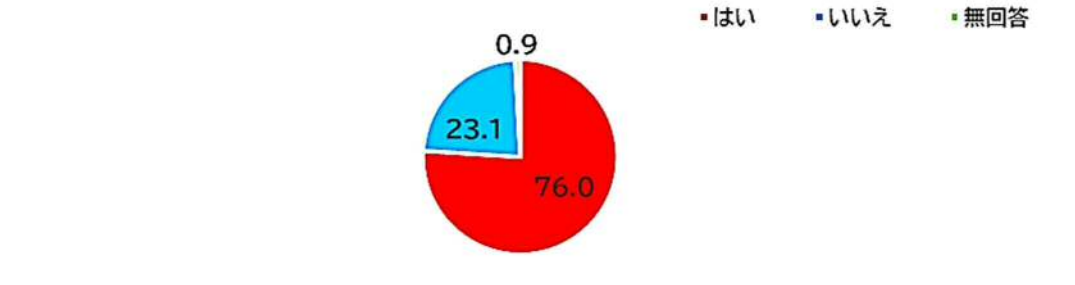

図3-1-1 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。(%)

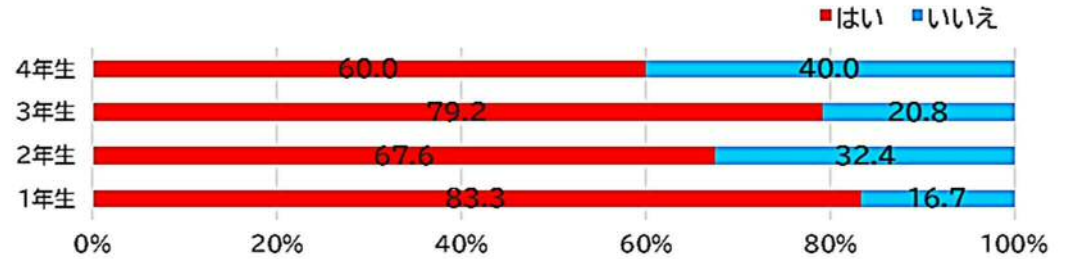

図3-1-2 学年別構成比(%)
あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

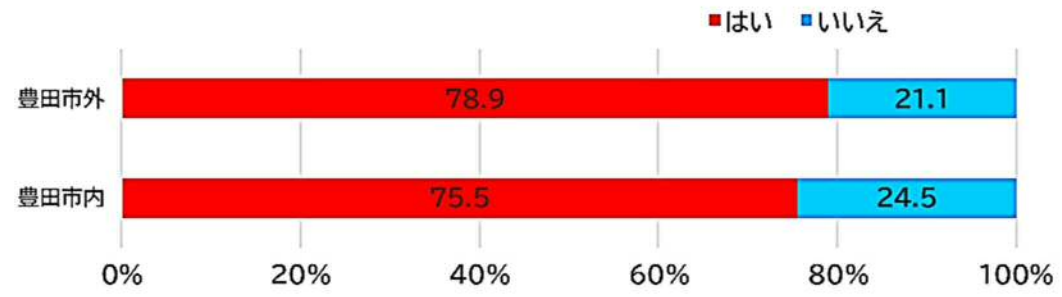

図3-1-3 居住場所別構成比(%)
あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

3-2 学ぶ意欲

子どもの権利を学ぶ意欲に関して、図[3-2-1]より、もっとよく知りたいと思うと回答した割合が 62.2%と 6 割を超えています。また、図[3-2-2]の学年別構成比を確認すると、「思う」と回答した割合が最も多いのは、「3 年生」の 68.8%、次いで、「1 年生」の 63.9%、「2 年生」の 56.8%、「4 年生」の 40.0%となっており、特に、7 割近い数値である 3 年生の意欲の高さがうかがえます。さらに、図[3-2-3]の居住場所別構成比では、「思う」と回答した割合が、「豊田市内」63.5%、「豊田市外」59.2%となっており、大きな差は見られません。

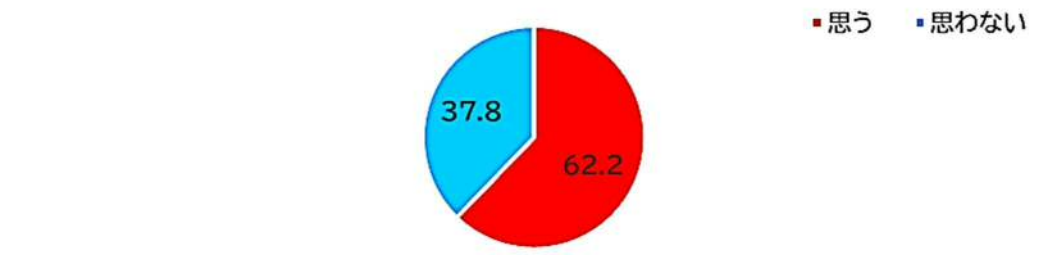

図3-2-1 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。(%)

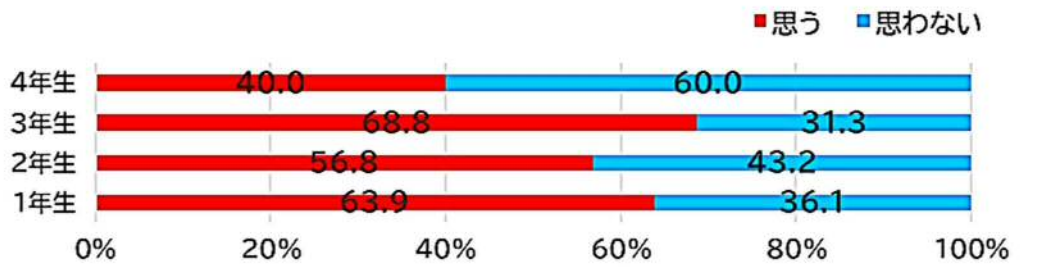

図3-2-2 学年別構成比(%)
あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

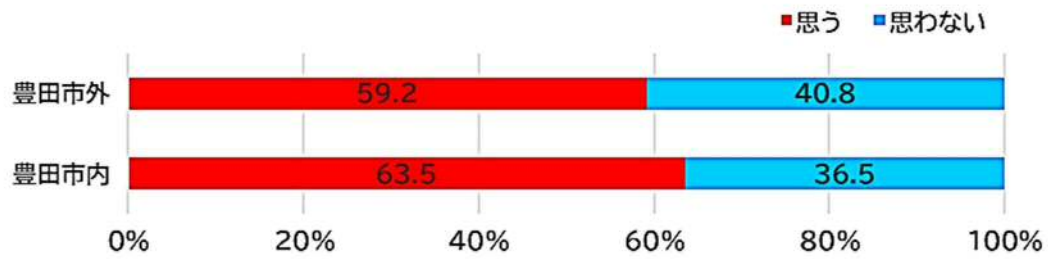

図3-2-3 居住場所別構成比(%)
あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について

4-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、守られていないと感じる項目について、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が 44.9%と最も多くなっています。次いで、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が 41.8%、「(7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が 40.8%、「(1)命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」が 39.8%、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」が 31.6%、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が 30.6%、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が 28.6%、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が 24.5%と続いています。

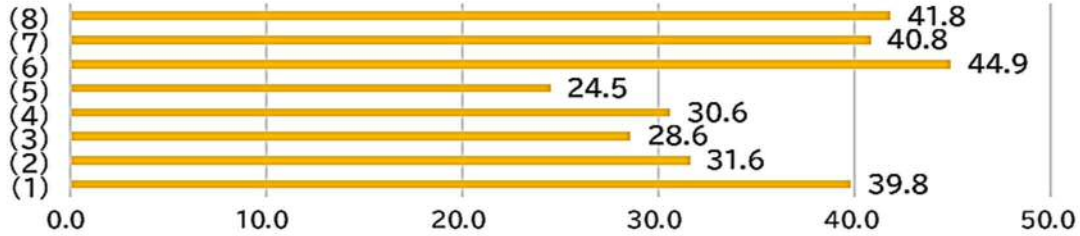

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。
(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図4-1【安心して生きる権利】第5条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <98件の回答>

4-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第 6 条のなかで、図[4-2-1]より、守られていないと感じられている権利として最も割合が高いのは、「(1)ありのままの自分が認められること。」で56.9%と、半数を超えるとともに他の権利と 10 ポイントほどの差があります。さらに、本項目は、【安心して生きる権利】第５条・【豊かに育つ権利】第７条・【参加する権利】第８条を含めても一番高い数値となっています。次いで、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が 45.1%、「(7)プライバシーや名誉が守られること。」が41.2%、「(3)自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が40.2%、「(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」が 37.3%、「(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 32.4%、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 28.4%となっています。

最も高い割合の「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、図[4-2-2]より、本項目の学年構成比は、「1 年生」が 55.2%と半数を超える割合を占めています。次いで、「2 年生」が 24.1%、「3 年生」が 19.0%、「4 年生」が 1.7%となっています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-2-3]を見ると、最も高い割合は「4 年生」の 100%であり、次いで、「1 年生」の62.7%、「3 年生」の 52.4%、「1 年生」の 48.3%と、「4 年生」以外の学年も半数近く、もしくは、半数を超える割合となっています。

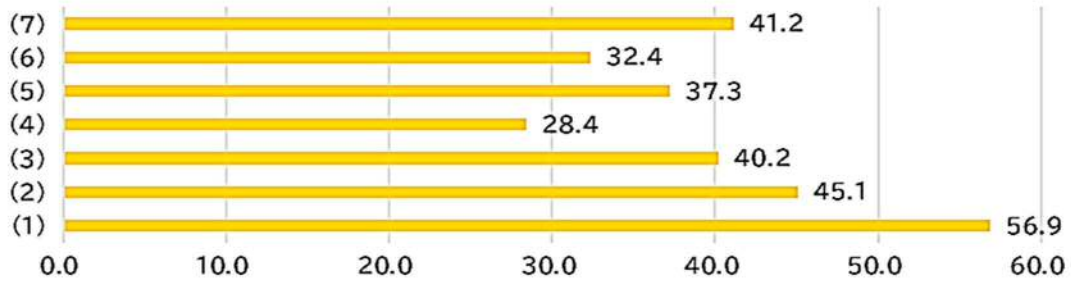

(7) プライバシーや名誉が守られること。
(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
(1) ありのままの自分が認められること。

図4-2-1【自分らしく生きる権利】第6条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <102件の回答>

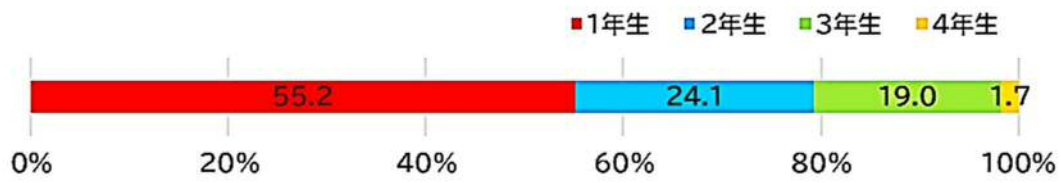

図4-2-2 学年構成比(%)＜58件の回答＞
守られていないと感じる権利:
【自分らしく生きる権利】第6条「(1)ありのままの自分が認められること。」

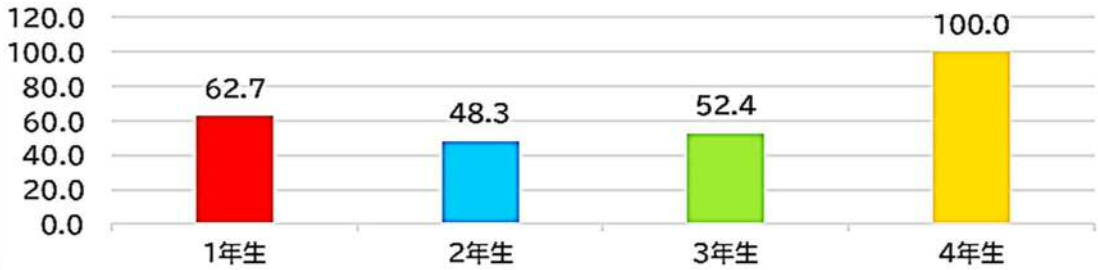

図4-2-3 学年別構成比(%)
＜回答数;1年生:51件中32件／2年生:29件中14件／3年生:21件中11件／4年生:1件中1件＞
守られていないと感じる権利:
【自分らしく生きる権利】第6条「(1)ありのままの自分が認められること。」

4-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

豊かに育つ権利を定めた第 7 条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-3-1]より、「(1)遊ぶこと。」と「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」がともに 47.7%と最も高く、僅差で「(4)自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」の46.5%が続きます。次いで、10 ポイント以上の差が開き、「(6)様々な世代の人々とふれあうこと。」が 34.9%、「(9)自然に親しむこと。」が 30.2%、「(3)保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」29.1%、「(5)友だちをつくること。」と「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」がともに26.7%、「(2)学ぶこと。」が 22.1%、そして、第５条から第 8 条までを含み、唯一の 1 割台である「(7)地域や社会活動に参加すること。」の 19.8%がきます。

最も割合が高い「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」に着目し、学年構成比図[4-3-2]を見ると、「1 年生」が 51.2%と半数を占め、次いで、「2 年生」が 24.4%、「3 年生」が 22.0%、「4 年生」が 2.4%と続いています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-3-3]を確認すると、最も多いのは、「4 年生」の 100.0%で、次に、「3 年生」の 56.3%、「2 年生」の45.5%、「1 年生」の44.7%と、図[4-3-2]とは逆に、学年があがるにつれ、割合が高くなっています。しかし、どの学年も半数近く、もしくは、半数を超え、夢に向かって挑戦す

る機会が十分に与えられていないと感じている割合は、全体として高いと言えます。

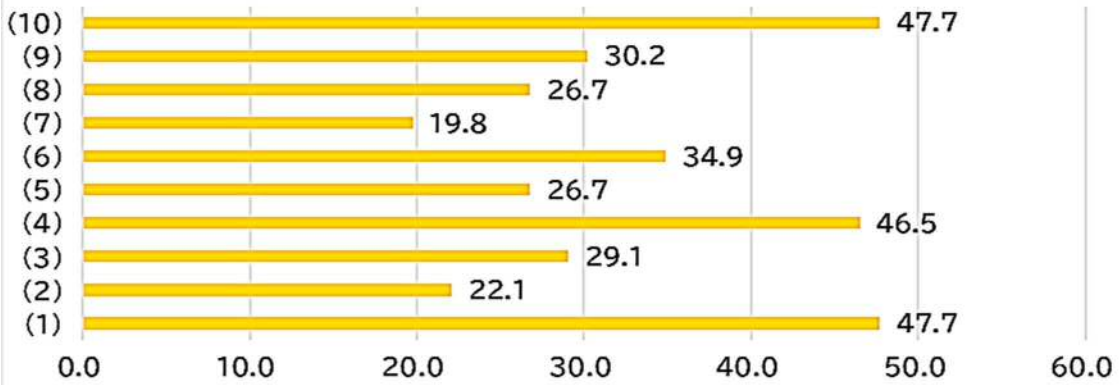

(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。
(9) 自然に親しむこと。
(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
(7) 地域や社会の活動に参加すること。
(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
(5) 友だちをつくること。
(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
(2) 学ぶこと。
(1) 遊ぶこと。

図4-3-1【豊かに育つ権利】第7条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%)［複数回答可］＜86件の回答＞

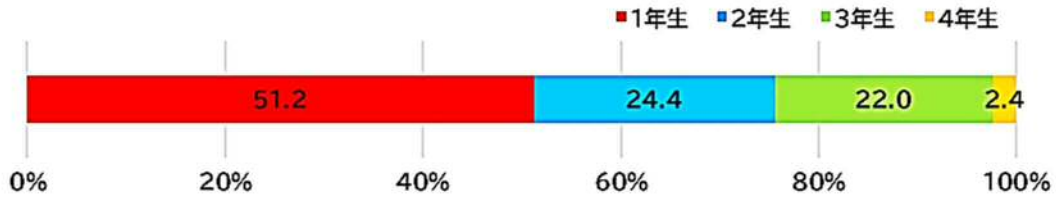

図4-3-2 学年構成比(%)＜41件の回答＞
守られていないと感じる権利:
【豊かに育つ権利】第7条「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」

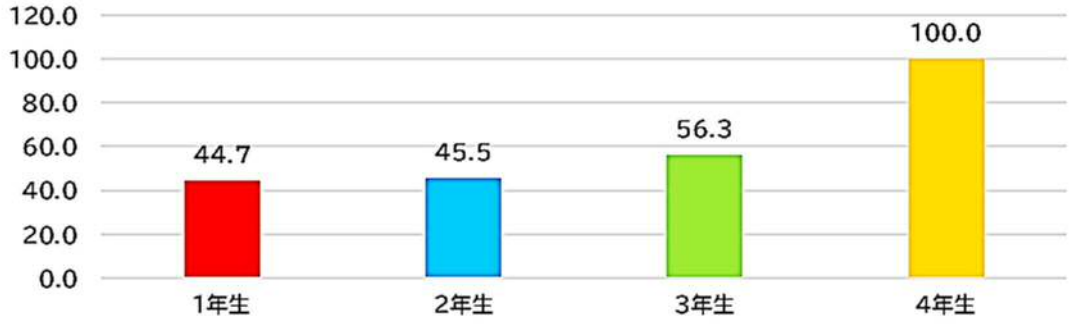

図4-3-3 学年別構成比(%)
<学年別回答数;1年生:47件中21件/2年生:22件中10件/3年生:16件中9件/4年生:1件中1件>
守られていないと感じる権利:
【豊かに育つ権利】第7条「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」

4-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第８条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-4-1]より、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が 52.4%と最も高く、他の項目と 10 ポイント以上も差があります。次いで、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」が40.2%、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が 36.6%、「(6)仲間をつくり、集まること。」が 35.4%、「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会を用意されること。」が31.7%、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が 25.6%と続きます。

最も割合の高い「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」について、図[4-4-2]の学年構成比を見ると、「2 年生」が 58.1%と最も多く、次いで、「1 年生」の 53.5%、「3 年生」の 32.6%、「4 年生」の 2.3%と続いています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-4-3]では、「4 年生」が 100.0%と最も高く、次に「3 年生」の 57.1%、「1 年生」の 54.8%、「2 年生」の 44.0%と、図[4-4-2]とは逆の並びとなっています。

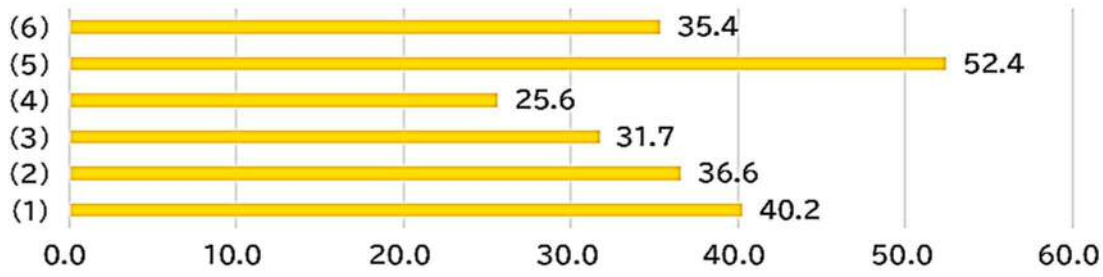

(6) 仲間をつくり、集まること。
(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図4-4-1【参加する権利】第8条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <82件の回答>

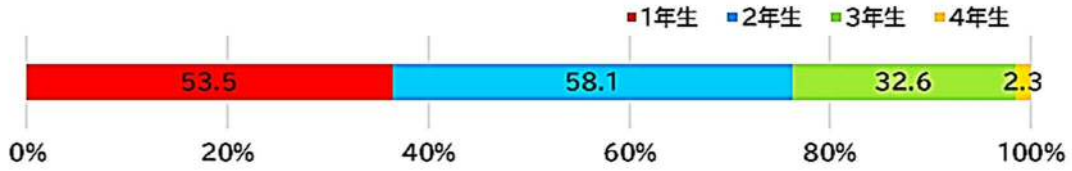

図4-4-2 学年構成比(%) <43件の回答>
守られていないと感じる権利:
【参加する権利】第8条「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」

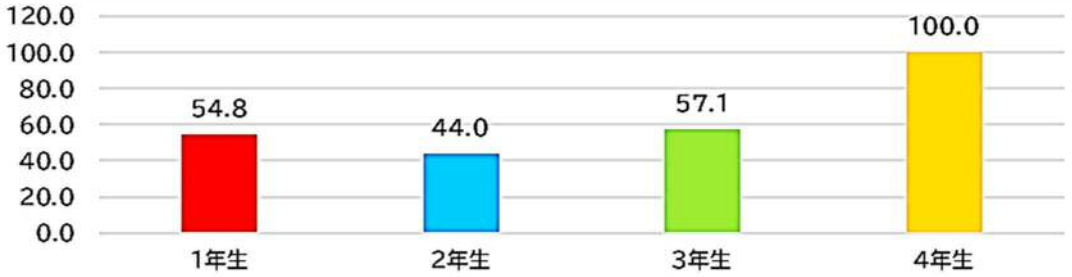

図4-4-3 学年別構成比(%)
<学年別回答数;1年生:42件中23件/2年生:25件中11件/3年生:14件中8件/4年生:1件中1件>
守られていないと感じる権利:
【参加する権利】第8条「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」

5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

5-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第 5 条のなかで、大切だと思われている割合が最も高い項目は、[図 5-1]より、「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」の91.0%であり、この割合は、第６条・第７条・第８条を含め、一番大きい数値となっています。次いで、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」と「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」がともに 84.1%、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が 78.1%、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が 77.1%、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が 75.6%、「(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が 73.1%、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が 66.7%と続きます。また、第 5 条は、全項目で 6 割台後半以上の数値が出ており、回答者の多くが本権利を大切に思っていることがわかります。

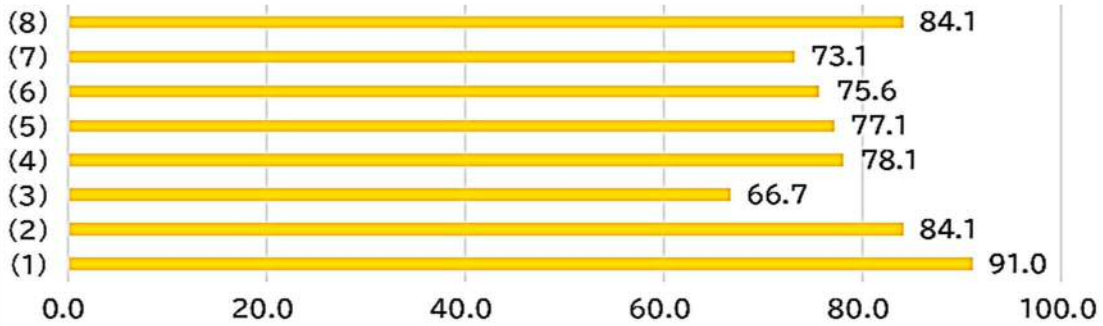

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。
(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図5-1【安心して生きる権利】第5条
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <201件の回答>

5-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第 6 条について、図[5-2-1]より、大切だと思われている割合が最も高い項目は、「(1) ありのままの自分が認められること。」の 85.6%、次いで、「(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が 82.7%、「(6)

安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 77.7%、「(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」と「(7) プライバシーや名誉が守られること。」がともに 77.2%、「(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が 72.8%、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 64.4%となっています。第 6 条も全項目 6 割以上と、第 5 条と同じく、回答者の大半に重視されているとわかります。

「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、「4-2【自分らしく生きる権利】第 6 条」でも、本項目(56.9%)が一番多いことを踏まえ、ありのままの自分が認められていない現状に対し、大多数の回答者が認められることの重要性を感じていることがわかります。また、図[5-2-2]の学年構成比を見ると、最も多いのは「1 年生」の 42.6%、次いで、「2 年生」の 33.7%、「3 年生」の 21.3%、「4 年生」の 2.0%となっています。一方、学年別構成比をまとめた図[5-2-3]では、「3 年生」が 88.4%と最も多く、次いで、「1 年生」が 86.0%、「2 年生」が 85.3%、「4 年生」が 50.0%と続きます。1 年生から 3 年生まで数値に大きな差は見られず、大半の学年で本項目の大切さが強く認識されていると言えます。

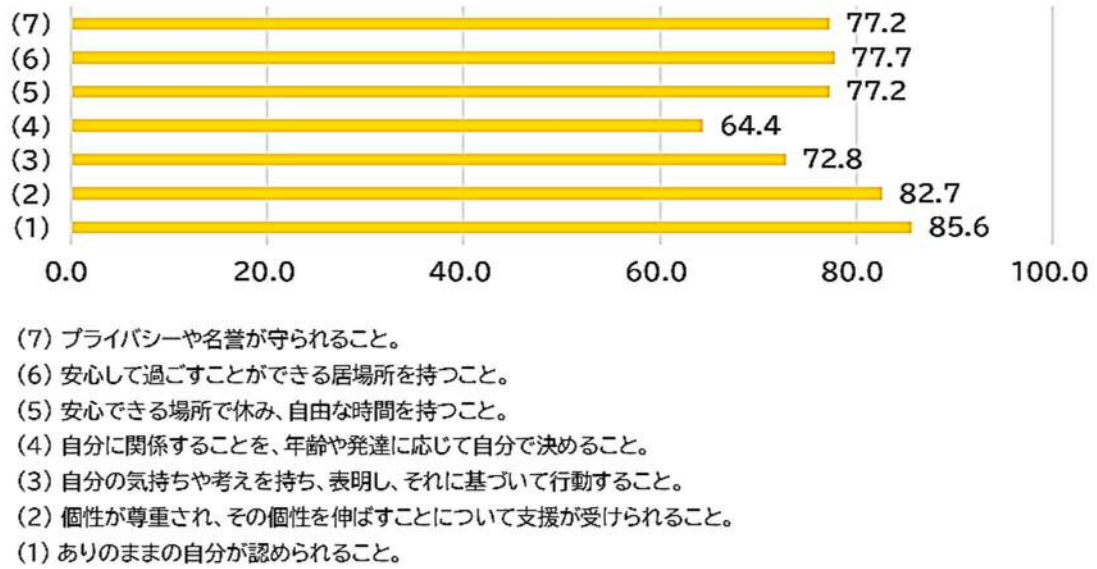

図 5-2-1【自分らしく生きる権利】第 6 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%)[複数回答可]＜202 件の回答＞

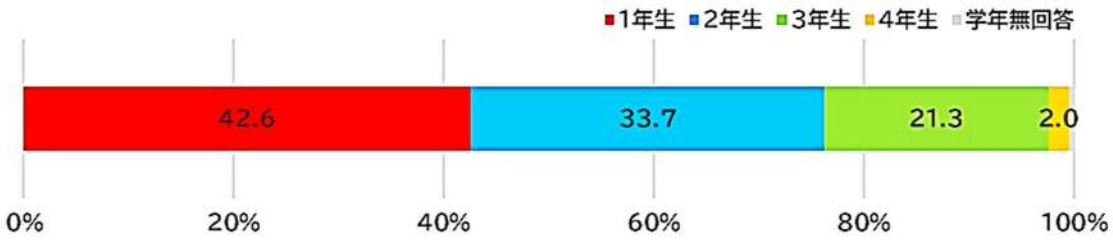

図5-2-2 学年構成比(%)<173件の回答>
大切だと思う権利:
【自分らしく生きる権利】第6条「(1)ありのままの自分が認められること。」

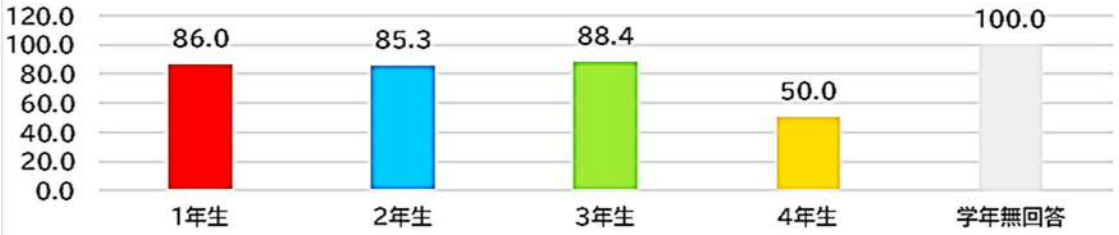

図5-2-3 学年別構成比(%)
<学年別回答数;1年生:86件中74件/2年生:68件中58件/3年生:43件中38件/4年生:4件中2件/学年無回答:1件中1件>
大切だと思う権利:
【自分らしく生きる権利】第6条「(1)ありのままの自分が認められること。」

5-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

豊かに育つ権利を定めた第 7 条のなかで、大切だと思われている割合が最も高い項目は、図[5-3-1]より、「(1) 遊ぶこと。」が 89.6%、次いで、「(2) 学ぶこと。」が 83.1%、「(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」が 82.6%、「(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」が 81.1%と 8 割台が続きます。7 割台は、「(5) 友だちをつくること。」75.6%、「(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」73.6%、「(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」71.6%の 3 項目があり、6 割台は「(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。」66.7%、「(9) 自然に親しむこと。」66.2%、「(7) 地域や社会の活動に参加すること。」61.7%の 3 項目となっています。第 7 条もまた、第 5 条・第 6 条と同様に、全ての項目が 6 割以上と、回答者の多くが本権利を重視していることがわかります。

また、「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」に関して、図[5-3-2]の学年構成比を見ると、「1 年生」が 41.0%と最も多く回答しており、次に「2 年生」の 34.9%、「3 年生」の 21.1%、「4 年生」の 2.4%が続きます。一方、学年別構成比をまとめたで図[5-3-3]によると、「4 年生」の 100.0%が最も多く、次に「2 年生」の 85.3%、「3 年生」の 83.3%、「1 年生」の 79.1%と続いています。全学年において 8 割近く、または、それ以上の

数値となっており、どの学年でも本項目を大切に思う気持ちが強いと言えます。

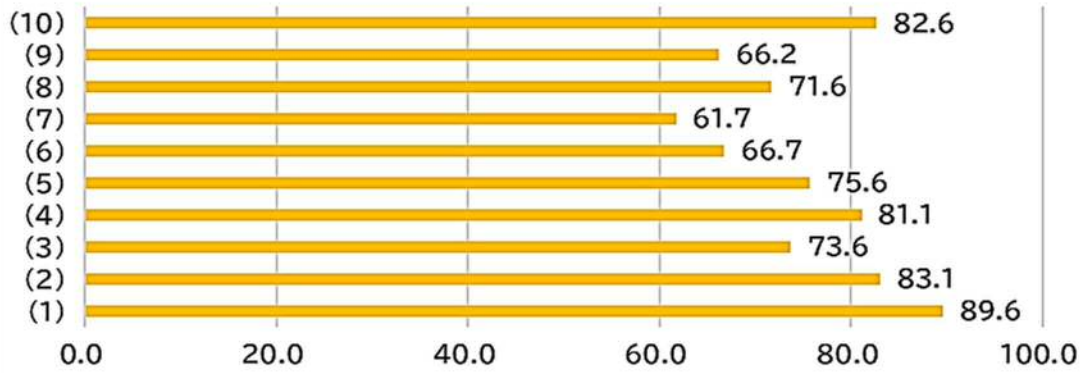

(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。
(9) 自然に親しむこと。
(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
(7) 地域や社会の活動に参加すること。
(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
(5) 友だちをつくること。
(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
(2) 学ぶこと。
(1) 遊ぶこと。

図5-3-1【豊かに育つ権利】第7条
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <201件の回答>

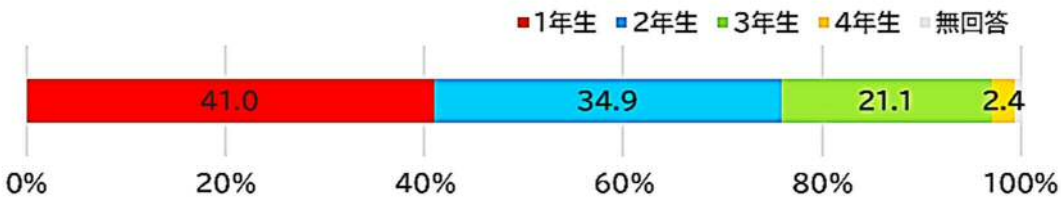

図5-3-2 学年構成比(%) <166件の回答>
大切だと思う権利:
【豊かに育つ権利】第7条「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」

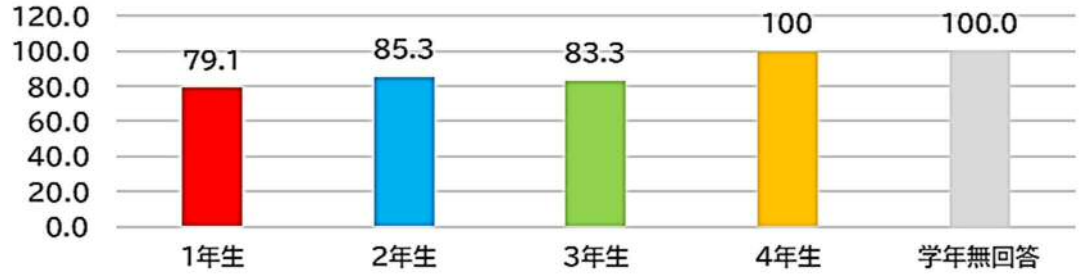

図5-3-3 学年別構成比(%)
<学年別回答数;1年生:86件中68件／2年生:68件中58件／3年生:42件中35件／4年生:4件中4件>
大切だと思う権利:
【豊かに育つ権利】第7条「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」

5-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第 8 条のなかで、大切だと思われている項目として最も高い割合は、図[5-4-1]より、「(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。」の 86.6%となっており、同じ 8 割台である「(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が 83.1%と続きます。次に、10 ポイントの差が開き、7 割台の「(6) 仲間をつくり、集まること。」が 73.1%、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が 68.2%、「(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」と「(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」がともに 67.7%と 6 割台が続きます。そして、第 8 条も第 5 条と同様に、全ての項目で 6 割台後半以上の数値であり、回答者の大半に重視されている権利であると言えます。

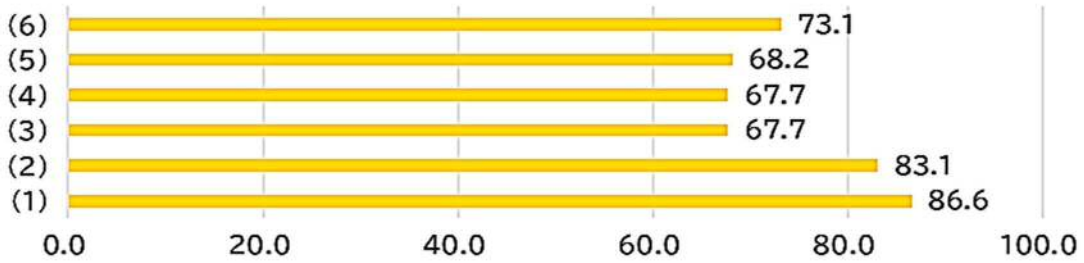

(6) 仲間をつくり、集まること。
(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図5-4-1【豊かに育つ権利】第7条
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <201件の回答>

6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

困りごとや悩みごとを抱えているときに相談する相手として図[6-1]より「学校の友だち」が65.3%と最も多く、次いで、「母」が 58.9%、10 ポイント以上の差が開き「自分で解決する」が 42.5%、そして、「部活の友だち」が 25.1%、「学校の先生」が 23.7%、「父」が 23.3%と 2 割台が続き、「きょうだい」が 19.6%、「地域の友だち」が 17.4%の 1 割台、「その他」が 7.8%、「相談できる人がいない」が 6.8%、最後に「スクールカウンセラー」の 4.6%がきます。また、表[6-2]は、図[6-1]の「その他」と答えた方に対し、相談できる人を質問した結果をまとめたものです。表[6-2]によると「知り合いの大学生」が 3 件と最も多く、次いで、「親友」「ネットの友だち」「塾の先生」がそれぞれ 2 件となっています。他にも、「祖母」「親戚」「相棒」「養護教諭の先生」がそれぞれ 1 件ずつあげられており、相談できる人を答えたものではないですが、「相談をあまりせず自分で終わらす」という回答もありました。

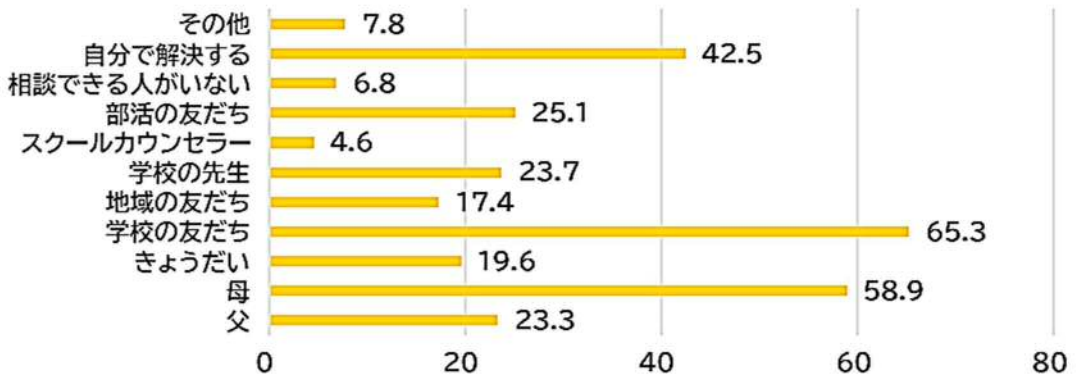

図6-1 あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。(%)
［複数回答可］ ＜219件の回答＞

表 6-2 あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

	回答数
祖母	1
親戚	1
親友	2
相棒	1
知り合いの大学生	3
ネットの友だち	2
養護教諭の先生	1
塾の先生	2
相談をあまりせず自分で終わらす	1
合計	14

＊図[6-1]の「その他」回答数 17 件に対し、14 件の回答がありました（無回答 3 件）。

7 豊田市が設置する相談窓口（「とよた子どもの権利相談室」）について

7-1 相談窓口（「とよた子どもの権利相談室」）の認知度

子どもの権利擁護に必要な支援をするために設置されている「とよた子どもの権利相談室」（愛称「こことよ」）について、図[7-1]より、知っている（「はい」）と回答した割合が 29.3%であるのに対し、知らない（「いいえ」）という回答は 67.6%と、認知度は高いと言えません。

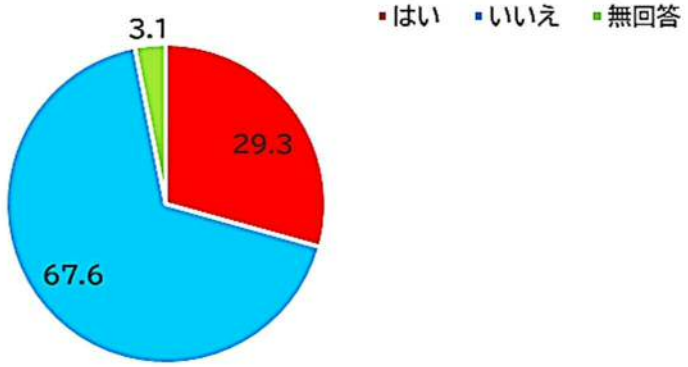

図 7-1 豊田市には、子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室」が設置されていることを知っていますか。（%）

7-2　相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール

「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)を利用するときに用いたいツールについて、図[7-2]より、最も多かったのは「ライン」(53.5%)で、半数を超えています。次いで、「電話＊無料」(39.6%)、「メール」(30.0%)、「直接＊対面」(19.8%)、「ツイッター」(18.4%)、「手紙」(6.5%)となっており、「その他」の回答 8 件のうち、「対面せずに直接話したい」という要望が 2 件ありました。これは、オンライン通話を指すものではないかと考えられます。また、他の 6 件は無回答でした。

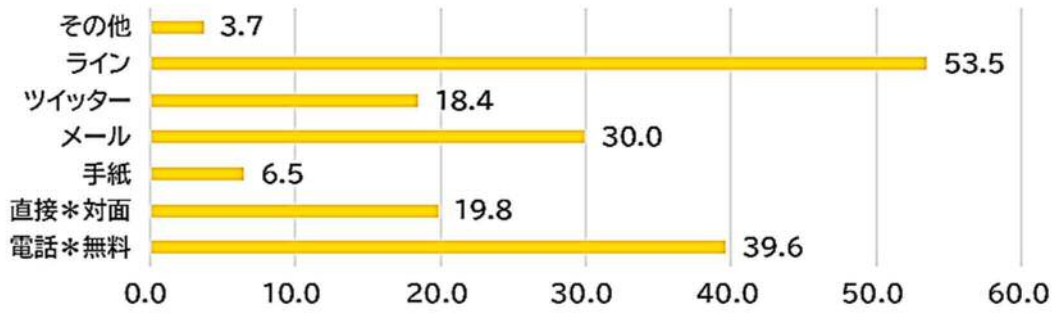

図7-2 もしも、「とよた子どもの権利相談室」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。(%)
［複数回答可］ <217件の回答>

8 子どもの権利に関する意見など（自由記述）について

8-1 内容の分類

アンケートには、子どもの権利に関する意見や考え、また、知りたいことや質問を自由に記述してもらう項目を設定し、高校生の意識を具体的に把握することを試みました。

20 件の回答がありましたが、内１件は入力ミスを知らせる内容であったため、有効回答 19 件を下記の通り 10 項目に分類しています。なお、内容を分類する際、一人の回答に複数の項目が含まれている場合には、それぞれの項目で数えています。

結果としては、「G 子どもの権利を知ることについて」の記述が最も多く、子どもの権利の内容を知りたいという思いが示される一方、「I 大人に対して」の項目では、子どもの権利条約やそれに関わる条例を保護者・教師といった大人も知るべきであるとの指摘もあります。また、「A 意見の表明・尊重について」「B 主体的参加について」「C 安心・安全な環境について」「D 暴言について」「E いじめ・虐待について」「F 貧困について」の項目では、家庭・学校・社会と子どもを取り巻く環境において子どもの権利が保障されていない実態があると記述されており、さらに、「H 相談方法について」では、相談者がより相談しやすい環境を整えるため、改善すべき点が挙げられています。「J その他」には、大学進学に係る質問と高齢者への不満が述べられています。

表8 分類項目とその数

分 類 項 目	合計
A 意見の表明・尊重について	2
B 主体的参加について	1
C 安心・安全な環境について	1
D 暴言について	1
E いじめ・虐待について	1
F 貧困について	1
G 子どもの権利を知ることについて	5
H 相談方法について	3
I 大人に対して	3
J その他	3
合 計	21

8-2　記述内容（個人情報保護の観点から一部修正を加えたほかは、誤植と思われるものを含め、原文のまま掲載しています）

A　意見の表明・尊重について

・子どもはどうしても、大人よりも後回しにされて子どもの言うことはあまり尊重されないけど、その中でも意見を言いたい子どもたちがいるからしっかりその子供を守ってあげる（守ってもらう）ためにも子どもの権利条約は必要だと思いました。

・子どもの全てを肯定的に表明するのではなく、子どもの危険な考え方などは否定的に表明するべき。

B　主体的参加について

・学校生活を生徒主体にしたい　生徒会があっても活動する時間がない　委員会活動は少ないし委員会がない　生徒が主体的に抑圧されることなく　活動できるような環境がほしい

C　安心・安全な環境について

・子供の”自由”が過ぎて、豊田市内でも深夜までカラオケなどで遊んだり、居酒屋などで飲酒している未成年が多く、親もそれを黙認、同意している事が多くて子供の安心して生きる権利の中の複数の権利が守られていないのかとも思います。

D　暴言について

・暴言を浴びせられるのでそれも犯罪？にしてほしい。ちょっと辛いです

E　いじめ・虐待について

・子どもの権利があっても、権利が守られていない子どもも多くいると思うと制定されている意味が本当にあるのだろうかと疑ってしまうと同時に胸が苦しくなります。子どもの権利の在り方の是非を考える前に実際にいじめを受けている子どもや児童虐待を受けている子どもを救うことの方が先なのではないでしょうか。

F　貧困について

・今の日本社会で学校に行っている子供の 99%は人権保証されていると思うが、極度の貧困に苦しむ人が先進国の中で以外にも多いのが日本です。そこへの保証をしていけたらよいと思う

G　知ることについて

・子供の権利があることを今まで知りませんでした。

・子供の権利とはなにかもっと早めに知りたかったです。（小学校高学年ぐらい）

・もっと、権利をいろんな人に、 知ってもらうべきだと思います。
・私は今高校３年生だから子どもの権利が守られているかどうかや、なにが大切かなど考える事ができるけれど、同じ子どもの権利を持っているのにまだそれについて深く考えられない年齢の子どもが権利を侵害されていても本人は気づけないと思った。子どもの権利については社会の授業などで習って存在は知っていたが、どんな内容かは全く知らなかった。存在だけでなく内容を広く知ってもらわなければ子どもの権利が存在していないのと同じになると思う。
・学校では, 教えてもらっていないことだったので, 知りたいなと思いました

H 相談方法について

・相談室などにおいて、24 時間電話受付等とアピールしているところがあると思いますが、最近の子供は電話をすることが苦手であることが多く、特に気の滅入っている人にとっては電話をすることは非常にハードルの高いことだと思います（実際に私も電話は苦手ですし、元から苦手な人が落ち込んでいる時にそれをできるわけがないです）。 電話だけでなくメールでの対応や、特に LINE などの、自分のメッセージをきちんと読んでくれたかどうかが分かるツールでの対応を広げていってほしいです。むしろ LINE をメインに据えて、電話やメールでも対応できますよ、という方向にすべきだと私は思います。 また相談者が送る文章の内容に関して、書くのが苦手な人も多いと思いますし、何より疲れることですので（この「文章を考えて話さなければならない」ということは、電話をかけにくい原因の一部でもあります）、 箇条書きでも良いだとか、文章にしなくても辛いことや思ったことをただ書くだけでもいいよ、といったことをアピールしていくことも必要だと私は思います。
・関係ないことかもしれないけど、学校にスクールカウンセラーが来たときに行きたいと思ったら先生に言わないといけないのですが、それだと行きずらいと思います。（うちの学校だけだったらすみません。）
・電話するのに、初めて話す人にそんな重苦しい事を話して良いものかと不安がある気がします。なので、トークで話せる機能があるのはいいと思います。また、男性恐怖症・女性恐怖症といった特定の人物に体する対処があるととても有難いと思います。

I 大人に対して

・私たち子供のために大人の方たちが考えて下さっているんだな、守られているんだなと感じました。
・子どもはもちろんだが、保護者や教師なども知っておくべきだと感じた。
・周りには守られていない人が多くいるように感じます。例）親の過干渉によりプライバシーが守られない 高校生である私たちにアンケートを取るのも実態を知る上で大切だとは思いますが、親に豊田市子ども条例、子どもの権利条約を知っているかなどのアンケートを行い、親に過干渉なら過干渉を気づかせる等の意識改革を図った方が良いと思います。

J　その他

・受験のことで相談したいことがあります。先生から「推薦するためには〇〇大学を受験するように」との指導を受けた。
・正直子供より高齢者の権利の方が守られていると感じている。
・政治家は、高齢者の意見ばかり聞いている。

9 とよた子どもの権利相談室の所感

9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について

(1)高校生の権利意識の全体状況の概観

今回の調査のなかで、私たちは、あらためて「子どもの権利」をいっそう社会全体に広げていくことの重要性を再認識しました。

今回の調査では、市内に在住する高校生の「豊田市子ども条例」の認知度は、46.9%となりました。2018 年に、「第 3 次豊田市子ども総合計画」の策定に向けて実施された市民意向調査において示されていた、高校生の条例認知度 33.6%を上回る数字となりました。2013 年の同調査では31. 8%でしたので、年々認知度が上昇しているという傾向にあります。

調査結果に示されていましたように、学年別の条例の認知度については、今回、「1 年生」が42.7%と最も高い割合を示していました。条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1 年生」が 12.4%と最も多くなっていました。このことは、昨年度より市内の全中学校を対象に取り組みをスタートさせている中学生向けの「子どもの権利啓発事業」が一定の効果をもたらしているのではないかと考えられます。中学生向けの権利啓発事業を、今後も積極的に推進していくことが大事になると思います。

一方、条例の認知度は、当然なことではありますが、市外に在住する高校生で、かなり低くなっています。市外に在住する高校生に向けた条例の普及・啓発が大きな課題となっています。子どもの権利条約についての認知度は、市内在住者・市外在住者ともに60%前後の数字となっており、多くの学校で学習として取り上げられていることがうかがえます。

注目したいのは、子どもの権利をもっとよく知りたいと回答した割合が 6 割を超え、高校生が「子どもの権利」を学びたいと考えている意欲の高さがうかがえることです。自由記述でも、「子どもの権利については社会の授業などで習って存在は知っていたが、どんな内容かは全く知らなかった」「学校では、教えてもらっていないことだったので、知りたいなと思いました」と、権利の「内容」を学ぶ機会を充実させてほしいとの要求が示されています。

さらに、自由記述では、「保護者や教師なども知っておくべき」「親に豊田市子ども条例、子どもの権利条約を知っているかなどのアンケートを行い(中略)意識改革を図った方が良い」として、大人にも子どもの権利を知ってほしいと高校生たちは求めています。

子どもの権利の内実を保障するためには、子どもだけでなく、大人の理解を深めることが重要であり、子どもの権利保障を追求することは、ひいては、社会全体のより良い権利保障の実現につながりうると考えられます。そのため、今後、大人に対しても、子どもの権利の認知度や抱える困難を確認することが必要であると言えます。

(2)高校生にとって「守られていないと感じている権利」はどのようなものか

次に、今回の調査では、守られていないと感じる権利のなかで最も高い割合を示し(56.9%)、また、大切だと思う権利としても 85.6%と高い割合となっているのが、「ありの

ままの自分が認められること。」という権利です（本報告書の 16 頁をご参照ください）。もちろん、子どもの権利の各項目は、互いに関連性をもっていますが、特に本項目は、あらゆる権利項目が保障されてこそ実感しうるもので、子どもの権利全体の内実を保障していくことが重要であると考えられます。

とりわけ、守られていないと感じる割合の高い（4 割を超える）項目は、次頁の表[9]の通りで、a と b については、生命と生存に関わるため、迅速に問題の把握と対応ができる制度や機関が求められ、これは、c とも関連します。ただし、相談できる環境の整備としては、制度や機関にとどまらず、学校で対応に当たる教職員の多忙さや家庭環境として保護者が仕事と生活のバランスを取りえない状況があるなど、大人への社会的援助や心理的支援を視野に入れる必要もあります。

こうした状況については、国連の子どもの権利委員会第 2370 回会合で採択された総括所見（2019 年 2 月 1 日）では、日本社会の競争的性質および過度な競争などによってストレスの多い学校環境があることが指摘されています。これは、特に d・h に関係し、競争主義に基づく特定の価値基準にしばられ、個性を見つめることすらかなわない、さらに、自由に自分の可能性を追求するには、挑戦や失敗を繰り返すことも当然、認められるべきことですが、それも許されない状況に置かれていると考えられます。

さらに、上記のような社会状況では g が軽視されやすいことは想像に難くなく、子どもの生活と発達において休息・余暇・遊び・レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する権利を保障することが重要であることを社会全体として認識し、余暇や自由な遊びのために十分な時間の配分や資源を整えることが求められます。また、e は、大人の意識や姿勢の問題とも言えますが、大人自身もまた自らの人格が尊重されているのかが懸念されるところです。さらに、f は、子どもの最善の利益を確保するためにも子どもの意見の表明、尊重、そして、表[9]の⑥のように、子どもが関わる事柄に関しては、参加を保障する環境を整えなければいけません。また、参加という点では、無論、i の情報を得る権利を保障することも重要であり、これは、自分の意見を構築するためにも欠くことのできないものと言えます。

以上のことから、ありのままの自分が認められていないと感じる割合が高い背景には、日本の社会状況と学校環境が競争主義に傾倒し、特定の価値基準に子どもたちがしばられることで、自らの権利を行使できない現状があることが指摘できます。そして、これは、大人にも生じうるもので、（1）の大人に係る状況の把握を踏まえ、支援方策を考える必要があります。

表 9 守られていないと感じる割合(%)の高い(4 割を超える)項目

権利項目		割合	具体的な声(「8-2 記述内容」)
【安心して生きる権利】 第5条 (図[4-1])	a:あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。	44.9	①:「暴言を浴びせられるのでそれも犯罪?にしてほしい。ちょっと辛いです」(D) ②:「(前略)、極度の貧困に苦しむ人が先進国の中で以外にも多いのが日本です。(後略)」(F)
	b:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。	41.8	③:「(前略)実際にいじめを受けている子どもや児童虐待を受けている子どもを救うことの方が先なのではないでしょうか。」(E)
	c:困っていることや不安に思っていることを相談すること。	40.8	
【自分らしく生きる権利】 第6条 (図[4-2-1])	d:個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。	45.1	
	e:プライバシーや名誉が守られること。	41.2	④:「周りには守られていない人が多くいるように感じます。例)親の過干渉によりプライバシーが守られない(後略)」(I)
	f:自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。	40.2	⑤:「子どもはどうしても、大人よりも後回しにされて子どもの言うことはあまり尊重されない(後略)」(A) ⑥:「学校生活を生徒主体にしたい(中略)生徒が主体的に抑圧されることなく 活動できるような環境がほしい」(B)
【豊かに育つ権利】 第7条 (図[4-3-1])	g:遊ぶこと。	47.7	
	h:夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。	47.7	
	f:自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。	46.5	⑤と同じ。
【参加する権利】 第8条 (図[4-4-1])	i:必要な情報を大人や社会に求め、集めること。	52.4	
	f:自分の気持ちや考えを表明すること。	40.2	⑤と同じ。

(3)相談窓口について

高校生にとって、相談できる人がいる割合は、8割(219件中190件)を超える一方、「相談できる人がいない」(6.4%)、あるいは「自分で解決する」のみを選択(6.8%)した高校生も、少なくありません。

まず、「相談できる人がいない」ということは、安心して自分の気持ちや考えを話せる相手がいないということであり、緊張感や不安感、孤独感などに強くさいなまれていることが考えられます。この場合、支援策の一つとしてスクールカウンセラー(以下、SC)や「こことよ(とよた子どもの権利相談室)」(以下、こことよ)の利用があげられますが、SCの利用は 4.6%(図[6-1])、「こことよ」の認知度は 29.3%(図[7-1])にとどまり、相談機能はまだまだ十分に活用されているとは言えません。

SCに関する自由記述では、利用に際し、「先生に言わないといけないのですが、それだと行きづらい」とする意見がありました。各学校においては、SCに直接、相談を申し込める仕組みを整えることが必要となっているとみられますし、今後、SC がなかなか利用されない要因を確かめていくことが求められます。

「こことよ」については、相談ツールの幅を広げ、物理的ハードルを下げていくことが課題となっています(図[7-2])。自由記述では、「(相談内容に関して)箇条書きでも良いだとか、文章にしなくても辛いことや思ったことをただ書くだけもいいよ、といったことをアピールしていくことも必要」「男性恐怖症・女性恐怖症といった特定の人物に対する対処があるととても有難い」といった意見がありました。相談室の広報活動にあたり、何を伝えれば、心理的ハードルが下げられるのかを考えること、また、そのためにも、どのようなところであれば相談しようと思ってもらえるのかを把握し、環境を整備していく必要があります。

次に、「自分で解決する」ことは、自らの力で困難を乗り越えることであり、それ自体、成長発達の証であると捉えられます。ただし、本調査では、誰かに相談したいと思ったが、理由があって自分で解決せざるをえなかったのか、そもそも相談したいと思わないのか、判断できません。前者であれば、自由記述などでその理由を把握し、支援策を考える必要がありますし、後者については、子どもの権利委員会第 2370 回会合で採択された総括所見(2019 年 2 月 1 日)で、日本社会の競争的性質や学校制度の過度に競争的なシステムの問題が指摘されているように、自己責任を意識せざるをえず、相談しようということ自体、考えにくい状況に置かれている可能性も考えられます。したがって、相談したいと思わない理由を把握することが今後、必要であると言えます。

9-2 調査結果をふまえた今後の課題

(1)調査結果・自由記述欄から読み取る学校・家庭・地域の課題について

先に示したように、高校生が「守られていない」と感じている権利のうち、最も高い割合を示し(56.9%)、また、大切だと思う権利としても高い割合を示した(85.6%)のが、「ありのまま

の自分が認められること。」という権利です。多くの高校生が、「ありのままの自分」でいることが難しいと感じていることを、私たちはどのように考えればよいのでしょうか。

私たちは、こうした問題の背景には、数値で点数化された受験競争や、あるいは就職に向けて画一的な評価や指導がまかり通ってしまっていることにその要因を見出すことができるかもしれないと考えます。制服・うわばき・髪型・下着や靴下の色指定をはじめとして、過度に子どもを束縛している校則が、「ありのままの自分」を押し殺してしまう原因となってはいないでしょうか。

高校時代とは、自立をかけて、大きく羽ばたいていく時期にあたります。ご家庭では、子どもの人間としての人格を尊重できているでしょうか。無理に進路を押し付けたりはしていないでしょうか。これからの社会の担い手としての高校生たちが、学校でも地域でも、主体となって活躍できる場所や機会はどれくらいあるでしょうか。

「ありのままの自分」でいられるために、高校生たちは何を求めているのでしょうか。学校・家庭・地域で、「子どもの意見表明」を出発点にしながら、それぞれのあり方を考えあう機会としていただければと思います。自由記述には、「学校生活を生徒主体にしてほしい」との意見がありました。高校生には、自らの生活のあり方を自らの力で考えようとする意欲も能力も備わっているように思います。

自由記述に、「暴言を浴びせられていて辛い」との記述がありました。暴言は、暴力と並んで虐待にあたるものです。暴言を浴びせられ続けば、誰だって「ありのままの自分」ではいられなくなります（大人だってそうです）。心が委縮してしまうからです。暴力や暴言、虐待のない環境を創り出していくことも私たちの重要な課題のひとつです。

最後に、高校生の中に、「極度の貧困に苦しむ人が日本にもいることが問題」と考えて記述してくださった方がいらっしゃいます。自らの権利を知り、そして、他者の権利に気づくことができる、すばらしい感性が育まれていると感じました。こうした高校生たちの新鮮な感性を、社会全体で励ましていくことが求められているのではないでしょうか。

（2）今後の調査活動の課題

今後、高校生向けの権利意識調査を継続的に実施していくことにより、今回の調査では分析できなかった点を含め、さらに詳細につかむことができるように思われます。調査への協力者数をどのようにして引き上げていくのか、調査の実施時期は適切であったかなど、検証していくことが必要です。

また、今回は、学校に通う高校生を対象としていましたが、高等学校の課程に類する課程をおく各種学校は調査対象には含まれませんでした。今後、こうした各種学校に通う生徒を含め、調査対象を広げていくことも大きな課題です。そのことによって、まさに「すべての子ども」を対象とした、子どもの権利の普及と啓発がすすめられていくことになるのだろうと思います。

参考資料

1 単純集計結果

問 1-1 あなたの学年を教えてください。

	回答数	構成比(%)
1 年生	97	43.1
2 年生	74	32.9
3 年生	48	21.3
4 年生	5	2.2
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 1-2 あなたの性別を教えてください。

	回答数	構成比(%)
女	134	59.6
男	88	39.1
その他	2	0.9
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

	回答数	構成比(%)
豊田市内	148	65.8
豊田市外	76	33.8
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	77	34.2
いいえ	146	64.9
無回答	2	0.9
合計	225	100.0

問 4 あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	16	7.1
いいえ	209	92.9
合計	225	100.0

問 5 あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	133	59.1
いいえ	92	40.9
合計	225	100.0

問 6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	171	76.0
いいえ	52	23.1
無回答	2	0.9
合計	225	100.0

問 7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

	回答数	構成比(%)
思う	140	62.2
思わない	85	37.8
合計	225	100.0

問 8-1【安心して生きる権利】第 5 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	39	39.8
(2)	31	31.6
(3)	28	28.6
(4)	30	30.6
(5)	24	24.5
(6)	44	44.9
(7)	40	40.8
(8)	41	41.8
対象者数	98	−

問 8-2【自分らしく生きる権利】第 6 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	58	56.9
(2)	46	45.1
(3)	41	40.2
(4)	29	28.4
(5)	38	37.3
(6)	33	32.4
(7)	42	41.2
対象者数	102	−

問 8-3【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	41	47.7
(2)	19	22.1
(3)	25	29.1
(4)	40	46.5
(5)	23	26.7
(6)	30	34.9
(7)	17	19.8
(8)	23	26.7
(9)	26	30.2
(10)	41	47.7
対象者数	86	−

問 8-4【参加する権利】第 8 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	33	40.2
(2)	30	36.6
(3)	26	31.7
(4)	21	25.6
(5)	43	52.4
(6)	29	35.4
対象者数	82	−

問 9-1【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 ［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	183	91.0
(2)	169	84.1
(3)	134	66.7
(4)	157	78.1
(5)	155	77.1
(6)	152	75.6
(7)	147	73.1
(8)	169	84.1
対象者数	201	－

問 9-2【自分らしく生きる権利】第 6 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 ［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	173	85.6
(2)	167	82.7
(3)	147	72.8
(4)	130	64.4
(5)	156	77.2
(6)	157	77.7
(7)	156	77.2
対象者数	202	－

問 9-3【豊かに育つ権利】第 7 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 ［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	180	89.6
(2)	167	83.1
(3)	148	73.6
(4)	163	81.1
(5)	152	75.6
(6)	134	66.7
(7)	124	61.7
(8)	144	71.6
(9)	133	66.2
(10)	166	82.6
対象者数	201	－

問 9-4【参加する権利】第 8 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 ［複数回答可］

	回答数	比率(%)
(1)	174	86.6
(2)	167	83.1
(3)	136	67.7
(4)	136	67.7
(5)	137	68.2
(6)	147	73.1
対象者数	201	－

問 10-1　あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
父	51	23.3
母	129	58.9
きょうだい	43	19.6
学校の友だち	143	65.3
地域の友だち	38	17.4
学校の先生	52	23.7
スクールカウンセラー	10	4.6
部活の友だち	55	25.1
相談できる人がいない	15	6.8
自分で解決する	93	42.5
その他	17	7.8
対象者数	219	－

問 10-2　「10-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	14	82.4
無回答	3	17.6
対象者数	17	100.0

問 11　豊田市には子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室」が設置されていることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	66	29.3
いいえ	152	67.6
無回答	7	3.1
合計	225	100.0

問 12-1　もしも、「とよた子どもの権利相談室」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。

［複数回答可］

	回答数	比率(%)
電話＊無料	86	39.6
直接＊対面	43	19.8
手紙	14	6.5
メール	65	30.0
ツイッター	40	18.4
ライン	116	53.5
その他	8	3.7
合計	217	－

問 12-2 「12-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	2	25.0
無回答	6	75.0
対象者数	8	100.0

問 13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。 [自由記述]

	回答数	構成比(%)
記述あり	19	8.4
無回答	206	91.5
合計	225	100.0

2 質問項目(漢字調査票)

子どもの権利に関する高校生意識調査アンケート

・この調査は、「豊田市子どもの権利擁護委員」が、豊田市内の高校に通学する高校生を対象に、子どもの権利に関する意識調査を行うものです。

・「豊田市子どもの権利擁護委員」は、豊田市子ども条例に基づき設置されている子どもの権利救済機関です。

・ここで「子ども」とは 18 歳未満の人のことをいいます。

・18 歳又は 19 歳で高校に在学中の人も豊田市子ども条例に規定された「子どもの権利」の保障の対象となります。

・この調査は、個人の考え方を特定して、正しいかどうかを判定するものではありません。あなたのご意見やお考えを率直にお答えください。

・アンケートの内容についてあなた個人の情報を、あなたの家庭やあなたの通う学校の方々にお伝えすることは絶対にありませんので、安心してご回答ください。

・アンケートの回答中、つらい気持ちや悲しい気持ちになるようなことがあれば、いつでも回答を中止することができます。回答を中止することで、あなたが不利益を受けるようなことは一切ありません。

・この調査の実施にあたっては、名古屋大学教育学部教育行政学研究室が協力しています。

1-1　あなたの学年を教えてください。

　１年生

　２年生

　３年生

　４年生

1-2　あなたの性別を教えてください。

　男

　女

　その他

2　あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

　豊田市内

　豊田市外

3　あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

　はい

　いいえ

4　あなたは「豊田市子ども条例」
（https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1007534.html）を読んだことがありますか。

　はい

　いいえ

5　あなたは国連の「子どもの権利条約」
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html）を知っていますか。

　はい

　いいえ

6　あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

　はい

　いいえ

7　あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。
　思う
　思わない

8 「豊田市子ども条例」は、次のような子どもの権利を保障しています。「8-1」「8-2」「8-3」「8-4」のそれぞれの権利のなかで、自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

8-1【安心して生きる権利】第 5 条　子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
（2）愛情と理解をもってはぐくまれること。
（3）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
（4）平和で安全な環境の下で生活すること。
（5）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
（6）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
（7）困っていることや不安に思っていることを相談すること。
（8）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

8-2【自分らしく生きる権利】第 6 条　子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）ありのままの自分が認められること。
（2）個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
（3）自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
（4）自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
（5）安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
（6）安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
（7）プライバシーや名誉が守られること。

8-3【豊かに育つ権利】第 7 条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）遊ぶこと。

（2）学ぶこと。
（3）保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
（4）自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
（5）友だちをつくること。
（6）様々な世代の人々とふれあうこと。
（7）地域や社会の活動に参加すること。
（8）芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
（9）自然に親しむこと。
（10）夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

8-4【参加する権利】第 8 条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）自分の気持ちや考えを表明すること。
（2）表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
（3）年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
（4）年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
（5）必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
（6）仲間をつくり、集まること。

9「豊田市子ども条例」の権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

9-1【安心して生きる権利】第 5 条　子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
（2）愛情と理解をもってはぐくまれること。
（3）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
（4）平和で安全な環境の下で生活すること。
（5）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
（6）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
（7）困っていることや不安に思っていることを相談すること。
（8）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

9-2【自分らしく生きる権利】第 6 条　子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

（1）ありのままの自分が認められること。
（2）個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
（3）自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
（4）自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
（5）安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
（6）安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
（7）プライバシーや名誉が守られること。

9-3【豊かに育つ権利】第 7 条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）遊ぶこと。
（2）学ぶこと。
（3）保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
（4）自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
（5）友だちをつくること。
（6）様々な世代の人々とふれあうこと。
（7）地域や社会の活動に参加すること。
（8）芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
（9）自然に親しむこと。
（10）夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

9-4【参加する権利】第 8 条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。
（1）自分の気持ちや考えを表明すること。
（2）表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
（3）年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
（4）年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
（5）必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
（6）仲間をつくり、集まること。

10-1　あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。[複数回答可]
父
母
きょうだい

学校の友だち
地域の友だち
学校の先生
スクールカウンセラー
部活の友だち
相談できる人がいない
自分で解決する
その他

10-2　10-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

11　豊田市には、子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室（愛称「ことよ」）」（https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sodan/1029292/index.html）が設置されていることを知っていますか。
はい
いいえ

12-1　もしも、「とよた子どもの権利相談室（愛称「ことよ」）」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。[複数回答可]
電話（無料）
直接（対面）
手紙
メール
ツイッター
ライン
その他

12-2　12-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

13　子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。[自由記述]

3　高校生アンケート協力依頼文書

アンケートにご協力をお願いします！

あなたの『権利』は守られていますか？

たとえば…

これは、とよた子どもの権利相談室と名古屋大学が「豊田市子ども条例」・「子どもの権利」に関する高校生の意識調査を行うためのものです。是非、ご協力ください！

アンケートは、以下のQRコードまたはインターネット検索から読み取れます。

＜ＱＲコード＞

（通常版）　（ひらがな版）

＜インターネット検索＞

ここととよ　検索

✓ とよた子どもの権利相談室（ここととよ）のホームページへアクセス

✓ 高校生意識調査にある外部リンクからアンケートへ

なお、この調査によるあなたの個人の情報を、家族や学校の方々に伝えることはありません。
調査に参加しないことによる不利益は一切ありません。安心してご回答ください。
※アクセスの時にかかる通信料は自己負担になります。

所要時間　：　１０分
調査の期間　：　２０２０年　１１月　３０日まで
調査の実施者　：　とよた子どもの権利相談室（豊田市）　及び　名古屋大学
問い合わせ　：　TEL　０５６５－３３－９３１７　とよた子どもの権利相談室

＜参考資料＞

・豊田市子ども条例

・豊田市子ども規則

・2020 年度　擁護委員・相談員・室長　名簿

〇豊田市子ども条例

平成１９年１０月９日

条例第７０号

改正　平成２５年６月２８日条例第３５号

平成２６年１０月１日条例第４７号

平成２７年３月２６日条例第１８号

目次

前文

第１章　総則（第１条～第３条）

第２章　子どもにとって大切な権利（第４条～第８条）

第３章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第９条～第１１条）

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第１２条～第２０条）

第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第２１条～第２６条）

第６章　子どもに関する施策の推進と検証（第２７条～第３０条）

第７章　雑則（第３１条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくり

を進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例で「子ども」とは、１８歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

２　この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

３　この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

（責務）

第３条　保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

２　市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

３　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

４　市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第２章　子どもにとって大切な権利

（子どもの権利と責任）

第４条　子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

２　子どもは、自分の権利を大切にするよう努めなければなりません。

３　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。

４　子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

（安心して生きる権利）

第５条　子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

（１）命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

（２）愛情と理解をもってはぐくまれること。

（３）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

（４）平和で安全な環境の下で生活すること。

（５）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

（６）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

（７）困っていることや不安に思っていることを相談すること。

（８）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

（自分らしく生きる権利）

第６条　子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

（１）ありのままの自分が認められること。

（２）個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。

（３）自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。

（４）自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

（５）安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。

（６）安心して過ごすことができる居場所を持つこと。

（７）プライバシーや名誉が守られること。

（豊かに育つ権利）

第７条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

（１）遊ぶこと。

（２）学ぶこと。

（３）保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。

（４）自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。

（５）友だちをつくること。

（６）様々な世代の人々とふれあうこと。

（７）地域や社会の活動に参加すること。

（８）芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。

（９）自然に親しむこと。

（１０）夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

（参加する権利）

第８条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

（１）自分の気持ちや考えを表明すること。

（２）表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。

（３）年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。

（４）年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。

（５）必要な情報を大人や社会に求め、集めること。

（６）仲間をつくり、集まること。

第３章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

（家庭における権利の保障）

第９条　保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

２　保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

３　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

４　保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

５　保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第１０条　育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

２　育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなけ

ればなりません。

３　育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

４　育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。

５　育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。

６　育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

７　育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

（地域における権利の保障）

第１１条　市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

２　市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

３　市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

４　市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの権利の周知と学習支援）

第１２条　市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

２　市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

３　市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

（子育て家庭への支援）

第１３条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

２　市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

（特別なニーズのある子ども・家庭への支援）

第１４条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

（子どものいじめの防止などに関する取組）

第１５条　市は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１２条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

（子どもの虐待の予防などに関する取組）

第１６条　市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

２　子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

３　育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

４　市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

（有害・危険な環境からの保護）

第１７条　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないよう取り組まなければなりません。

（１）環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

（２）喫煙、飲酒及び薬物の濫用

（３）売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

（４）過激な暴力や性などの有害な情報

（５）犯罪の被害や加害

（６）公共施設や交通機関などにおける危険な環境

（子どもの居場所づくりの推進）

第１８条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

２　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

３　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

４　市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

５　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

（意見表明や参加の促進）

第１９条　市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

２　育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

３　市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

４　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

（子ども会議）

第２０条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復

（子どもの権利擁護委員の設置など）

第２１条　市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

２　擁護委員は、３人以内とします。

３　擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

４　擁護委員の任期は２年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

５　擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第２２条　擁護委員は、次の仕事を行います。

（１）子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。

（２）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。

（３）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（４）調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

（５）勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

２　擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

（１）仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

（２）申立人などの人権について十分に気を配ること。

（３）取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

（擁護委員への協力）

第２３条　市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

２　保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

（勧告や要請への対応）

第２４条　市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

２　市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

（勧告や要請などの内容の公表）

第２５条　擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

２　擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

（活動状況などの報告と公表）

第２６条　擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第６章　子どもに関する施策の推進と検証

（子ども総合計画）

第２７条　市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

２　子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

３　市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

４　市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）

第２８条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさ

しいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

２　推進会議の委員は、３０人以内とします。

３　委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

４　委員の任期は２年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

５　推進会議には、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第１項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

６　推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２５条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第２９条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

（１）子ども総合計画に関すること。

（２）子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（３）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

２　推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

３　推進会議は、前２項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第１４条第１項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項各号の事務を行います。

４　推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第３０条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

２　市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

３　市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第７章　雑則

（委任）

第３１条　この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附　則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第１９条並びに第５章及び第６章の規定は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（平成２０年３月規則第４号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第１９条及び第６章の規定は同２０年６月１日から、第５章の規定は同２０年１０月１日から施行）

附　則（平成２５年６月２８日条例第３５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年７月１日から施行します。

（豊田市社会福祉審議会条例の一部改正）

２　豊田市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成２６年１０月１日条例第４７号）

この条例は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月２６日条例第１８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行します。

（豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正）

２　豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成２２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〇豊田市子ども規則

平成２０年３月２８日

規則第３号

改正　平成２０年９月３０日規則第６９号

平成２４年１２月２７日規則第９２号

平成２６年３月２５日規則第２３号

平成２６年１０月１日規則第６６号

平成２７年３月１８日規則第２号

平成２７年３月２６日規則第２５号

平成３０年３月２６日規則第２２号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　豊田市子ども会議（第３条・第４条）

第３章　豊田市子どもの権利擁護委員（第５条～第１７条）

第４章　豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第１８条～第２４条）

第５章　雑則（第２５条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、豊田市子ども条例（平成１９年条例第７０号。以下「条例」といいます。）第３１条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第２条　条例第２条第１項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が１８歳又は１９歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校又は中等教育学校

（２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設

（３）前２号に準ずる学校や施設

第２章　豊田市子ども会議

（委員）

第３条　条例第２０条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第４条　子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

２　市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

３　市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第３章　豊田市子どもの権利擁護委員

（兼職などの禁止）

第５条　条例第２１条第１項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

２　擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

３　擁護委員は、前２項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

（代表擁護委員）

第６条　擁護委員のうち１人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

２　代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。

３　代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。

４　その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

（子どもの権利相談員）

第７条　擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

２　条例第２２条第２項及びこの規則の第５条の規定は、相談員について準用します。

（相談及び救済の申立て）

第８条　何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

２　相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

（救済の申立書など）

第９条　救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

（１）申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

（２）申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

（３）申立ての趣旨

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日

（５）権利の侵害の内容

（６）他の機関への相談などの状況

２　擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

（調査）

第１０条　擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

（１）判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。

（２）裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。

（３）議会に請願又は陳情を行っているとき。

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日から３年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。

（５）条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。

（６）申立てに重大な偽りがあるとき。

（７）具体的な権利の侵害を含まないとき。

（８）その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

２　擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第２２条第１項第３号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

３　擁護委員は、第１項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第１１条　擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第１項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

２　擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第２項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第１２条　擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

２　擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

３　擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

４　擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第１３条　擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明につ

いて協力を求めることができます。

２　擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

３　擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（身分証明証の提示）

第１４条　擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

（相談室の設置など）

第１５条　子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を豊田市小坂本町１丁目２５番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

２　相談室は、次に掲げる事務を行います。

（１）擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。

（２）子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。

（３）子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。

（４）条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。

（５）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

３　相談室に室長その他の職員を置きます。

４　室長は、次世代育成課長の指示に従い、相談室の事務を管理します。

（相談室の利用日及び利用時間）

第１６条　相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。ただし、１２月２８日から翌年の１月４日までを除きます。

利用日	利用時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前１０時から午後６時１５分まで
金曜日	午前１１時４５分から午後８時１５分まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができます。

（電話相談の受付）

第１７条　擁護委員及び相談員が、電話による相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、１２月２８日から翌年の１月４日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後１時から午後６時まで
金曜日	午後１時から午後８時まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第４章　豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

（会長及び副会長）

第１８条　条例第２８条第１項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長各１人を置き、委員の互選により決めます。

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第１９条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

２　推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（委員）

第２０条　条例第２８条第３項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

（豊田市児童福祉審議会）

第２１条　条例第２８条第５項に規定する豊田市児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」といいます。）については、児童福祉法第９条に定めるもののほか、次項から第４項までに定めるところによります。

２　第１８条第２項及び第３項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第１８条第２項及び第３項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

３　第１９条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、同条第１項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

４　臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合には、第１９条第２項及び第３項の規定の適用について、委員とみなします。

（豊田市幼保連携型認定こども園審議会）

第２２条　条例第２８条第６項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会（以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２５条に定めるもののほか、次項及び第３項に定めるところによります。

２　第１８条第２項及び第３項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第１８条第２項及び第３項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

３　第１９条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、同条第１項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

（部会）

第２３条　推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

２　部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。

４　部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。

５　部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

６　推進会議は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項第１号及び第２号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決

をもって推進会議の議決とすることができます。

７　第１９条の規定は、部会の会議について準用します。

（庶務）

第２４条　推進会議の庶務は子ども部次世代育成課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第５章　雑則

（委任）

第２５条　この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附　則

この規則中第２章及び第４章の規定は平成２０年６月１日から、第３章の規定は平成２０年１０月１日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附　則（平成２０年９月３０日規則第６９号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行します。

附　則（平成２４年１２月２７日規則第９２号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２６年１０月１日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月１８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月２６日規則第２５号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行します。

附　則（平成３０年３月２６日規則第２２号）

この規則は、平成３０年８月１日から施行します。

２０２０年度　擁護委員・相談員・室長　名簿

職　名	氏　名	職業等
子どもの権利擁護委員 （代表）	石井　拓児 	豊田市非常勤特別職 （名古屋大学大学院 教授）
子どもの権利擁護委員	山田　麻紗子 	豊田市非常勤特別職 （臨床心理士・ 公認心理師・ 人間環境大学教授）
子どもの権利擁護委員 （2020年9月30日まで）	間宮　静香 	豊田市非常勤特別職 （弁護士・ 愛知県弁護士会）
子どもの権利擁護委員 （2020年10月1日から）	山谷　奈津子 	豊田市非常勤特別職 （弁護士・ 愛知県弁護士会）
子どもの権利相談員 （専門員） （2020年9月30日まで）	高橋　直紹	弁護士 （愛知県弁護士会）
子どもの権利相談員 （専門員）	木全　和巳	日本福祉大学教授
子どもの権利相談員 （専門員）	大村　　惠	愛知教育大学教授
子どもの権利相談員 （専門員） （2020年10月1日から）	間宮　静香	弁護士 （愛知県弁護士会）
子どもの権利相談員 （主任）	木村　浩美	会計年度任用職員
子どもの権利相談員	水島　成美	同
同	奥村　優子	同
同	渡邉　明日香	同
同	村上　由美	同
室長（事務局職員）	河合　賢典	次世代育成課職員

あ　と　が　き

子どもへの権利侵害の相談、救済機関としてとよた子どもの権利相談室が2008年10月に開設され、12年7か月が経過しました。
この間、活動内容については、年次ごとに「活動報告書」によって、皆様に公表しております。

2020年度は、5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。小学生及び中学生向けに年間3回発行している相談室だよりの名称も「こことよ」に変更し、その最初の発行は5月臨時号となりました。愛称が「こことよ」に決まったことと、一斉休校中の子どもたちに送る擁護委員のメッセージを掲載しました。
また、小学生、中学生及び高校生に毎年配布している啓発カード等にも愛称を入れました。当相談室をより親しみやすく覚えやすいものとし、子どもたちと「こことよ」はつながっていることを知ってもらいたいと思います。
2020年度の新規相談件数は、前年度と比較して20件の減少となりました。新型コロナウイルス感染症への対応で、それまでの日常が一変し、大人も子どもも様々な影響を受けました。辛い状況になってしまった子どもたちの中には、声を上げたくても上げることができない子どもがいると考えられ、とても心配な状況です。
このようなときこそ、子どもたち一人ひとりが大切にされ幸せに暮らしていけるよう、「豊田市子ども条例」と「子どもの権利」について多くの皆様にご理解いただくとともに、豊田市の「子どもにやさしいまちづくり」の推進が重要となっています。

「こことよ」では、引き続き、子ども本人から直接話を聴くことを基本にして、子どもにとっての最善の利益を目指します。また、中立的な第三者機関として、子どもや保護者、関係機関、地域等の皆様のご理解ご協力が得られ、信頼いただける活動に努めてまいります。

2021年6月
こ　こ　と　よ
とよた子どもの権利相談室
室長　河合　賢典

＜「こことよ」へのアクセス＞

（電車で来る場合）
・名鉄「豊田市駅」下車
・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

（バスで来る場合）
・名鉄バス「豊田市」下車
・おいでんバス「新豊田駅西」下車

２０２０年度
豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室　活動報告書

２０２１年６月発行

発行：こ こ と よ　　とよた子どもの権利相談室
住所：〒４７１－００３４
　　愛知県豊田市小坂本町１丁目２５番地　豊田産業文化センター４階
電話：０５６５－３３－９３１７（事務局）
ＦＡＸ：０５６５－３３－９３１４

≪こことよ相談専用電話≫

０１２０－７９７－９３１（フリーダイヤル）

子ども条例マスコットキャラクター

チ ル コ